

香川県環境基本計画（案）

県民みんなでつくる 人と自然が共生する持続可能な香川

香 川 県

目 次

第1章 計画に関する基本的事項

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ・性格	3
3	計画の期間	4
4	計画の対象範囲	4
5	基本的な考え方	5

第2章 香川県の自然環境と社会経済

1	自然環境	7
2	人口	9
3	経済	10
4	県民の意識	11

第3章 香川県がめざす環境の将来像と計画の基本目標

1	環境の将来像と基本目標	14
---	-------------	----

第4章 環境の保全に関する施策展開の方向

1	環境の保全に関する施策の体系	16
2	施策の展開	
第1節	環境を守り育てる地域づくりの推進	18
第2節	脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全	30
第3節	環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成	37
第4節	自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進	46
第5節	安全で安心して暮らせる生活環境の保全	56

第5章 計画の推進

1	推進体制	68
2	進行管理	68

参考資料

1	環境指標一覧	70
2	用語解説	76
3	香川県環境基本条例	81
4	令和元年度県政世論調査結果	86
5	令和3年度県政モニターアンケート調査結果	93
6	計画策定の経緯	112
7	香川県環境審議会委員名簿	113

第1章 計画に関する基本的事項

- 1 計画策定の趣旨**
- 2 計画の位置づけ・性格**
- 3 計画の期間**
- 4 計画の対象範囲**
- 5 基本的な考え方**

第1章 計画に関する基本的事項

1 計画策定の趣旨

香川県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、香川県環境基本条例に定める次の基本理念のもと、同条例第9条に基づき、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

【基本理念】

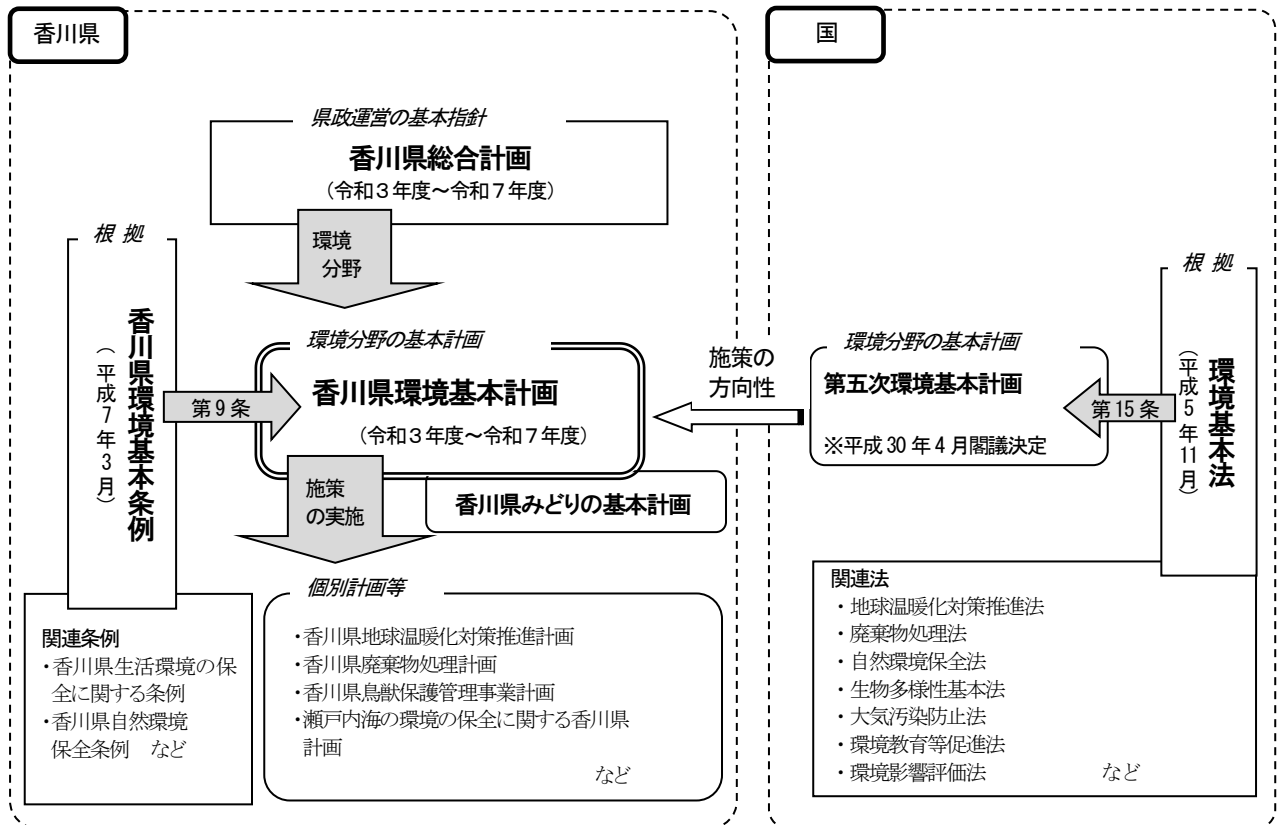
- 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が守られ、かつ、より質の高いものとして将来の世代へ継承され、及びその恵沢を県民が享受することができるように適切に行われなければならない。
- 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように積極的に行われなければならない。

2 計画の位置づけ・性格

環境基本計画は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中心的な役割を担う計画であり、本県の環境の保全に関する「長期的な目標」を掲げるとともに、目標の達成に向け、計画期間に展開する「施策の大綱（基本的事項）」を示しています。

- (1) 県政運営の基本指針である「香川県総合計画」の環境の分野別計画として、同プランが示す政策の基本的な方向に沿って、策定・推進します。
- (2) 環境基本計画は、本県の環境政策を推進する基本的な計画であることから、県の環境に関する個別計画等は、環境基本計画が示す方向に沿って策定・推進します。
- (3) 環境基本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等の推進に関する行動計画として、また、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」として位置づけます。

香川県環境基本計画の位置づけ



3 計画の期間

計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

4 計画の対象範囲

環境基本計画が対象とする範囲は、香川県環境基本条例第8条に定める施策の基本方針に基づき、地球環境分野、資源循環分野、自然環境分野、生活環境分野の4つの分野で、それぞれ次の項目について取り扱うこととします。

また、森林や身近な緑などの自然環境については、香川県みどりの基本計画で取り扱うこととします。

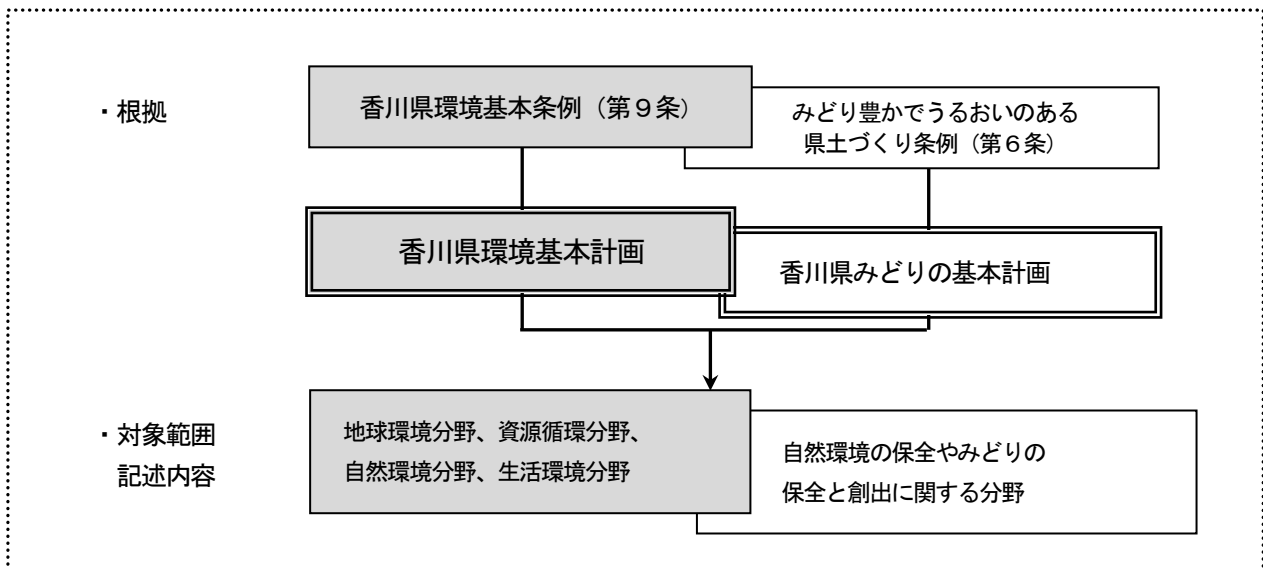
【環境基本計画が対象とする範囲】

地球環境分野	地球温暖化
資源循環分野	廃棄物、水循環等
自然環境分野	生物多様性、有害鳥獣、農地等
生活環境分野	大気環境、水環境、土壌・地盤環境、騒音、振動、悪臭、化学物質

【参考】

「香川県みどりの基本計画」の位置づけ

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年4月1日施行）に規定する緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画であるとともに、香川県環境基本条例に規定する自然環境の保全やみどりの創出などに関する分野における基本的な計画に位置づけています。



5 基本的な考え方

○人づくりから地域づくりへ

本県の豊かで美しい自然や快適な生活環境を守り育てていくためには、県民一人ひとりが環境保全に対する意識を高め、主体的に取り組んでいくことが重要であることから、本県では、これまで、環境教育・環境学習の推進などにより、さまざまな分野で環境を守り育てていくための「人づくり」に取り組んできました。

一方、環境の課題は、気候変動、資源循環、生物多様性など、相互に関連するとともに、複雑・多様化しており、こうした課題への対応に当たっては、行政だけでなく、県民をはじめ地域が一体となって取り組むことが必要となってきたことから、今後は、これまでの「人づくり」の取組みが地域に根差したものとなるよう、「地域づくり」にも重点的に取り組みます。

○SDGsの目標達成に向けて

SDGsとは、2015年に国連サミットにおいて採択された、2030年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、環境、経済、社会の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされています。

SDGsが掲げる17のゴールには、環境の分野に関連するものが多く、環境基本計画に掲げる施策は、基本的に、国のSDGs実施指針等に掲げられた施策と方向性を同じくするものであることから、環境基本計画に掲げる施策を実施することで、本県の環境の課題の解決を図るとともに、SDGsの目標達成にも貢献していきます。

○環境と成長の好循環の実現に向けて

近年、地球環境の保全と経済社会活動の両立を図る取組みが広がっており、新型コロナウイルスからの経済回復に当たっては、将来的に環境と成長の好循環が実現する社会をめざしていくため、新しい生活様式への移行の中で、大きく変容しつつある人々の働き方やライフスタイルも踏まえ、地球温暖化対策をはじめとした環境保全施策に、より積極的に取り組みます。

第2章 香川県の自然環境と社会経済

- 1 自然環境**
- 2 人口**
- 3 経済**
- 4 県民の意識**

第2章 香川県の自然環境と社会経済

1 自然環境

本県は、昭和9年に日本で初めて国立公園に指定された「瀬戸内海国立公園」の東部に位置し、四国の北東部にあります。面積は1,876.78平方km、全国に占める面積の割合は0.5%で、全国で最も小さい県です。

北は県花・県木のオリーブで知られる小豆島をはじめ、現代アートの聖地として世界的に有名な直島など、大小110余の島々が「世界の宝石」と称される瀬戸内海に浮かぶ多島美の景観を形成するとともに、静かな海面や白砂青松の浜、古い港町の家並や島々の段々畑など、自然と人間の営みが一体となった郷土風景が他にはない特色となっています。

また、南には讃岐山脈が連なり、北に向かって開けた讃岐平野から海岸、島しょ部一帯には、讃岐富士（飯野山）などに代表される孤立丘（円錐状の美しい小山）や、屋島に代表される溶岩台地が分布するなど、変化に富んだ地形が形成され、独特の景観を生み出しています。

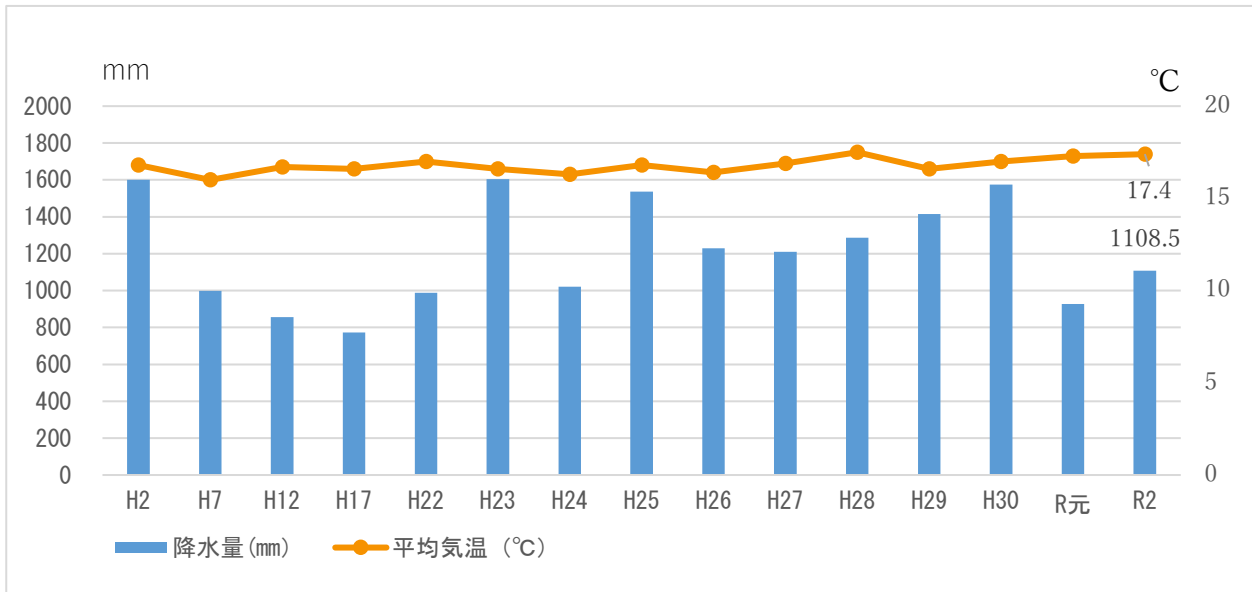
讃岐山脈に源を発する多くの河川は、讃岐平野を北流して瀬戸内海に注いでいますが、流路延長が短く急流で、また降水量が少なく、水資源に恵まれていないことから、県内には満濃池をはじめ、大小約1万2千余りのため池がつくられ、古くから県民の生活と密接に結びつくとともに、生物にとって大切な水辺の生息・生育環境を提供しています。

気候は、典型的な瀬戸内式気候で、年平均気温は16℃前後と比較的温暖であり、年間日照時間は2,116時間（令和元年）と全国上位にあります。温暖な気候と地震・台風などの自然災害も比較的少ないことなどから、他地域に比べて暮らしやすい地理的条件が強みとなっています。

土地利用は、讃岐平野を中心に田畑やため池からなる農業地域が広がり、平野部の山々や讃岐山脈をはじめ、瀬戸内海に浮かぶ島々でも森林地域が形成されています。これらの緑や水辺に囲まれた県土は、交通手段の発達に伴う生活圏、行動圏の拡大により、自然的、社会的、経済的条件のいずれにおいても一体性が強く、全県的に高度な土地利用が行われています。

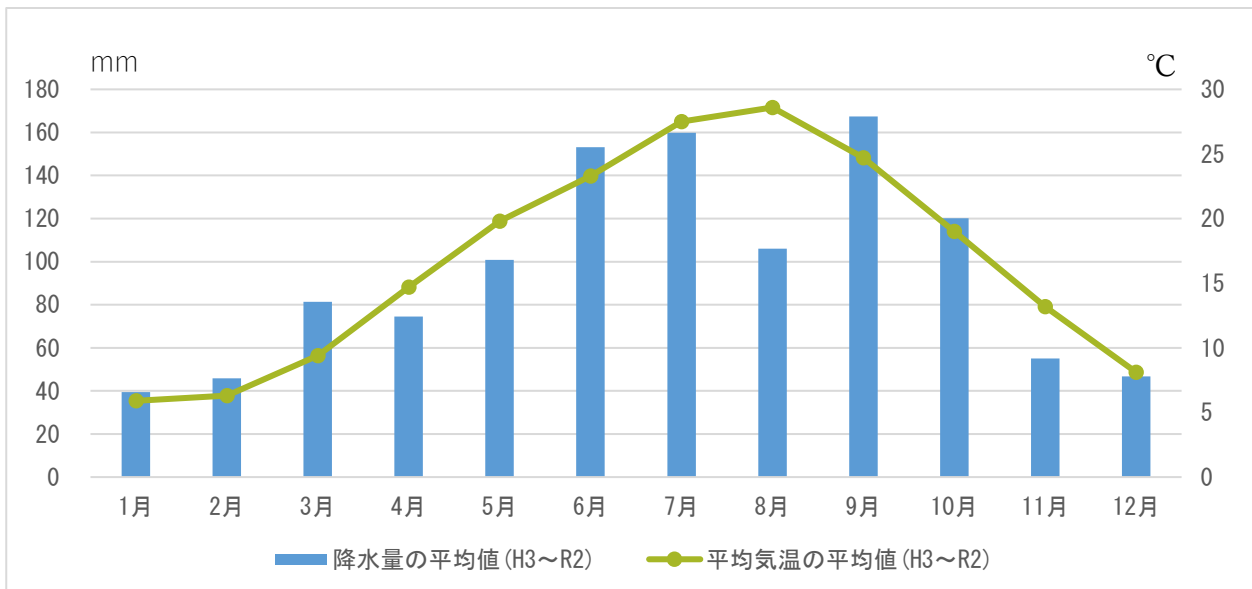
こうした豊かな自然環境は、人々にうるおいとやすらぎを与え、日々の暮らしを支える生活の基盤となるだけでなく、観光や産業などさまざまな分野において、本県経済の成長を支える貴重な財産となっています。

図 1-1 香川県の年間降水量と年平均気温



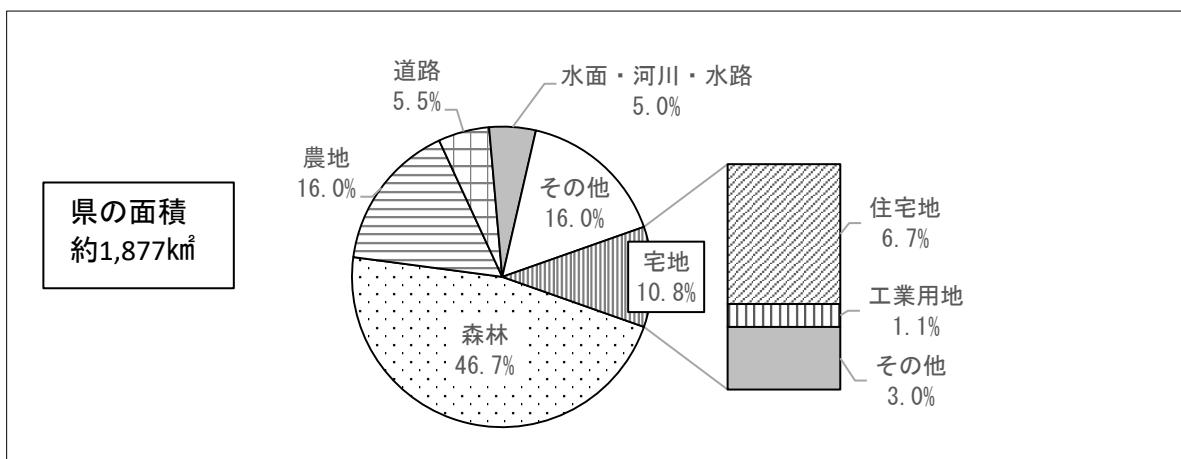
資料：気象庁「各種データ・資料（高松）」

図 1-2 香川県の月別平均降水量と月別平均気温



資料：高松地方気象台「香川県の気象（2020年 高松）」

図 1-3 香川県の土地利用状況



資料：令和2年度土地利用現況把握調査

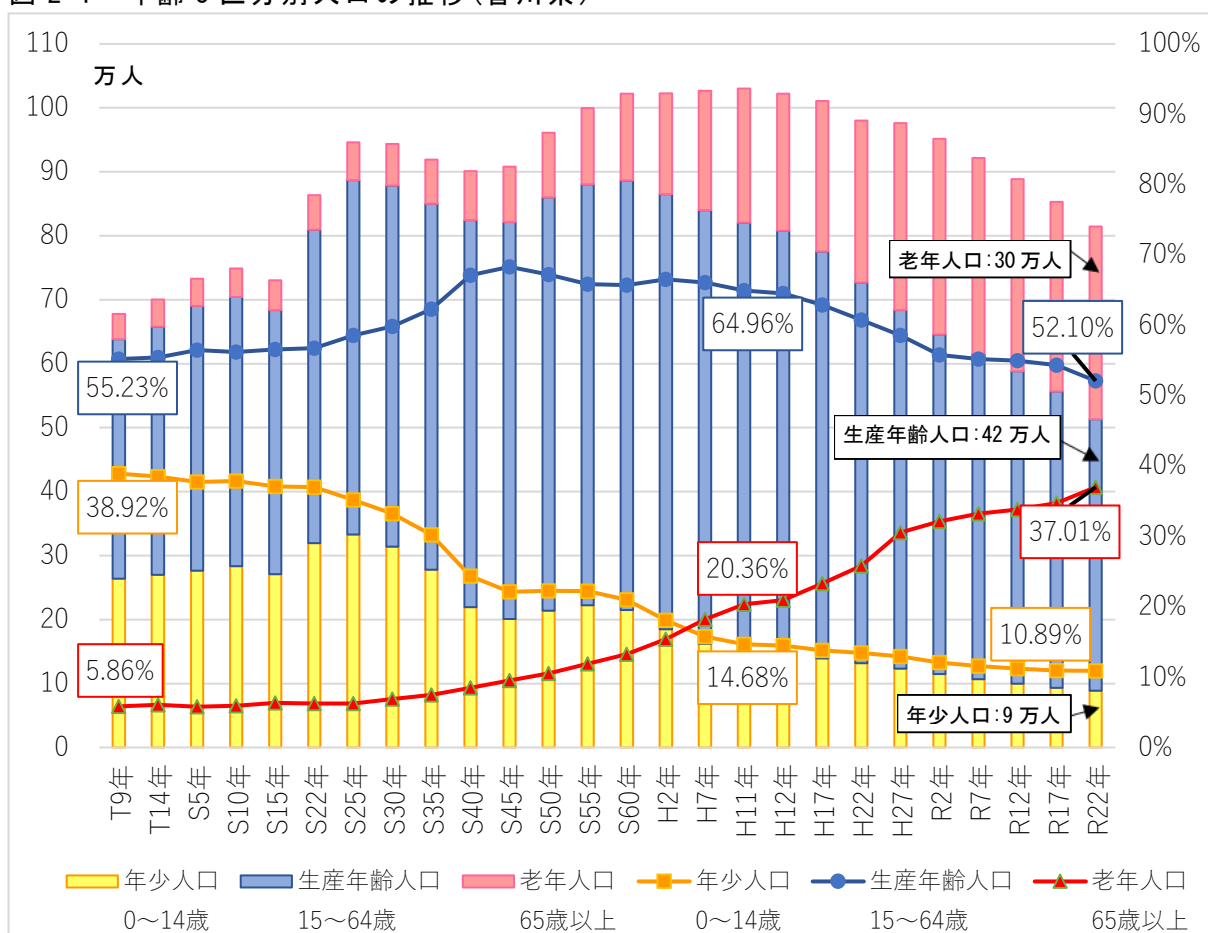
2 人口

本県の人口は、平成11(1999)年の約103万人をピークとして減少に転じ、令和2(2020)年の人口は約95万人と、平成12(2000)年以來21年連続の減少となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、現状のままで何も対策を講じなければ、今後、人口減少は加速的に進み、令和22(2040)年の本県の総人口は81万人程度にまで減少すると見込まれています。

年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)は、今後も減少し、令和22(2040)年に年少人口は、9万人を割り込み、生産年齢人口は、42万人程度にまで減少すると予測されています。一方、老年人口(65歳以上)は、平成27(2015)年から令和22(2040)年までの間は、30万人前後で推移すると予測されていますが、「かがわ人口ビジョン」(令和2年3月改訂版)では、令和42(2060)年に人口約77万人を維持するという目標を掲げており、人口減少問題の克服と地域活力の向上をめざし、幅広く人口減少対策を講じています。

図 2-1 年齢3区分別人口の推移(香川県)



資料：総務省統計局「国勢調査」、

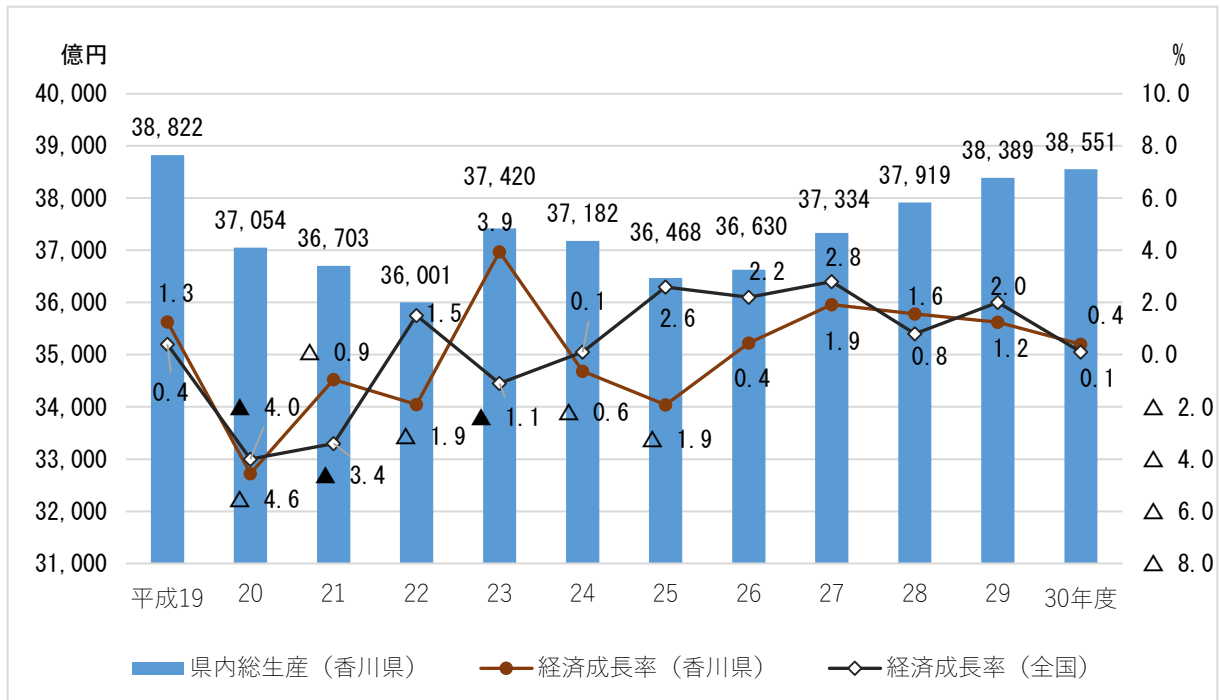
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」

3 経済

本県の平成30年度の県内総生産(名目)は、3兆8,551億円で、対前年度増加率(経済成長率)は0.4%と5年連続でプラス成長となりましたが、足元では、新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化しています。

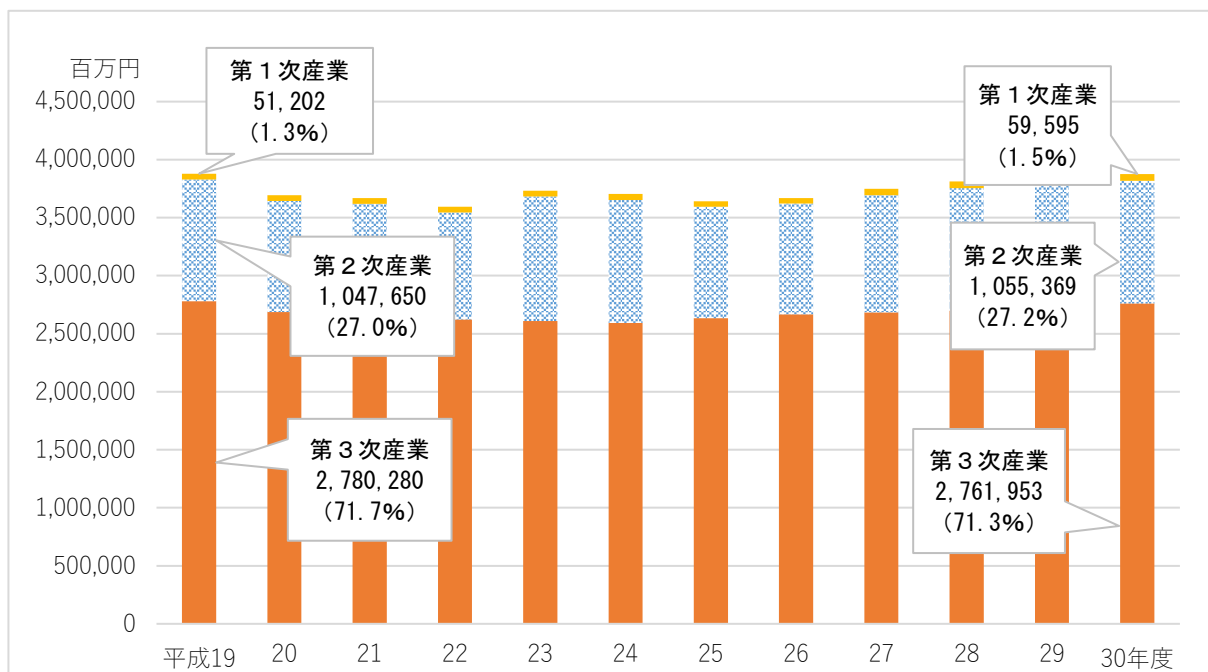
県内総生産を産業別にみると、第1次産業が1.5%、第2次産業が27.2%、第3次産業が71.3%を占めています。

図 3-1 県内総生産額と経済成長率(名目)



資料：平成30年度香川県県民経済計算

図 3-2 産業別県内総生産(名目)の推移



資料：平成30年度香川県県民経済計算

4 県民の意識

今回の香川県環境基本計画の策定にあたって、県民の環境に対する評価や関心、環境問題に関する考え方及び環境配慮の取組状況などを把握するために実施した、令和元年度県政世論調査の結果は次のとおりです。

環境に関する重要度・満足度について

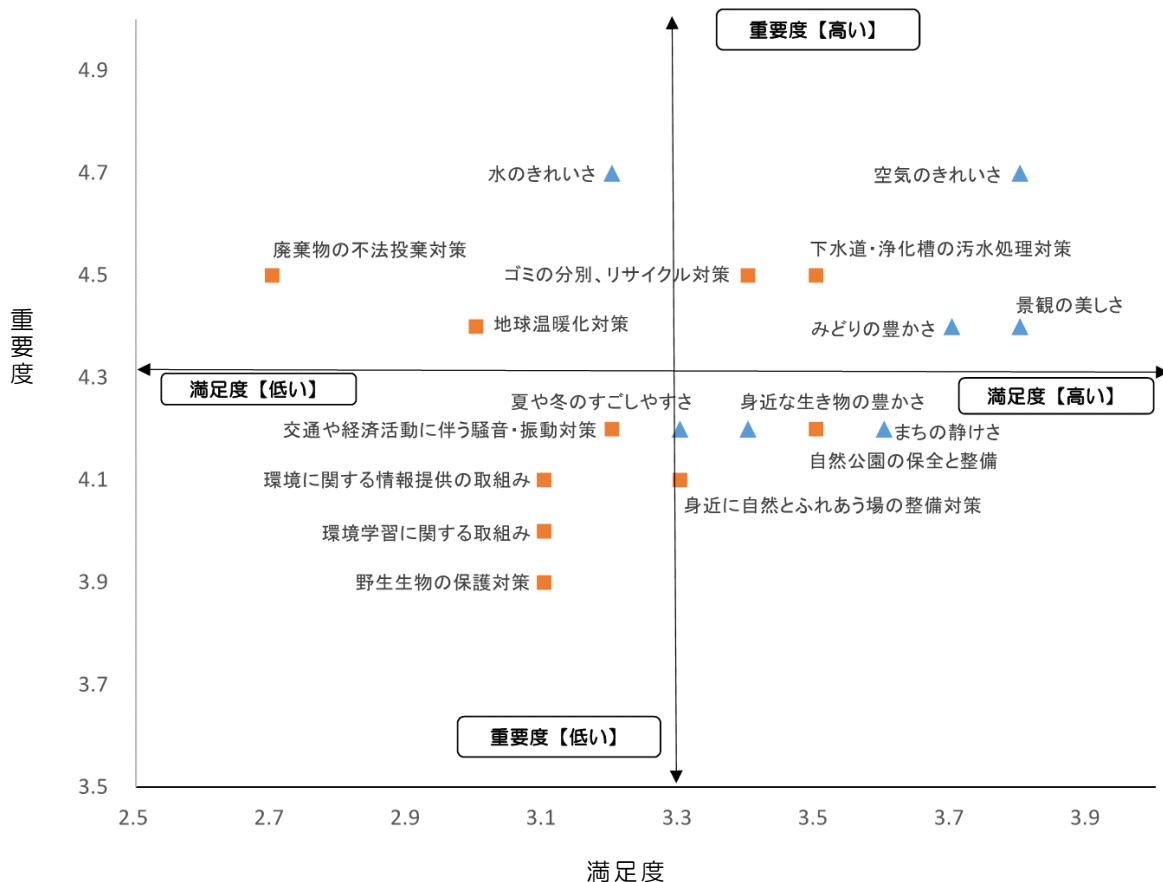
環境に関する重要度・満足度の結果は下の図のとおりです。

環境全般に対する県民の重要度の平均は4.3で、「まあ重要である」評価となっている一方、満足度の平均は3.3で、「どちらともいえない」評価となっています。

個別項目でみていくと、満足度・重要度ともに高いのは、『空気のきれいさ』や『景観の美しさ』、『みどりの豊かさ』など身のまわりの環境の項目が多くなっています。また、重要度が高く、満足度が低いのは、『廃棄物の不法投棄対策』や『地球温暖化対策』など、行政の環境への取組みの項目が多い結果になっています。

図 4-1 環境に関する満足度・重要度の散布図

(回答者数 1,530 人)



▲は『身のまわり環境』の満足度・重要度を、■は『行政の環境への取組み』に対する満足度・重要度をそれぞれ表しています。

【参考】

平均値の算出について

重要度・満足度のそれぞれの選択肢に得点を配分し、設問ごとに平均値を算出しています。

重要度	満足度	得点配分
とても重要である	満足している	5
まあ重要である	やや満足している	4
どちらともいえない	どちらともいえない	3
あまり重要でない	やや不満である	2
全く重要でない	不満である	1

満足度
平均値

$$= \frac{\text{「満足」} \times 5 + \text{「やや満足」} \times 4 + \text{「どちらともいえない」} \times 3 + \text{「やや不満」} \times 2 + \text{「不満」}}{\text{「無回答」を除く有効回答者数}}$$

第3章 香川県がめざす環境の将来像と 計画の基本目標

1 環境の将来像と基本目標

第3章 香川県がめざす環境の将来像と計画の 基本目標

1 環境の将来像と基本目標

本県には、瀬戸内海をはじめ、里地・里山など、人が関わることにより育まれてきた豊かで美しい自然があり、これらを守り、より質の高いものとして将来の世代に引き継いでいくためには、地域社会を構成するすべての主体が、それぞれの責務や役割のもとで環境保全活動に積極的に取り組む必要があることから、「環境の将来像」を次のとおりとします。

【環境の将来像】

県民みんなでつくる 人と自然が共生する持続可能な香川

また、本県がめざす環境の将来像の実現に向けた環境の保全に関する施策を展開するため、次のとおり環境分野ごとの基本目標を設定し、具体的な施策の展開を図っていきます。

【基本目標】

- I 環境を守り育てる地域づくりの推進
- II 脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全
- III 環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成
- IV 自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進
- V 安全で安心して暮らせる生活環境の保全

第4章 環境の保全に関する施策展開 の方向

- 1 環境の保全に関する施策の体系**
- 2 施策の展開**

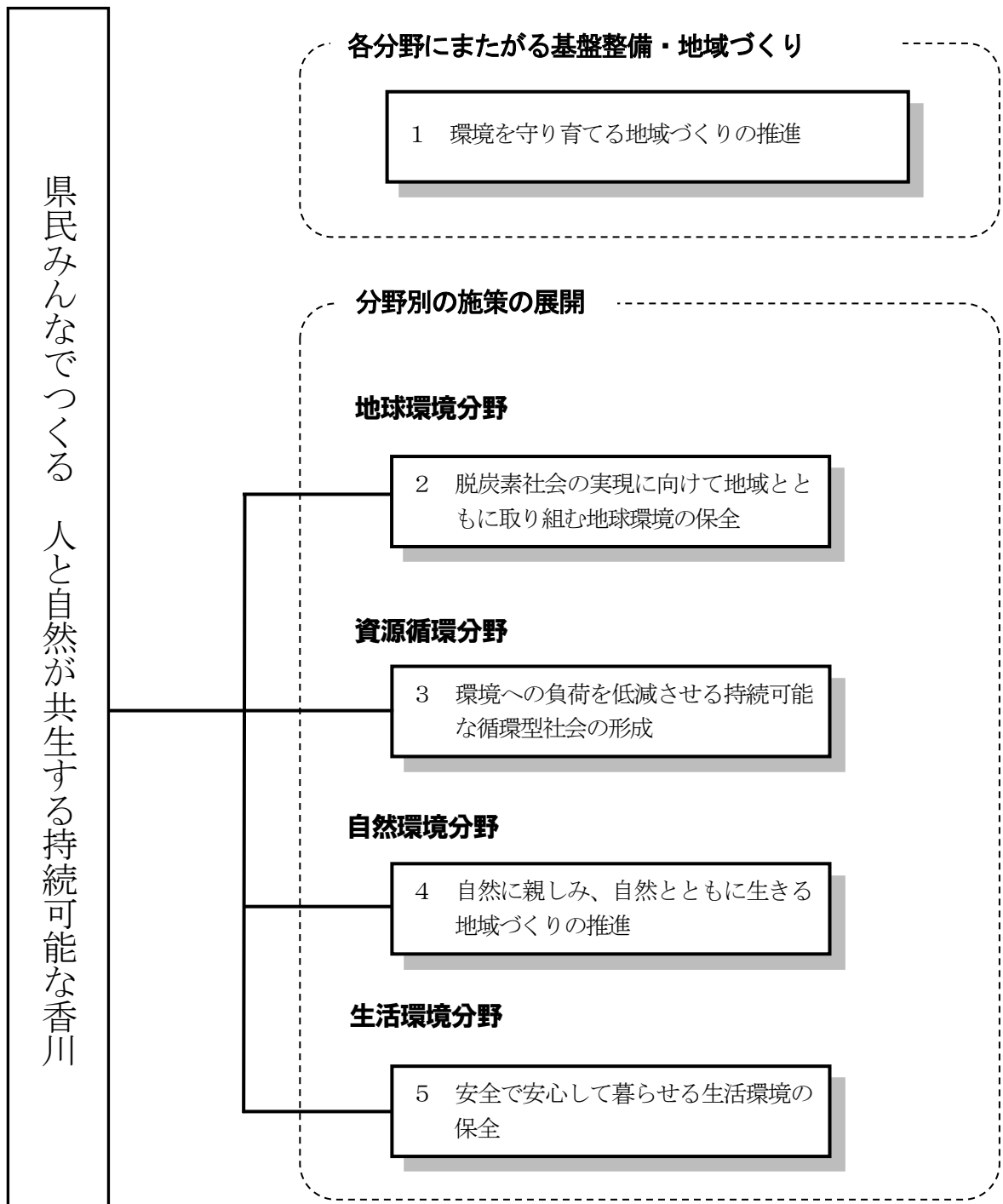
第4章 環境の保全に関する施策展開の方向

1 環境の保全に関する施策の体系

環境の将来像を実現するため、各分野にまたがる基本目標と4つの環境分野ごとの基本目標を設定し、施策展開の方向を示します。

環境の将来像

基本目標



施策体系

基本目標	施策区分	施策展開
大項目	中項目	小項目
【各分野にまたがる基盤整備・地域づくり】 1 環境を守り育てる地域づくりの推進	1-1 持続可能で環境と調和した地域づくりの推進	1-1-1 県民・事業者・民間団体の自主的取組みの促進
		1-1-2 あらゆる主体との連携・協働による取組みの推進
	1-2 環境教育・環境学習の充実	1-2-1 幅広い場における環境教育・環境学習の推進
		1-2-2 環境学習のきっかけづくりの推進
	1-3 県民参加の山・川・里（まち）・海の環境保全	1-3-1 みどりづくりの推進
		1-3-2 里海づくりの推進
	1-4 うるおいのある快適な地域づくり	1-4-1 景観、自然に配慮した快適な環境の整備
		1-4-2 歴史的・文化的環境の保全と活用
		1-4-3 適正な土地利用の調整
	【地球環境分野】 2 脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全	2-1 地球温暖化の防止を図るための対策（緩和策）
2-1-2 再生可能エネルギー等の導入促進		
2-1-3 森林整備と都市緑化の推進		
2-1-4 CO ₂ 以外の温室効果ガス対策の推進		
2-2 地球温暖化による被害を回避・軽減するための対策（適応策）		2-2-1 気候変動適応センターの機能充実
		2-2-2 気候変動に適応した対策の推進
【資源循環分野】 3 環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成	3-1 循環型社会づくりの推進	3-1-1 2R（リデュース、リユース）の推進
		3-1-2 リサイクルの推進
	3-2 廃棄物の適正処理の推進	3-2-1 廃棄物の適正処理の推進
		3-2-2 災害廃棄物処理体制の充実・強化
	3-3 水循環の促進	3-3-1 水を大切にする社会への転換
【自然環境分野】 4 自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進	4-1 生物多様性の保全	4-1-1 生物多様性の保全に向けた取組みの推進
		4-1-2 希少野生生物の保護
		4-1-3 野生鳥獣の保護管理
	4-2 有害鳥獣対策と外来種対策の推進	4-2-1 有害鳥獣対策の強化
		4-2-2 特定外来生物の防除
		4-2-3 外来種対策の推進と普及啓発
	4-3 農地等の保全と持続的活用	4-3-1 農地等の保全と持続的活用
【生活環境分野】 5 安全で安心して暮らせる生活環境の保全	5-1 大気環境の保全	5-1-1 監視の実施及び県民への情報提供
		5-1-2 大気汚染物質の発生源対策等の推進
	5-2 水環境、土壌・地盤環境の保全	5-2-1 監視の実施及び県民への情報提供
		5-2-2 水質汚濁発生源対策の推進
		5-2-3 水環境の保全対策の推進
		5-2-4 土壌・地盤環境の保全対策の推進
	5-3 騒音・振動・悪臭・化学物質対策等の推進	5-3-1 騒音・振動・悪臭防止対策の推進
		5-3-2 化学物質対策等の推進

2 施策の展開

環境の現状と課題、施策の方向等は次のとおりです。また、施策の進捗状況を把握・評価するため、原則として、施策体系の5つの基本目標ごとに2つの指標を設定するとともに、個別の施策展開ごとに指標を設定し、全体として45項目の指標を設定しています。

第1節 環境を守り育てる地域づくりの推進

【基本目標における指標】

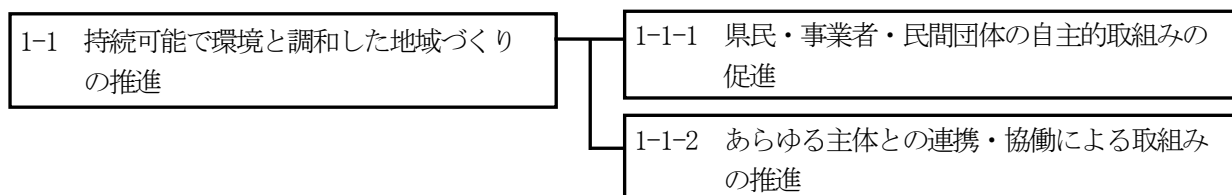
項 目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
県と連携した市町・事業者・民間団体数	団体	69	94
環境保全活動や環境学習講座等への参加状況 (県政モニターアンケートで「環境保全活動」や「環境学習」に「参加した」と回答した人の割合)	%	29.4 (R3.6 現在)	40.0

1-1 持続可能で環境と調和した地域づくりの推進

現状と課題

- 現在、さまざまな分野で、2015年の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」の実施に向けた取り組みが進められていますが、SDGsが掲げる経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対する目標には、環境の分野に関連する目標が多く含まれており、今後、「環境を守り育てる地域づくり」を推進していくためには、SDGsの考え方を取り入れていく必要があります。
- 環境の課題は、温室効果ガスの排出による地球温暖化など地球規模の課題から、廃棄物の不法投棄や自然破壊など生活環境や自然環境の課題に至るまで、複雑・多様化しており、これらの課題への対応に当たっては、県民、事業者、民間団体など地域社会を構成するすべての主体が、日常生活や事業活動において、それぞれの責務や役割のもとで、自主的な取り組みを進めることに加え、相互に連携・協働しながら取り組む必要があります。
- 各主体が自主的に、また、相互に連携・協働しながら地域の環境保全に取り組むためには、それぞれが必要とする情報が、迅速かつ的確に、いつでも、だれにでも分かりやすく提供される必要があります。こうした取り組みが広がり、持続的なものとなっていくためには、経済的・社会的に評価される必要があります。

施策の体系



1-1-1 県民・事業者・民間団体の自主的取組みの促進

ア) 日常生活における環境負荷低減の取組みの促進

- リサイクル商品や地産地消商品の購入、環境や社会に対する負担を軽減するサービスの選択など、日常生活における人や社会、環境に配慮した消費行動について普及啓発を図るとともに、環境美化運動や緑化運動などの環境保全活動への参加や、持続可能なライフスタイルへの転換を促進します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式の変化を機に、世帯単位での省エネルギーをはじめとした環境負荷低減の取組みを発信し、各家庭で自ら考えて実践する環境配慮行動の普及を促進します。

イ) 事業活動における環境負荷低減の取組みの促進

- エコアクション 21 など事業者の経営規模等にあった環境マネジメントシステムの普及を図るとともに、金融機関や関係団体等と連携して省エネ設備の導入等に対する環境配慮型投資を促進するなど、事業者の環境に配慮した経営の取組みを広めます。
- 新しい生活様式への転換や働き方改革の中で、環境負荷低減に寄与するワークスタイルの推進を図るとともに、SDGs の視点等を取り入れて環境に配慮した活動を行っている事業者や製品を「環境配慮モデル」として認定し、先進事例として広く発信します。
- 開発事業による環境への影響を回避・低減するため、環境影響評価法や香川県環境影響評価条例に基づき、一定規模以上の開発事業に対する環境影響評価手続きの適正な運用を図るとともに、環境影響評価制度の対象とならない中小規模の開発事業についても事業者による環境配慮が適切になされるよう、環境に配慮すべき事項を明示した環境配慮指針の普及に努めます。

ウ) 県自らの活動における環境負荷低減の取組みの推進

- 県有施設の省エネルギー改修や太陽光発電設備の導入、電力の使用状況を知らせるデマンド監視装置の積極的な活用など、省エネルギーの推進に加え、用紙使用量や廃棄物の減量化、環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）など、かがわエコオフィス計画に基づき、県自らが率先して環境に配慮した活動を行います。
- ゼロカーボンへの取組みを推進するため、公用車には電気自動車など環境に配慮した次世代型自動車の導入を進めるとともに、職員に対しても、エコ金デー（マイカー通勤自粛デー）の実践を呼びかけ、率先して公共交通機関を利用することや、徒歩、自転車などによるエコ通勤を促します。

1-1-2 あらゆる主体との連携・協働による取組みの推進

ア) あらゆる主体による連携と協働の取組みの充実・強化

- 環境保全に向けて、県民、事業者、民間団体、自治体などが、適切な役割分担のもとで主体的に取組みを進めるとともに、それらの取組みが地域に広がり、持続的なものとなるよう、各主体と協力・連携して活動の展開を図ります。
- 身近なところで、環境を軸としてさまざまな主体、世代、場所などがつながり、環境保全への関心と理解を相互に深めながら行動につなげていくことができるような地域づくりを推進します。

イ) さまざまな主体と連携した情報発信の充実

- 香川の環境の現状や県の取組みに加え、市町、事業者、民間団体等の取組みを、県のホームページやSNS等で積極的に情報提供するほか、各主体における情報発信ツールも効果的に活用するなど、相互に連携して、幅広く効果的な情報発信に努めます。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
1-1-1	エコアクション21登録件数	件	76	90
1-1-2	県と連携した市町・事業者・民間団体数（再掲）	団体	69	94

各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県民	<ul style="list-style-type: none"> 身近な環境問題について家族や友人などと話すなど、環境意識を高める。 日常生活における環境配慮行動や、地域での環境保全活動に参加する。 事業者が提供する環境配慮型商品やサービスを優先的に選択し購入する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関する取組状況などをホームページ等で公開する。 地域住民などに環境保全活動を呼びかけたり、地域での環境保全活動に参加する。 環境マネジメントシステムの導入など環境配慮型経営を実施する。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> 地域での環境保全活動に参加するほか、活動を企画し、実行する。 環境配慮や環境保全に役立つ情報を提供する。

方向性を同じくするSDGsのゴール

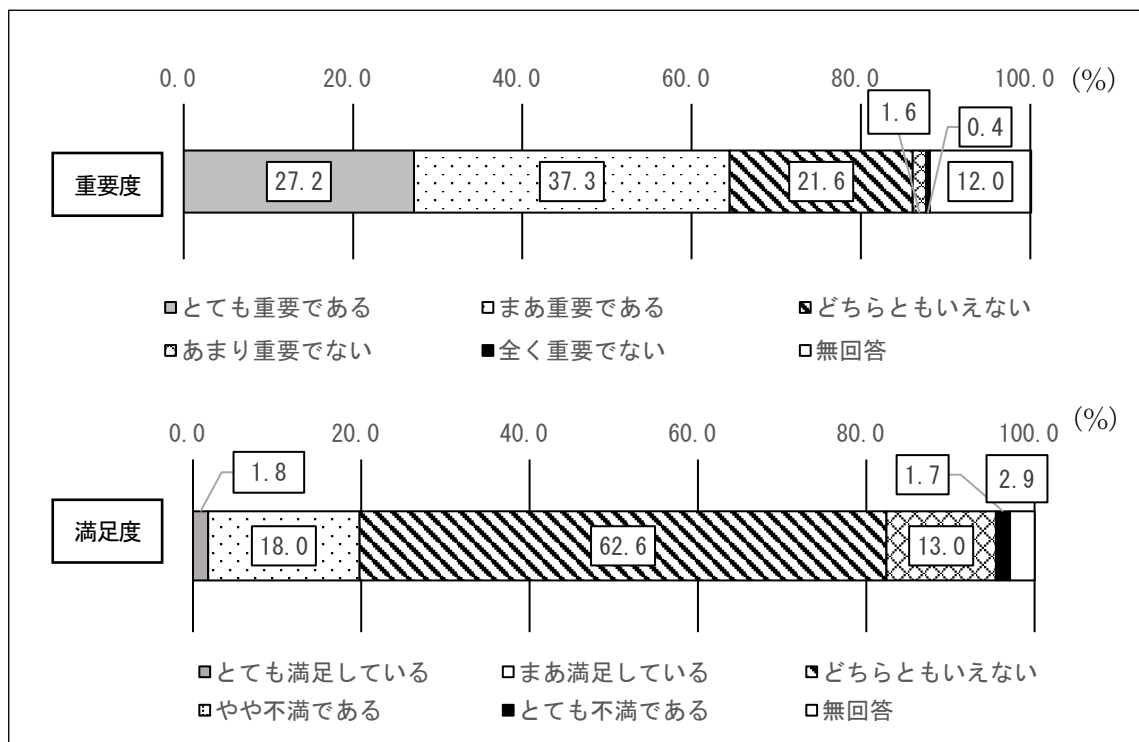


1-2 環境教育・環境学習の充実

現状と課題

- 環境教育・環境学習は、環境に関するさまざまな取組みの基本となるものであり、県では、環境保全団体の協力も得ながら、小・中学校等での環境教育や、家庭や地域など幅広い場における環境学習を行っています。県政世論調査では、「環境学習に関する行政の取組み」について、重要であると考えている人が6割以上であるのに対し、満足している人は2割程度にとどまっており、今後、担い手となる指導者の育成を含め、環境教育や環境学習の機会のより一層の充実を図る必要があります。
- 本県の豊かで美しい自然や、住みやすい快適な生活環境を将来にわたって守り育てていくためには、ひとりでも多くの方にさまざまな環境学習の機会を持っていただけるよう、県民の環境への関心を高め、環境学習に参加しやすい雰囲気をつくることが重要であることから、身近な場所で誰もが気軽に参加できる機会の提供や、効果的な情報発信など、幅広い層の方々に環境への関心を持っていただくための「きっかけづくり」にも取り組む必要があります。

図 1-1 行政の環境への取組みの重要度・満足度「環境教育・環境学習機会の提供について」



資料：令和元年度香川県政世論調査

施策の体系

1-2 環境教育・環境学習の充実

1-2-1 幅広い場における環境教育・環境学習の推進

1-2-2 環境学習のきっかけづくりの推進

1-2-1 幅広い場における環境教育・環境学習の推進

ア) 学校における環境教育の推進

- 環境教育は環境に関するさまざまな取組みの基本となるものであり、児童生徒が環境への意識を高め、家庭や地域で自ら考えて行動できるよう、教育機関等と連携し、各教科や小・中学校の総合的な学習の時間、高等学校の総合的な探究の時間などにおける環境教育を推進します。

イ) 家庭・職場・地域における環境学習の機会の提供

- 家庭、職場、地域などあらゆる場において、子どもから大人までだれもが環境について学ぶ機会を提供するため、環境学習プログラムや出前講座、動画配信など、環境学習ができる機会を充実します。

ウ) 環境教育・環境学習を推進する人材の育成

- 環境教育・環境学習の担い手となる指導者の指導技術の向上と指導者数の増加を図るため、人材育成講座や研修会の充実を図るなど、学習者側のニーズに応じて、指導者の能力を発揮できるような場を整備します。

1-2-2 環境学習のきっかけづくりの推進

ア) 環境を身近に感じる場の提供

- 環境についての正しい理解を深め、身近な生活の中で主体的に行動できる人や地域をはぐくむため、だれもが気軽に参加でき、子どもから大人までがそれぞれの段階に応じて環境への意識を高められるような学習機会の提供に努めます。

イ) 環境教育・環境学習に関する効果的な情報発信

- 本県の特性やデータを活用して開発・作成した県独自の環境学習教材「さぬきっ子環境スタディ」や、児童生徒にとって親しみやすい動画配信、ホームページの充実、SNSの活用などにより、効果的な情報発信を行います。
- 県が実施する環境教育・環境学習に関する情報だけでなく、環境に関する幅広い情報を容易に入手できるよう、環境問題や先進的な環境モデル、環境配慮意識行動などの具体的な事例や情報を分かりやすく提供します。

関連計画

- 香川県教育基本計画
(教育の振興のための施策に関する基本的な計画)

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
1-2-1	県が実施する環境教育・環境学習参加者数(累計)	人	112,575 (H28～R2累計)	125,000 (R3～R7累計)
1-2-2	県が開設している環境分野のSNSのフォロワー数	人	1,518	2,000

各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな場で行われる環境教育や環境学習に積極的に参加する。 ・環境教育・環境学習で得た知識をもとに、家庭や職場で話し合い、環境問題について自ら考える。 ・学習の成果を活かし、日々の生活の中で意識して環境に配慮した行動を実践する。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・施設見学や講師派遣などを通じて環境教育、環境学習の機会として提供する。 ・従業員に対し環境教育を実施するなど、職場全体の環境意識の高揚を図る。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域性、専門性を生かした環境学習のイベントなどを企画し、・実行する。 ・行政や事業者など各主体と連携・協働して、環境教育・環境学習を実施する。

方向性を同じくするSDGsのゴール



1-3 県民参加の山・川・里（まち）・海的环境保全

現状と課題

- 森林をはじめとする「みどり」は、県民共通の財産であり、県民総参加で「みどりづくり」を進めることが大切であることから、「みどり」の重要な働きについて普及啓発することにより、県民が「みどりづくり」へ参加するきっかけづくりを行うとともに、多様な主体による森づくり活動が促進されるよう、森林ボランティア団体や企業等の活動を支援するなど、「みどり」を守り・育てる人材を育成する必要があります。
- 県では、関係行政機関と漁業をはじめ経済や教育など幅広い分野の団体で構成される「かがわ『里海』づくり協議会」を中心に、「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」の実現を目指し、他県に先駆け、山・川・里（まち）・海を含む、県内すべての地域を一つの大きなエリアと捉えて保全・活用していく「里海づくり」の取組みを進めていますが、人と海の関わりの希薄化や、プラスチックごみをはじめとした海ごみの問題など、依然として多くの課題があり、今後も、県民や多様な主体による「里海づくり」をさらに広げていく必要があります。

施策の体系

1-3 県民参加の山・川・里（まち）・海的环境保全

1-3-1 みどりづくりの推進

1-3-2 里海づくりの推進

施策展開

1-3-1 みどりづくりの推進

ア) みどりづくりの意識の高揚

- どんぐり銀行活動など、子どもたちによる森づくりを中心としたみどりづくり活動への参加を一層進めるとともに、緑の募金活動への協力やCO₂吸収量認証制度のPR、啓発イベントの実施などを通じて、県民のみどりづくりに関する意識の高揚を図ります。

イ) みどりを守り・育てる人材の育成

- 森林ボランティア団体との協働による「みどりの学校」の運営を充実させるとともに、活動機会の提供や情報発信の充実をはじめ、森林ボランティア活動が継続する取組みの検討を行うなど、みどりを守り・育てる人材を育成します。

ウ) 県民参加の森づくり活動の推進

- 森づくりや緑化推進の次世代を担う緑の少年団の活動の活性化や、CSR活動に関心のある企業や団体の森づくり活動への参加を支援するなど、県民参加の森づくり活動を推進します。

エ) みどりを活かした地域づくり活動の推進

- 地域の森づくり活動への支援を通じて里山の活用・保全活動を推進するとともに、農山村地域と都市住民との交流や河川・海岸の美化・愛護運動を促進するなど、みどりを活かした地域づくり活動を推進します。

1-3-2 里海づくりの推進

ア) 瀬戸内海的环境の保全に関する香川県計画の推進

- 瀬戸内海的环境の保全に関する香川県計画に基づき、沿岸域の環境の保全・再生・創出や、水質の保全・管理、自然景観や文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保に努めるとともに、栄養塩類の適切な管理の在り方に関する検討など、豊かな海の実現に向けた取組みを進めます。

イ) 里海づくりを牽引する人材の育成・活用

- 県と香川大学が共同で開校している「かがわ里海大学」において、里海づくりを牽引する人材を育成するとともに、これまで育成してきた里海ガイドやファシリテーター等の人材を講師やアシスタント等に積極的に登用して活躍の場を広げたり、講座修了者同士の交流の場を設けるなど、かがわ里海大学を里海づくりの「学びの場」や「交流の場」として活用しながら、「里海づくり」を広げていきます。

ウ) 全県域における里海づくりの促進

- これまで海に親しむ機会がなかった県民に対しても里海づくりに関わってもらえるよう、マスメディアやソーシャルメディアなどを活用した情報発信や、県民が里海づくりに関わるための場を提供する県民参加型モニタリングの実施、企業等への里海づくり活動の普及や里海のフィールドを支える地域の活動とのマッチングなど、里海づくりの理念の共有や意識の醸成を図りながら、里海づくりを全県域に広げる取組みを進めます。

エ) 里海の保全と持続的活用

- 良好な漁場環境を創造・保全するため、藻場造成を計画的に推進するとともに、環境改善のための海底耕うん、底質改良などの取組みを促進するほか、県漁連や漁協等関係機関と連携して漁場環境の監視に努めます。
- 県内の海面・内水面において漁業被害が深刻化しているカワウについて、県内の状況を把握するとともに、市町や漁協等が行う有害鳥獣捕獲対策への支援など、被害防除対策を推進します。

オ) 海ごみ対策の推進

- 海ごみが漂着しやすい海岸を最重点区域として指定し、重点的かつ積極的に回収・処理を進めるとともに、山・川・里（まち）・海の県内全域を対象にした県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」の開催や、地域住民等のボランティアによる海岸清掃活動を県内に広げていくための海ごみリーダーの育成などにより、海ごみの回収・処理を促進します。
- 本県海域の海ごみは、プラスチックごみなど日常生活から出たごみが川などを通じて海へ流れ出たものが多いと考えられることから、原因となるごみの発生を抑え、海へのごみの流出を防ぐ、発生抑制対策にも取り組み、海域・陸域一体となった総合的な海ごみ対策を進めます。
- 海ごみ対策は、県内だけで取り組むよりも、同じ瀬戸内海を共有し、お互いに影響を受けている地域が広域的に取り組むことで、より大きな効果が期待できることから、近隣県と連携した取組みを進めます。

関連計画

- 瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画
(瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策を定めた計画)
- 香川県水産業基本計画
(水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画)
- 圏域総合水産基盤整備事業計画
(漁港機能の拠点化など水産基盤の計画的な整備計画)
- 香川県海岸漂着物対策等推進計画
(海岸漂着物対策その他必要な海ごみ対策を総合的かつ効果的に推進する計画)

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
1-3-1	県民参加の森づくり参加者数（累計）	人	40,906 (H28～R2 累計)	45,000 (R3～7 累計)
1-3-2	かがわ里海大学修了者数（累計）	人	2,308 (H28～R2 累計)	3,000 (R3～7 累計)

各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりづくりや里海づくり活動などに参加する。 ・みどりづくり、里海づくりに取り組む事業者や団体等の活動を応援する。 ・水産物などの里海資源の地産地消に努める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・フォレストマッチング推進事業などに参加する。 ・水産物などの里海資源の持続的な利用の確保に努める。 ・里海について理解し、里海づくりの活動が重要であることをPRする。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりづくりや里海づくりの活動を自ら実施する。 ・里海づくりの重要性や、水産物などの里海資源の利用についてPRする。 ・フォレストマッチング推進事業などに参加する。

方向性を同じくするSDGsのゴール

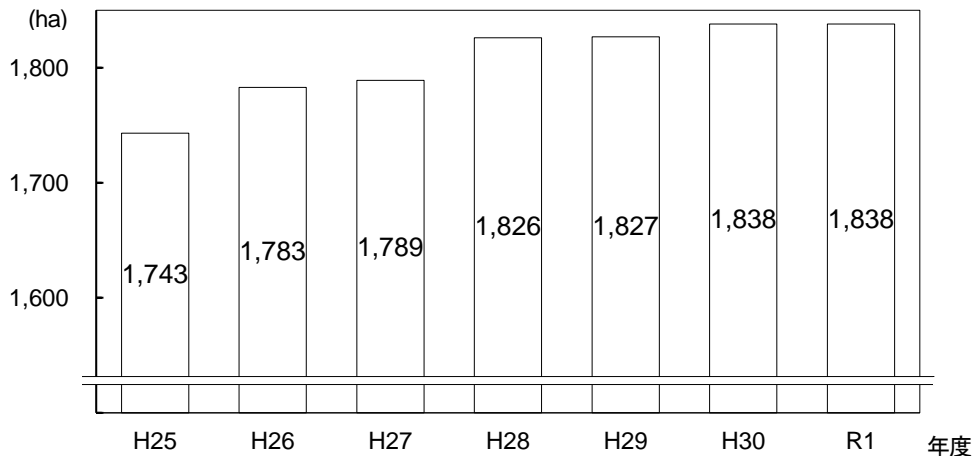


1-4 うるおいのある快適な地域づくり

現状と課題

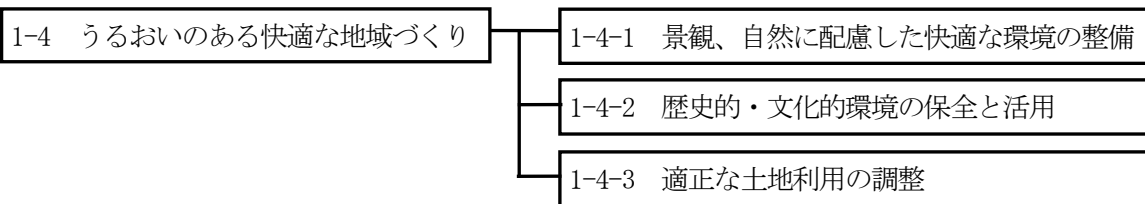
- 森林公園や自然公園など身近な緑や水辺は、地域住民にうるおいとやすらぎを与える憩いの場であるだけでなく、野生生物の生息・生育の場にもなっており、こうした豊かな自然環境や農村景観、歴史的・文化的景観などの地域資源を地域住民とともに整備・保全し、良好な景観を維持・形成していくことが、地域の生活環境を快適に保つことにつながるなど、「環境を守り育てる地域づくり」を進めるためには、環境との調和に配慮しながら取り組む必要があります。

図 1-2 公園・緑地面積の推移



資料：香川県みどり整備課

施策の体系



施策展開

1-4-1 景観、自然に配慮した快適な環境の整備

ア) 水辺環境の保全・創出

- 自然石や魚巣ブロックを使った親水護岸の整備など野生生物の生息・生育環境に配慮した河川整備や、海岸が本来有する生物の生息・生育環境に配慮した海岸整備など、うるおいのある水辺環境の保全・創出に努めます。

イ) 都市公園・緑地等の整備・管理

- みどり豊かで良好・快適な生活環境を形成できるよう、県民の憩いの場となる都市公園や港湾緑地のほか、道路の植樹帯などの整備や適切な維持管理に努めます。

ウ) 森林公園の整備・管理

- 県民が安全・安心・快適に森林公園を利用できるよう、計画的な施設・設備の整備に努めるとともに

に、年間を通した利用が進むよう、多彩なイベントの実施や効果的な情報発信などに取り組みます。

エ) 自然公園等の整備・管理

- 豊かなみどりや優れた景観の保護を図るとともに、県民が安全・安心・快適に公園や四国のみちを利用できるよう、施設について計画的な修繕を行い、適切な維持管理に努めます。

オ) 良好な景観の形成

- みどり豊かな自然景観や、田畑やため池、河川からなる田園景観などの身近にあるすぐれた景観、地域の歴史や文化に根ざした街並み、建築物等の資源を適切に整備・保全し、良好な景観を持続的に形成していけるよう、県民への周知啓発に努め、景観意識の向上を図るとともに、景観行政の主体となる市町の取組みを支援します。

カ) 環境保全・環境美化活動の促進

- 地域の自治会や学校、企業、ボランティアなどの団体が主体的に行う、道路や河川など身近な施設の美化清掃や緑化活動などの取組みが、県内各所において広く展開されるよう取り組みます。

1-4-2 歴史的・文化的環境の保全と活用

ア) 文化財の保存と活用

- 地域の文化財のうち、歴史的な価値を有するものを指定または登録し、その保存と活用を図るとともに、特色ある文化財とそれを取り巻く周辺環境を生かした地域づくりを推進します。

イ) 文化財の保護に関する啓発活動の推進

- 長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、守り伝えられてきた貴重な財産である文化財を、文化施設等で積極的に公開するなど、学校教育や生涯学習などさまざまな場において、地域の歴史や文化を学ぶ機会の充実を図ります。

ウ) 四国遍路の文化を伝える歴史的・文化的環境の保存と活用

- 長い歴史を超えて地域と共存し継承されてきた、四国を代表する文化遺産である「四国遍路」の世界遺産登録に向けた取組みを通じて、四国遍路の文化を伝える歴史的・文化的環境の保存と活用を図ります。

1-4-3 適正な土地利用の調整

- 県土の利用が、自然環境の保全を図りながら、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を踏まえて、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展に向けて、総合的かつ計画的に行われるよう、香川県土地利用基本計画や、都市計画法、森林法、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例など個別規制法令の適切な運用に努めます。

関連計画

○香川県土地利用基本計画

(香川県の区域において、土地利用に関する諸法律の枠を超えて、土地利用の基本的な方向付けを行い、総合調整機能を果たすもので、直接的には国土利用計画法に基づく土地取引規制、間接的には諸法律に基づく開発行為の規制等に関する措置を行うに当たっての基本となる計画)

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
1-4-1	公園・緑地面積※	ha	1,838 (R元)	1,856 (R6)
1-4-2	国県指定の文化財数(累計)	件	14 (H28～R2年度)	15 (R3～R7年度)

※ 都市公園や港湾緑地、森林公園を合わせたもの

各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・庭やベランダなどの緑化を行う。 ・都市公園や親水公園などに足を運び、地域の緑や水辺に親しむ。 ・四国遍路や指定文化財など、地域の歴史・文化遺産とふれあう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上、壁面緑化など事業所の緑化に努める。 ・事業実施にあたっては、地域の景観や歴史・文化遺産など周辺の環境に配慮する。 ・土地利用関係法令を遵守するとともに、適正な土地利用や環境への配慮に努める。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境や文化財の保護活動など、保全意識を高める活動を実施する。 ・四国遍路に関する調査研究など、歴史・文化遺産の保護と継承に協力する。

方向性を同じくするSDGsのゴール



第2節 脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全

【基本目標における指標】

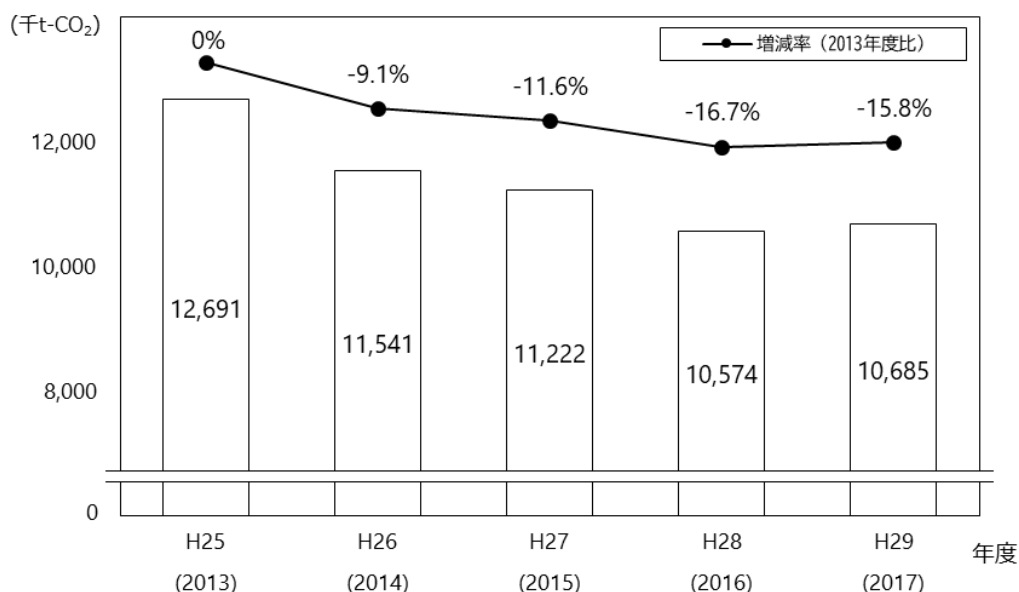
項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
温室効果ガス削減率	%	▲15.8 (H29)	▲33
「脱炭素に向けたライフスタイル等の転換」を意識した県民行動の定着度（県政モニターアンケートで「脱炭素」や「地球温暖化」を意識し行動している」と回答した人の割合）	%	75.6 (R3.6 現在)	90.0

2-1 地球温暖化の防止を図るための対策（緩和策）

現状と課題

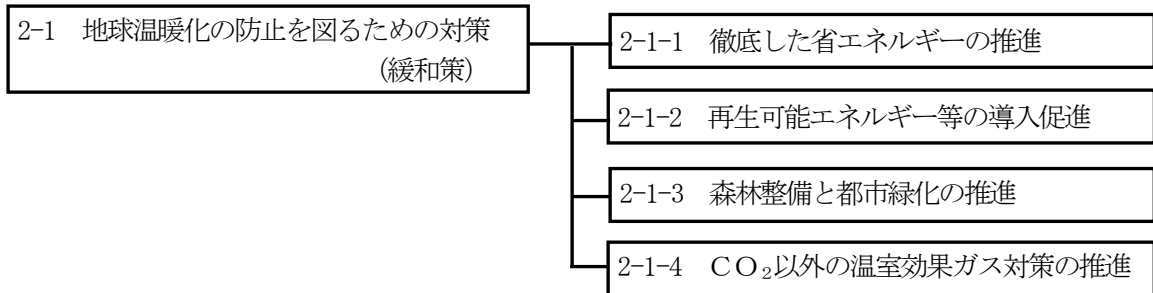
- 県では、「地域でできることから取り組む」との考えのもと、省エネルギー行動の拡大や再生可能エネルギーの導入促進など、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」に取り組んできた結果、平成29(2017)年度の県内の温室効果ガス排出量は10,685千トン（CO₂換算）となっており、平成25(2013)年度から15.8%減少していますが、気象庁が発表した地球温暖化予測情報では、これまで以上に対策を行わなければ温暖化が進むとされていることから、引き続き、「緩和」の取組みを進める必要があります。
- 国では、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロとし、脱炭素社会の実現をめざす」との方針のもと、さまざまな取組みが進められていますが、地球温暖化防止には、わが国全体が方向性を一にして取り組む必要があることから、今後は、県としても、「脱炭素」に向けて、「気候が危機的な状況であることを認識し、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする」ことをめざして、より一層の取組みを進める必要があります。

図2-1 温室効果ガス排出量の推移（森林吸収量差引後）



資料：香川県環境政策課

施策の体系



施策展開

2-1-1 徹底した省エネルギーの推進

ア) 脱炭素に向けたライフスタイル・ワークスタイルの選択と定着の促進

- 省エネルギー行動が、すべての県民の日常生活や事業活動の中に自然に組み込まれることを目的に、市町や香川県地球温暖化防止活動推進センターなど関係機関と連携して、省エネ県民運動を展開するなど、さまざまな機会を捉えて、脱炭素に向けた意識を醸成し、県民総ぐるみでこれまで以上に省エネルギー行動に取り組みます。
- 新型コロナウイルス感染症拡大による日常生活における生活様式の変化や、テレワークの導入などワークスタイルの大きな転換が見られる中で、新しい生活様式を踏まえた省エネルギーの取組みを効果的に発信することにより、脱炭素に向けたライフスタイル・ワークスタイルの選択を促します。
- 家庭や事業所での省エネや節電などの取組みの効果を「見える化」する「かがわ省エネ節電所」の普及促進や、事業者における省エネ診断の受診、条例に基づく地球温暖化対策計画制度の適正な運用などにより、自ら選択した取組みの効果を「見える化」することで、脱炭素に向けたライフスタイル・ワークスタイルの定着の促進を図ります。

イ) 省エネ型設備・機器等の導入促進

- 市町や関係団体、事業者等と連携して、家庭の省エネ相談の受診を促すことで、新築・改築にあわせて、省エネ家電や高効率給湯機など省エネ型設備・機器の購入だけでなく、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）など断熱性能等に優れた省エネ住宅の導入を促進します。
- 金融機関や関係団体等と連携して、事業者が行うEMS（エネルギー管理システム）や高機能換気設備の導入、BEMS（ビルエネルギー管理システム）やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）など建築物の省エネルギー化に対する投資を促進します。
- 家庭や事業所で利用される自動車については、関係団体や事業者等と連携・協力しながら、CO₂の排出の少ないPHV（プラグインハイブリッド自動車）や、CO₂を排出しないEV（電気自動車）、FCV（燃料電池自動車）の導入を促進します。

ウ) 脱炭素に向けた“まちづくり”の推進

- 「都市計画区域マスタープラン」等に基づく集約拠点を中心とした適正な土地利用への誘導や、その拠点間を利便性と結節性に優れた公共交通で結ぶネットワークづくりを進めることなどにより、CO₂排出量やエネルギー消費量などの環境負荷が低減された集約型都市構造の実現をめざします。
- 運輸部門におけるCO₂排出量に占める割合が高い自動車に過度に依存しないまちづくりの推進に向け、移動手段の転換が図られるよう、生活に必要な不可欠な路線の維持確保や公共交通機関の利便性の向上に努めるとともに、歩行者・自転車が安全に通行できる環境の整備に取り組みます。

2-1-2 再生可能エネルギー等の導入促進

ア) 太陽光発電の導入促進

- 住宅用太陽光発電については、設置費用への助成を継続するほか、市町とも連携して、太陽光発電から生じる電気を有効に活用できる蓄電池等も含めた導入メリット等の情報提供を行いながら、家庭における再生可能エネルギーのより一層の導入を促進します。
- 各家庭が住宅用太陽光発電設備を設置することで生じるCO₂削減量を県がとりまとめ、J-クレジット制度により売却し、得られた利益を県内の環境保全活動等に活用する「かがわスマートグリーン・バンク（太陽光発電）」の取組みを通じて、CO₂削減による環境価値の有効活用を図ります。
- 事業用太陽光発電については、香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインや関係法令の遵守の徹底を図るとともに、市町における地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）を推進するための計画・認定制度を積極的に活用しながら、地域と共生した形での導入を進めます。

イ) エネルギー源の多様化の促進

- 太陽熱や風力、小水力、地中熱など太陽光以外の再生可能エネルギーについて、他県の導入事例や国の補助事業等の情報提供を行うなど、導入可能性について検討を進めます。
- 水素などの新エネルギーについて、国や民間企業の技術開発や事業化・商品化の動向を踏まえ、市町や関係団体、地元事業者等と連携・協力を図りながら、導入可能性や活用可能性の検討を進めるとともに、特に、FCVや水素ステーションについては、国の補助制度の活用など、積極的な導入に向けて取り組みます。
- 地域で生み出した再生可能エネルギー由来の電力をその地域で消費し、そこで得られた収益を地域に還元することにより、地域の脱炭素化と雇用創出等を図るエネルギーの地産地消モデルの構築に向け、地域脱炭素化促進事業を推進するための計画・認定制度も活用しながら、市町等関係機関と連携した取組みを進めます。
- 県内のエネルギー関連産業の振興を図るため、エネルギーに関連する技術開発や国の支援策などについて情報収集・情報提供を行うことで、地域新電力など県内企業のエネルギー産業への参画を促すとともに、エネルギー関連企業の誘致に取り組むなど、エネルギー関連産業の育成に努めます。

2-1-3 森林整備と都市緑化の推進

ア) 森林整備の推進

- 森林によるCO₂吸収源対策を進めるため、間伐等の森林整備や保安林等の適切な管理・保全に努めるとともに、森林ボランティア団体等が実施する森づくり活動への支援など、県民総参加の森づくりに取り組むほか、県産木材の安定供給を図り、公共建築物や民間住宅等における県産木材の利用を推進します。

イ) 都市緑化の推進

- 都市公園や港湾緑地の整備などによる地域の緑化や、住宅や事業所等における緑のカーテンの設置や屋上緑化などの建物緑化に取り組むことで、CO₂の吸収源対策だけでなく、ヒートアイランド対策にも寄与する都市緑化を推進します。

2-1-4 CO₂以外の温室効果ガス対策の推進

- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に基づき、代替フロンを含めたフロン類を使用する機器の適切な管理や、機器の整備・廃棄等に当たってのフロン類の適切な充填や回収について、周知、指導を行うとともに、県内の大気環境中のフロンガス濃度の実態を把握するためのモニタリング調査を実施します。

関連計画

- 香川県地球温暖化対策推進計画
(地域の自然的社会的条件に応じて、地域レベルで地球温暖化対策を総合的に推進する計画)

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
2-1-1	最終エネルギー消費量削減率	%	▲7.4 (H29)	▲8.0
2-1-2	太陽光発電システム設置容量	kW	821,728	1,240,000
2-1-3	森林整備面積(累計)	ha	4,536 (H28~R2 累計)	5,000 (R3~R7 累計)

各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房温度を適切に設定するなど、省エネルギーを徹底する。 ・省エネ性能の高い家電への買替えなど、省エネ型設備・機器を購入する。 ・住宅に太陽光発電設備や太陽熱温水器を設置する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコンなど空調設備の温度の適正管理を行うなど、省エネルギーを徹底する。 ・エネルギー効率の高い設備や機器を導入するなど環境配慮型投資を行う。 ・事業所に太陽光発電設備や太陽熱温水器を設置する。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での環境保全活動に取り組むとともに、地域の住民に地球環境保全の意識を高めってもらうため、地球温暖化防止に関する啓発活動を積極的に行う。

方向性を同じくするSDGsのゴール



2-2 地球温暖化による被害を回避・軽減するための対策（適応策）

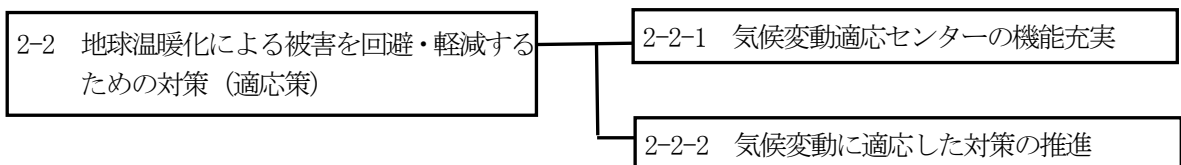
現状と課題

- 気候変動は、自然災害以外にも、農作物の品質低下や熱中症のリスクの増加など、生活や社会、経済にさまざまな影響を与えており、こうした影響に対して、全体で整合の取れた取組みを総合的かつ計画的に推進するためには、これまでの「温室効果ガスの排出を抑制する『緩和』」の取組みに加え、「現在及び将来の気候変動の影響へ対応する『適応』」の取組みが重要となります。
- 気候変動を伴う地球温暖化の影響は、米の白濁やミカンの浮皮症による品質低下など、本県においても既に現れており、今後、長期にわたり拡大するおそれがあることから、地球温暖化による被害を回避・軽減するため、本県における気候変動の影響の情報収集や提供等を行う拠点である「香川県気候変動適応センター」（2019年10月設置）を中心に、試験研究機関を始めとする関係機関や地域産業を担う事業者などと協力・連携を図りながら、「適応策」に取り組む必要があります。

図 2-2-1 緩和策と適応策の関係



施策の体系



施策展開

2-2-1 気候変動適応センターの機能充実

- 気候変動適応法に基づき香川県環境保健研究センターに設置した「香川県気候変動適応センター」において、国との共同研究などによる本県の気候変動の影響や適応に関する情報の収集を継続して行うとともに、収集・整理・分析した結果を県民・事業者・市町等へ分かりやすい形で提供するなど、各主体において、気候変動に適応した適切な適応策の取組みが推進されるよう、センターの機能の充実を図ります。

2-2-2 気候変動に適応した対策の推進

- 本県における気候変動の影響を国の分類体系に沿って分類・整理^{*}し、既に現れている影響に対する取組みに加え、現時点では気候変動による影響が明確には確認できない項目や将来予測される影響が不確定な項目に対する取組みについても、センターを中心に各試験研究機関とも連携して、総合的かつ計画的な推進を図ります。

※気候変動影響の分類…「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「県民生活・都市生活」（7分野）

- 気候変動の適応に役立つ新たな製品やサービスなどを研究・開発しようとする事業者の取組みに対して、関連する技術開発の動向や国の支援策について情報提供を行うなど、関連産業の振興に向けた支援に努めます。

関連計画

- 香川県地球温暖化対策推進計画
(地域の自然的社会的条件に応じて、地域レベルで地球温暖化対策を総合的に推進する計画)

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
2-2-1	県内の気候変動影響に関する情報提供件数	件	0	10
2-2-2	県が実施する適応策の件数	件	7	10

各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・規格外品等を許容する意識を持ち、食材を使い切るなど食べ物を無駄にしない。 ・ハザードマップによる災害危険箇所や避難経路の確認、非常用持ち出し品や備蓄品の準備などの防災対策を行う。 ・天気予報などでの熱中症情報の確認、日傘の使用やこまめな水分補給等、熱中症対策を行う。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化に対応した高温耐性品種の導入や亜熱帯性の作物への転換等を行う。 ・熱中症予防教育を実施し、従業員の熱中症対策を行う。 ・BCP（事業継続計画）を策定・運用する。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動を伴う地球温暖化の影響や適応策に関する情報を収集し、地域住民に発信するなど、適応策に関する啓発活動を積極的に行う。

方向性を同じくするSDGsのゴール



第3節 環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成

【基本目標における指標】

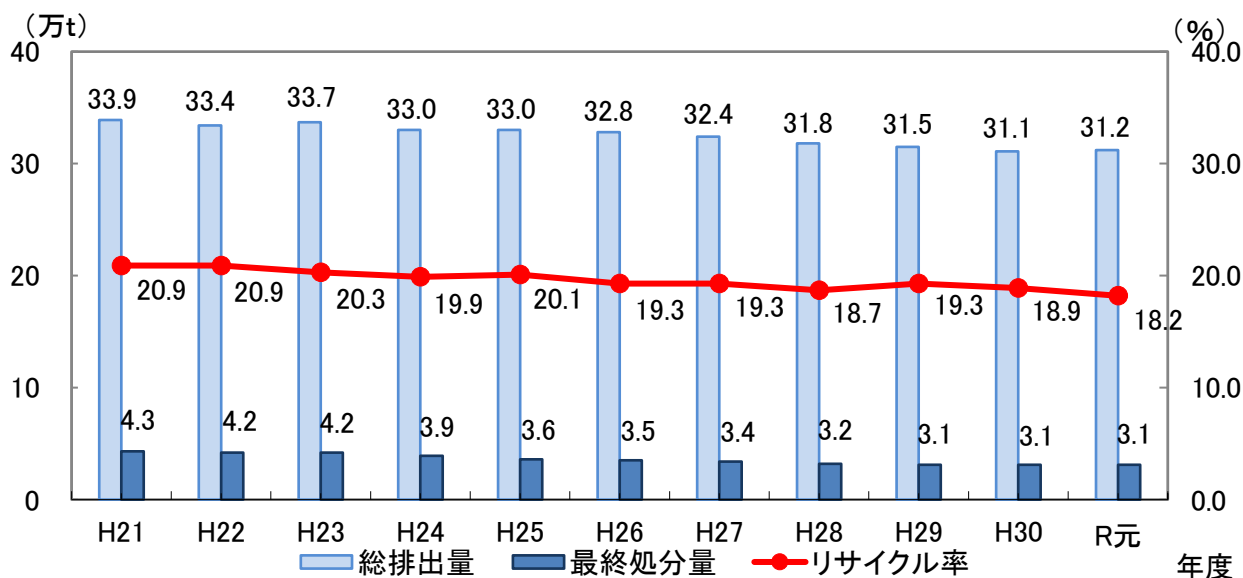
項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
一般廃棄物の最終処分量	万t	3.1 (R元)	2.6
産業廃棄物の最終処分量	万t	17.2 (R元)	16.1
3Rの推進に積極的に取り組んでいると答えた人の割合（県政モニターアンケートで4つ以上の項目に「取り組んでいる」と回答した人の割合）	%	47.9 (R3.6 現在)	56.0

3-1 循環型社会づくりの推進

現状と課題

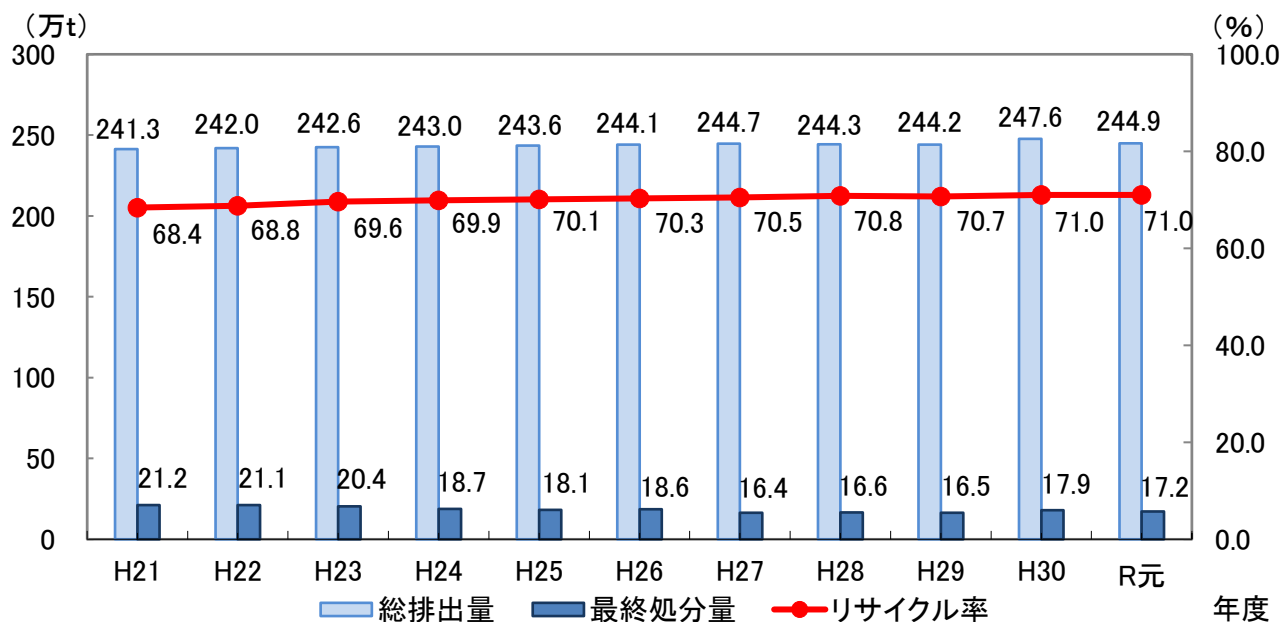
- プラスチックごみ対策や食品ロス対策など新たな課題も生じる中、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成するためには、取組みが遅れている2R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース））を可能な限り推進したうえで、再生利用ができるものについては、適正にリサイクルを図るなど、これまでの大量生産・大量消費型のライフスタイルからの転換を図る必要があります。
- 本県の一般廃棄物の総排出量は減少傾向となっており、今後も、人口減少に伴う自然減により、減少傾向で推移すると考えられますが、より一層の削減に向け、創意工夫を凝らした取組みにより、生活全体において2Rを推進する必要があります。また、景気の動向等に左右される産業廃棄物についても、持続的な経済活動に配慮しつつ、総排出量の抑制をめざす必要があります。
- リサイクル率については、近年、ほぼ横ばいの状況であり、引き続き、各種リサイクル制度の的確な運用や、リサイクル製品の普及に向けた取組みを進めるとともに、特に、市町によって大きな差がある一般廃棄物のリサイクル率の向上に向け、各市町における取組みの促進を図るほか、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化にも適切に対応していく必要があります。

図3-1 一般廃棄物（し尿を除く）の総排出量・最終処分量・リサイクル率の推移（香川県）



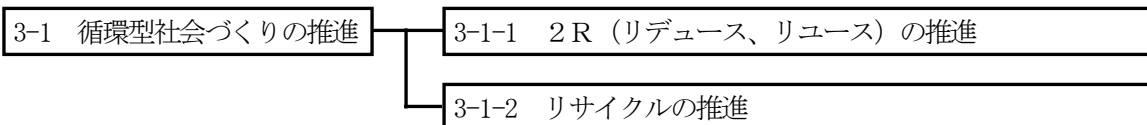
資料：香川県廃棄物対策課

図3-2 産業廃棄物の総排出量・最終処分量・リサイクル率の推移（香川県）



資料：香川県廃棄物対策課

施策の体系



施策展開

3-1-1 2R(リデュース、リユース)の推進

ア) 2Rを意識した3Rの普及啓発

- 家庭及び事業所から排出されるごみの減量化やリサイクルの推進を図るため、県民や事業者に対して、3Rに関する先進的な取組事例等を情報提供するとともに、環境に優しいライフスタイルへの転換を呼びかけます。
- 民間団体と連携して、学校や地域、職場など幅広い場において、世代に応じた環境教育・環境学習を実施するとともに、県民に積極的に参加してもらえるよう、分かりやすい情報発信に努めます。

イ) リデュースに向けた取組みの推進

- プラスチックごみの発生抑制を推進するため、プラスチック製品の過剰な使用の抑制や代替素材への転換などに向けた事業者の主体的な取組みを促進するとともに、消費者のライフスタイルの変革を促し、プラスチック製品の使用の合理化を図ります。
- 家庭や事業所から発生している食品ロスの削減を推進するため、香川県食品ロス削減推進計画に基づき、消費者、事業者、行政、関係団体等の多様な主体が連携・協働し、本県の現状や特性に応じた取組みを実施します。
- 多量の廃棄物を排出する事業者に対して、事業者が作成・提出した産業廃棄物処理計画に基づき、産業廃棄物の排出抑制・再生利用・適正処理が円滑に進むよう指導するとともに、計画の実施状況をホームページで公表することにより、排出事業者の自主的な取組みを促します。

ウ) リユースに向けた取組みの推進

- 県民のリユース行動を促進するため、市町で行っている不用品交換情報提供等の取組みの紹介や、リユース容器の県主催行事での率先使用、各種イベント主催者への使用の働きかけを行うなど、リユースショップやリユース品を積極的に利用する県民が増えるよう、リユース市場の普及啓発に努めます。

3-1-2 リサイクルの推進

ア) 市町におけるリサイクルの推進

- 市町におけるリサイクルの取組みを促進するため、各市町の年度ごとのリサイクル率等の実績をホームページに掲載して可視化するとともに、それぞれの現状と課題を把握したうえで、必要な助言等を行います。
- プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化に市町が適切に対応できるよう、地域ブロックごとに協議の場を設けて、リサイクル率の向上に向けた広域での分別収集体制等を検討するなど、市町の取組みを支援します。

イ) 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充

- 各種リサイクル関係法令等の適正かつ円滑な運用を推進するとともに、家電リサイクル制度におけるリサイクル料金の前払い制度の導入や拡大生産者責任の考え方に基づく廃棄物回収システムの拡大、容器包装リサイクル制度の事業者責任の強化等について、引き続き、国に対し、政策提案を行います。
- 建設リサイクル法に基づく建築物等の分別解体や建設資材廃棄物の再資源化を促進するほか、公共事業などにおいて、建設発生土等の再利用やコンクリート塊等の再生利用に努めます。

ウ) 循環産業の育成

- 県の融資制度等の活用や各種行政手続きのワンストップ化などにより、企業のリサイクル施設の整備や優良なりサイクル工場等の立地を促進するほか、県内企業による生分解性プラスチックや紙など天然由来成分を活用した代替材・製品等の開発を支援します。
- 直島町で実施しているエコタウン事業について、有価金属リサイクル施設や溶融飛灰再資源化施設でのリサイクルを継続するとともに、住民が主体となった環境と調和したまちづくり事業を支援します。

エ) リサイクル製品の利用促進

- 事業活動における自主的な環境配慮の取組みを推進するため、他の模範となるリサイクル製品や、環境負荷の低減に取り組む事業所を、香川県環境配慮モデルとして認定し、積極的にPRするとともに、四国4県が連携して、認定リサイクル製品の相互推奨に取り組みます。
- 県の物品等の調達に当たっては、リサイクル製品などの環境への負荷が小さい環境配慮型商品を購入する「グリーン購入」を推進します。

関連計画

- 香川県廃棄物処理計画
(廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な事項を定める計画)
- 香川県分別収集促進計画
(容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を総合的かつ計画的に促進するための計画)
- 香川県食品ロス削減推進計画
(食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するための計画)

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
3-1-1	一般廃棄物（し尿を除く）の総排出量	万 t	31.2 (R 元)	28.0
3-1-1	一般廃棄物（し尿を除く）の一人一日当たり排出量	g	868 (R 元)	810
3-1-1	産業廃棄物の総排出量	万 t	244.9 (R 元)	244.0
3-1-2	一般廃棄物のリサイクル率	%	18.2 (R 元)	24.0
3-1-2	産業廃棄物のリサイクル率	%	71.0 (R 元)	72.5

各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ワンウェイプラスチックの提供や過剰包装を断る、食品ロスを出さないなど、廃棄物のリデュースに努める。 不要となったものはリサイクルショップ等を活用して、必要な人に譲る。 ルールに従って分別を徹底するとともに、スーパー等の店頭回収を利用するなどリサイクルに努める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 包装の簡素化、包装資材の減量化を図るとともに、事業活動に伴う廃棄物のリデュースに努める。 リユースやリサイクルがしやすい製品を製造し、回収ルートを整備する。 事業活動に伴う廃棄物の分別を徹底し、再生利用が可能なものはリサイクル業者に引き渡す。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> 環境美化運動などに率先して取り組むとともに、地域住民への啓発活動を行う。 フリーマーケットや環境イベント等を開催する。

方向性を同じくするSDGsのゴール

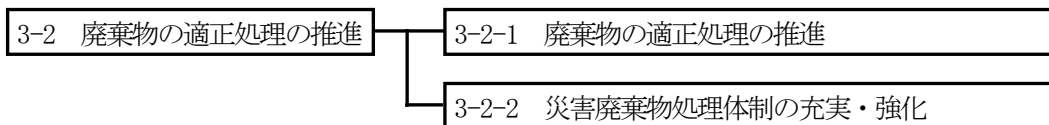


3-2 廃棄物の適正処理の推進

現状と課題

- 不法投棄監視パトロールなどを行ってきた結果、大規模な不法投棄事例や、不法投棄・野外焼却に関する苦情件数は減少しているものの、河川、海岸、山間等への不法投棄や野外焼却は後を絶たない状況にあり、県政世論調査の結果でも、廃棄物の不法投棄対策について満足している人は少ない結果となっていることから、引き続き、市町や関係機関と連携し、監視指導を一層充実させるなど、廃棄物の適正処理の推進に努める必要があります。
- 本県の最重要課題の一つである豊島廃棄物等処理施設撤去等事業については、関係者の理解や協力のもと、安全と環境保全を第一に、調停条項に基づき、豊島処分地の地下水浄化対策や関連施設の撤去、遮水機能の解除等に全力で取り組む必要があります。
- 近年、全国各地で甚大な災害が発生しており、その都度、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が課題となっていますが、本県でも、今後 30 年以内の発生確率が 70～80%といわれる南海トラフ地震（発生頻度が高い L1 クラス）が発生した場合、約 73 万トン（平年の約 2.3 倍）の災害廃棄物が発生すると想定されており、また、今後、地球温暖化の影響により、台風や豪雨の規模も大きくなることが予測されていることなどを考えると、引き続き、災害廃棄物処理広域訓練で明らかになった課題や被災自治体の取組状況も参考にしながら、災害廃棄物処理体制の充実・強化に努める必要があります。

施策の体系



施策展開

3-2-1 廃棄物の適正処理の推進

ア) 廃棄物処理施設の確保と維持管理

- 市町の一般廃棄物処理施設の適切な整備と維持管理が図られるよう支援するとともに、将来、ごみ排出量の減少が見込まれることを踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制を確保するため、ごみ処理の広域化・集約化に向けた市町の取組みを支援します。
- 産業廃棄物処理施設の計画的な確保に努めるとともに、立入検査による維持管理状況の確認と、不適切な状況を発見した場合の改善指導を徹底します。

イ) 監視指導体制の拡充・強化

- 不適正処理の未然防止や被害拡大の防止を図るため、排出事業者や処理業者、処理施設等に対する立入調査を実施し、適切な指導・監督を行うほか、関係機関と連携した監視の強化に努めます。
- 不適正処理事案を発見した場合には、生活環境の保全上の支障を未然に防止するため、関係法令に基づいて厳正かつ迅速に対処します。

ウ) 廃棄物の適正処理の推進

- 市町における適正処理を確保するため、市町職員の廃棄物処理法に関する知識の向上を支援するとともに、許可業者による行政区域を越えての一般廃棄物の移動などに適切に対応できるよう、市町への情報提供や市町間の連携強化を図るほか、一般廃棄物処理基本計画や循環型社会形成推進地域計画の策定に対する技術的助言に努めます。
- 通常の許可基準よりも厳しい基準に適合しているとして認定した優良産廃処理業者について、ホームページ等を活用した情報発信を行うなど、排出事業者が優良産廃処理業者へ処理委託しやすい

環境を整備します。

- 新型コロナウイルス感染症等に係る感染性廃棄物や石綿を含む廃棄物、PCB廃棄物等の処理困難廃棄物や海岸漂着物などの各種廃棄物について、法令やマニュアルに沿った適正処理を推進します。

エ) 不法投棄や野外焼却対策の強化

- 不法投棄防止のためのホームページ等による啓発や、海ごみゼロウィーク等に合わせた各種広報媒体を活用した啓発のほか、市町や関係団体と連携・協力して、県民との協働による河川、海岸、道路の環境美化活動などに取り組みます。
- 不法投棄や野外焼却については、廃棄物110番や環境監視員制度などを活用して、広く県民から情報提供を受け付けるとともに、市町や関係機関と連携して、情報収集や監視指導體制の拡充に努め、早期対応を図ります。

オ) 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の推進

- 本県の最重要課題の一つである豊島廃棄物等処理施設撤去等事業については、安全と環境保全を第一に、調停条項に基づき、豊島処分地の地下水浄化対策や関連施設の撤去、遮水機能の解除等に全力で取り組みます。

3-2-2 災害廃棄物処理体制の充実・強化

ア) 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の充実・強化

- さまざまな状況を想定した災害廃棄物処理広域訓練を継続的に実施し、担当職員の対応力向上や市町・関係団体との連携を強化するとともに、四国内の国の機関、県、市等で構成する災害廃棄物対策四国ブロック協議会と連携して、県域を越えた広域的な協力体制の強化を図ります。
- 香川県災害廃棄物処理計画や香川県災害廃棄物処理行動マニュアルが、より実行性の高いものとなるよう、災害廃棄物処理広域訓練で明らかになった課題や被災自治体の取組状況を踏まえた見直しを行うとともに、市町の計画やマニュアルについても、必要な見直しが進むよう支援します。

関連計画

- 香川県廃棄物処理計画
(廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な事項を定める計画)
- 香川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画
(県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための計画)
- 香川県ごみ処理広域化・集約化計画
(中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制を確保するため、広域化・集約化を図る地域ブロックを設定するとともに、各ブロックにおける施設整備の方向性を示す計画)
- 香川県災害廃棄物処理計画
(大規模災害発生時における災害廃棄物等を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定める計画)

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
3-2-1	廃棄物不適正処理苦情件数	件	124	減少
3-2-2	災害廃棄物処理計画に風水害対策を加える見直しをした市町数	市町	0	全市町

各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみは決められたルールに従って排出し、不法投棄や野外焼却をしない。 ・地域等での清掃活動などの環境美化活動に参加する。 ・ごみの不法投棄や野外焼却、多量保管など、不適正な処理を発見したときは、速やかに行政（※）に通報する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法に基づく排出事業者責任により、廃棄物を適正に処理する。 ・事業所やその周辺において、環境美化活動に参加する。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別の呼びかけや環境美化活動など、率先して環境の保全に取り組む。 ・ごみの不法投棄や野外焼却、多量保管など、不適正な処理を発見したときは、速やかに行政（※）に通報する。

※廃棄物110番（24時間受付）

電話・FAX：087-832-5374

電話：0120-537483（フリーダイヤル）

方向性を同じくするSDGsのゴール

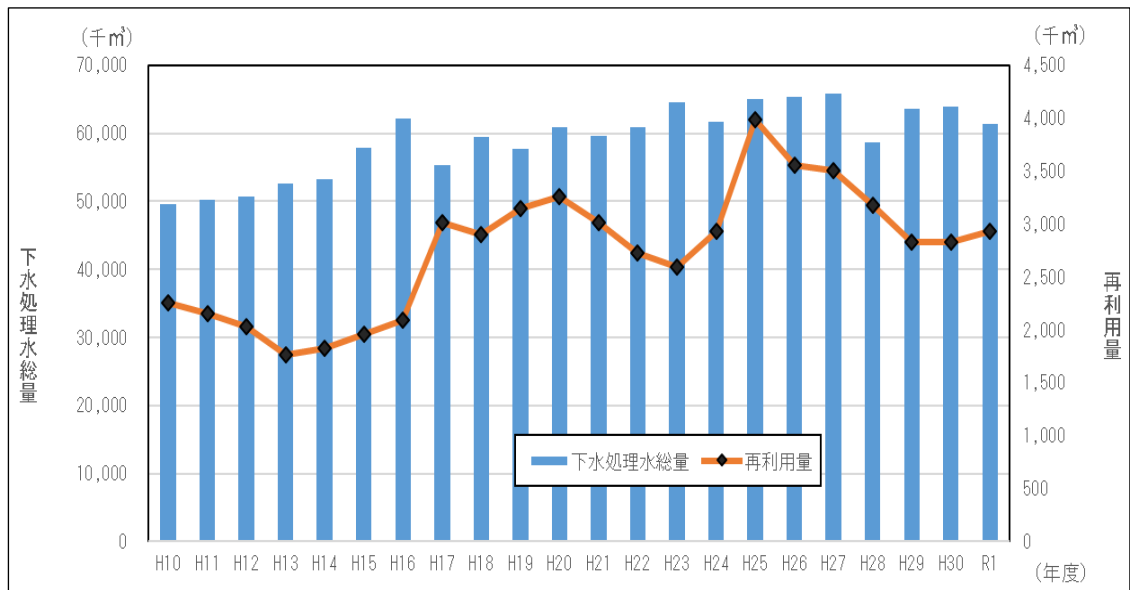


3-3 水循環の促進

現状と課題

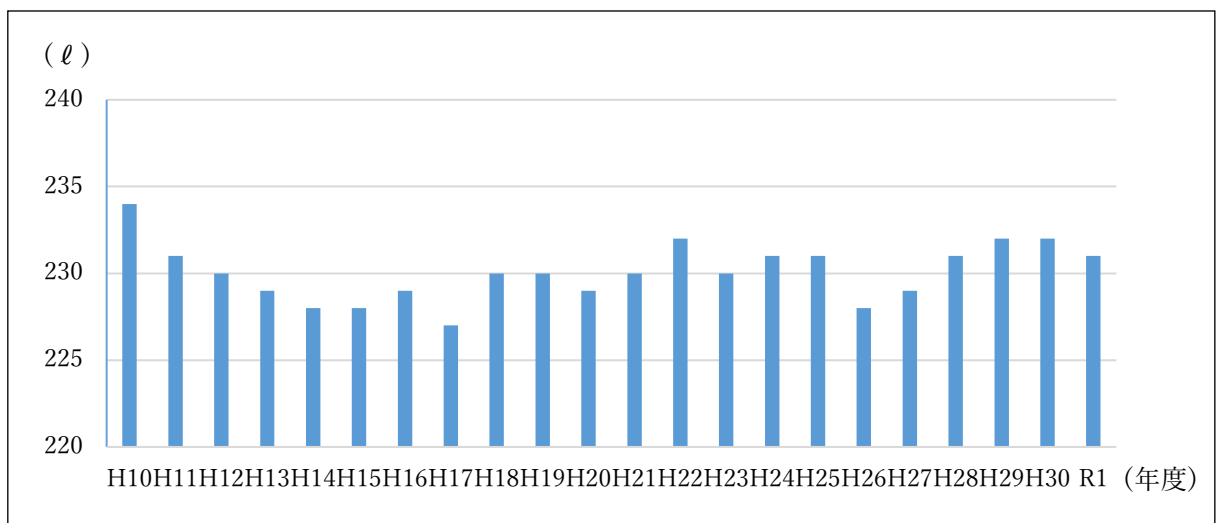
- 本県の1人1日当たりの水道の生活用平均給水量は、近年、ほぼ横ばいの状況にありますが、香川用水の通水に加え、香川用水調整池（宝山湖）の整備、ダムの整備などにより、本県の水事情は改善されてきたものの、水は限りある貴重な資源であることは変わりなく、引き続き、雨水や下水処理水など雑用水の利活用を含めた水の有効利用や、水の使用量を抑制するための節水意識の高揚に努める必要があります。

図3-3 下水処理水利用量の推移（香川県）



資料：香川県下水道課

図3-4 水道の一人一日当たり生活用平均給水量の推移（香川県）



資料：香川県水資源対策課

施策の体系

3-3 水循環の促進

3-3-1 水を大切にできる社会への転換

施策展開

3-3-1 水を大切にできる社会への転換

ア) 雑用水利用の促進

- 県有施設への雑用水利用施設の整備を進めるとともに、一定規模を超える建築物に対する雑用水利用施設の設置指導や、公共建築物の水洗トイレや公園等の樹木の散水への下水処理水の利活用に努めるなど、水の有効利用の促進を図ります。

イ) 節水活動の促進

- 県と市町で構成する「節水型街づくり推進協議会」を中心に、水道週間（6月）や各種イベントで節水展を開催し、パネルによる節水方法の紹介や節水型機器の展示など節水啓発に取り組むとともに、ホームページ等を活用した節水広報や節水ウィーク（8月）における節水チャレンジにより、家庭での節水活動の実践を促進します。

ウ) 水の大切さの理解の促進

- 県内小学生への副読本の配布や環境キャラバン隊による出前講座の実施により、水の大切さや節水などについて、子どもたちへの意識啓発に努めるとともに、香川用水関連施設を見学する学校行事等を支援することにより、香川用水が本県にもたらす恩恵への理解を深め、水源地域の人々との交流を促進するほか、ため池や農業用水路などの役割や歴史、水の大切さを学習する場を設けるなど、水の歴史と文化の継承を図ります。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
3-3-1	普段の生活で節水している人の割合（水資源確保対策意識調査において普段の生活で「節水している」、「どちらかといえば節水している」と回答した人の割合）	%	80.6 (R元)	84.0以上

各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・歯磨きや洗顔時にこまめに水を止めるなど、水を無駄にしない。 ・節水型トイレや洗濯機など、節水効果の高い機器を購入する。 ・風呂の残り湯を洗濯や掃除に再利用するなど、水の使い方を工夫する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動の中で節水型機器やシステムを導入するなど、節水を徹底する。 ・雨水や下水処理水など雑用水を利用する施設を設置する。 ・従業員に対する節水教育を実施する。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の節水意識を高めるための啓発活動を実施する。

方向性を同じくするSDGsのゴール



第4節 自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進

【基本目標における指標】

項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
生物多様性の保全に向けて県と連携した事業者・民間団体数	団体	0	15
生物多様性に関する県民の認知度 (県政モニターアンケートで「生物多様性」を「知っている」と回答した人の割合)	%	37.2 (R3.6現在)	50.0

4-1 生物多様性の保全

現状と課題

- 私たちの暮らしは、生物多様性がもたらす様々な恵みの上に成り立っていますが、生物多様性は、開発など人間活動による危機、自然に対する働きかけの縮小による危機、人間により持ち込まれたものによる危機、地球温暖化など地球環境の影響による危機に直面していると指摘されており、生物多様性の保全を実現していくためには、行政、企業、民間団体、県民などさまざまな主体がそれぞれの特色を活かしながら、連携して保全活動を行っていく必要があります。
- 本県でも、干潟やため池、里地・里山における自然環境が悪化し、多くの野生生物が絶滅の危機にさらされており、さまざまな主体と連携して、「香川県希少野生生物の保護に関する条例」の適正な運用による保護活動や、香川県レッドデータブックを活用した普及啓発により、生物多様性の保全を図っていく必要があります。

表4-1 香川県レッドデータブック 2021 掲載種 (1,032種)

(単位：種)

分類群	区分					合計 (%)
	絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	
植物	14	245	109	80	14	462 (44.8%)
哺乳類	1	0	0	2	1	4 (0.4%)
鳥類	0	9	35	40	0	84 (8.1%)
爬虫類	0	0	0	3	2	5 (0.5%)
両生類	0	1	2	3	0	6 (0.6%)
汽水・淡水魚類	0	12	13	6	2	33 (3.2%)
昆虫類	10	27	74	126	48	285 (27.6%)
甲殻類	0	1	0	5	0	6 (0.6%)
貝類	2	65	35	37	8	147 (14.2%)
合計 (%)	27 (2.7%)	360 (34.9%)	268 (25.9%)	302 (28.9%)	75 (7.6%)	1,032 (100%)

資料：香川県レッドデータブック 2021

表 4-2 指定希少野生生物 (16 種)

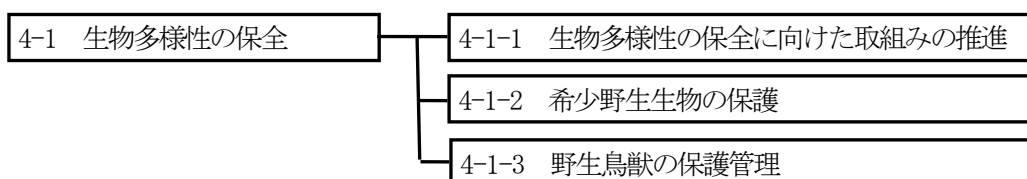
(令和 3 年 4 月 1 日現在)

	分類群	科名	種名	香川県カテゴリー	
1	植物	スイレン科	オニバス ※	絶滅危惧Ⅰ類	
2		ユリ科	トサコバイモ		
3		ヒガンバナ科	カンカケイニラ		
4		ベンケイソウ科	ミセバヤ		
5		サクラソウ科	シコクカッコウソウ		
6		オオバコ科	ウンラン		
7		ミツガシワ科	アサザ ※		
8		モクセイ科	ショウドシマレンギョウ	絶滅危惧Ⅱ類	
9	動物	淡水魚類	コイ科	ニッポンバラタナゴ	絶滅危惧Ⅰ類
10			コイ科	カワバタモロコ	
11			ケツギョ科	オヤニラミ	
12			カジカ科	カジカ大卵型	
13		昆虫類	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ	
14		甲殻類	スナガニ科	シオマネキ	
15		貝類	ナンバンマイマイ科	イソムラマイマイ	
16			ナンバンマイマイ科	ヤハタマイマイ	

※保護区が設定されている種

資料：香川県レッドデータブック 2021

施策の体系



施策展開

4-1-1 生物多様性の保全に向けた取組みの推進

ア) 生物多様性の保全を実現するための普及啓発活動の推進

- 「特定非営利活動法人みんなで作る自然史博物館・香川」をはじめとした民間団体等と連携して、県内の研究者等が所有する標本を活用した標本展やフィールド講座などを通じた、生物多様性の保全を実現するための普及啓発を推進するほか、生物多様性の保全活動への主体的な参加を促進します。

イ) 地域連携保全活動支援センターの役割を担う民間団体の育成

- 生物多様性の保全を実現するため、県と連携して生物多様性の保全に向けて活動する事業者や民間団体の育成を図るとともに、さまざまな主体間における連携・協力の斡旋、必要な情報の提供や助言を行う「地域連携保全活動支援センター」の役割を担う民間団体の育成・支援などに取り組みます。

ウ) 生物多様性の保全のための人材の育成

- 生物多様性は、地域の自然的社会的条件に応じて保全されることが重要であることから、本県に生息・生育する貴重な動植物の調査研究や、専門家が行う現地調査に伴う作業の補助やフィールド講座での解説などの体験を通じて、生物多様性の保全に関する指導的役割を期待される人に対する一層のレベルアップを図るなど、人材の育成に取り組みます。

4-1-2 希少野生生物の保護

ア) 保護事業と普及啓発事業の充実

- 香川県レッドデータブックで絶滅のおそれが高いと評価された種について、現状の把握に努め、個体群の保護増殖を目的とした保護活動や生息・生育に支障を及ぼす侵略的外来種への対策を実施するとともに、県内の研究者等が所有する標本を活用した標本展やフィールド講座など普及啓発事業の充実に努めます。

イ) 指定希少野生生物の保護

- 希少野生生物のうち、特に保護を図る必要がある種については、「香川県希少野生生物の保護に関する条例」に基づき、「指定希少野生生物」の指定や、「指定希少野生生物保護区」の指定を行うなど、地域とも連携した保護増殖や生息・生育地等の保全などの保護事業を実施します。

4-1-3 野生鳥獣の保護管理

ア) 愛鳥週間等による普及啓発活動の推進

- 野生鳥獣の保護管理の重要性について広く県民の理解を得るため、愛鳥週間ポスター原画コンクールや作品展などを活用した普及啓発に取り組みます。

イ) 野生鳥獣保護センター等の活動の推進

- 野生鳥獣保護センター等において、傷病鳥獣の保護や野生復帰に取り組むとともに、センターの見学会やホームページなどを通じた鳥獣保護思想の普及啓発に努めます。

ウ) 野生鳥獣の生息環境の保全と狩猟の適正化

- 野生鳥獣の保護や適正管理のため、鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区や特別保護地区、特定猟具使用禁止区域等を指定するとともに、鳥獣保護管理員による巡視等を行い、野生鳥獣の生息環境の保全と狩猟の適正化を図ります。

関連計画

- 香川県鳥獣保護管理事業計画
(鳥獣の個体数管理や生息環境管理、農林水産業及び生態系への被害の防止など、本県の鳥獣保護管理事業を実施するための基本的な計画)

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
4-1-1	生物多様性の保全に向けて県と連携した事業者・民間団体数(再掲)	団体	0	15
4-1-2	香川県希少野生生物の保護に関する条例に基づく指定希少野生生物の指定種数	種	16	20
4-1-3	愛鳥週間ポスター原画コンクール参加学校数	校	48	53

各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ・野外で活動する時は、野生生物の生息・生育環境に配慮しながら行動する。 ・飼育・栽培している動植物を野外に捨てない。 ・地域で行われる里海・里山の保全活動など、自然保護活動に参加する。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業において自然環境を復元するなど、生物の生息・生育環境に配慮する。 ・事業場等の敷地を活用して緑化やビオトープの創出を行う。 ・地域で行われる里海・里山の保全活動など、自然保護活動に参加する。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護活動など率先して環境の保全に取り組むとともに、地域住民の自然保護意識を高めるための啓発活動を実施する。 ・野生生物の生息・生育状況などの調査や情報提供に協力する。

方向性を同じくするSDGsのゴール

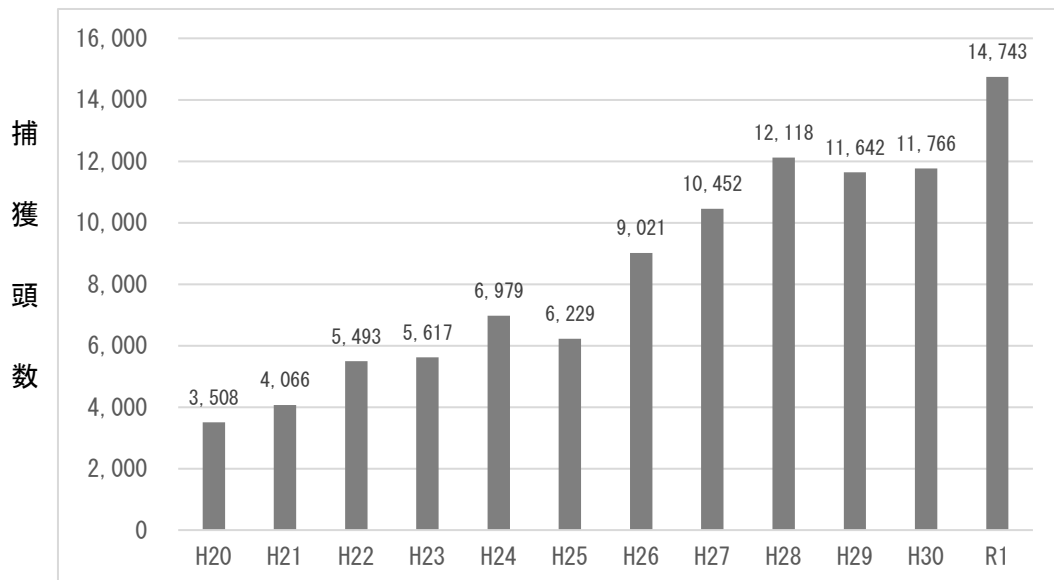


4-2 有害鳥獣対策と外来種対策の推進

現状と課題

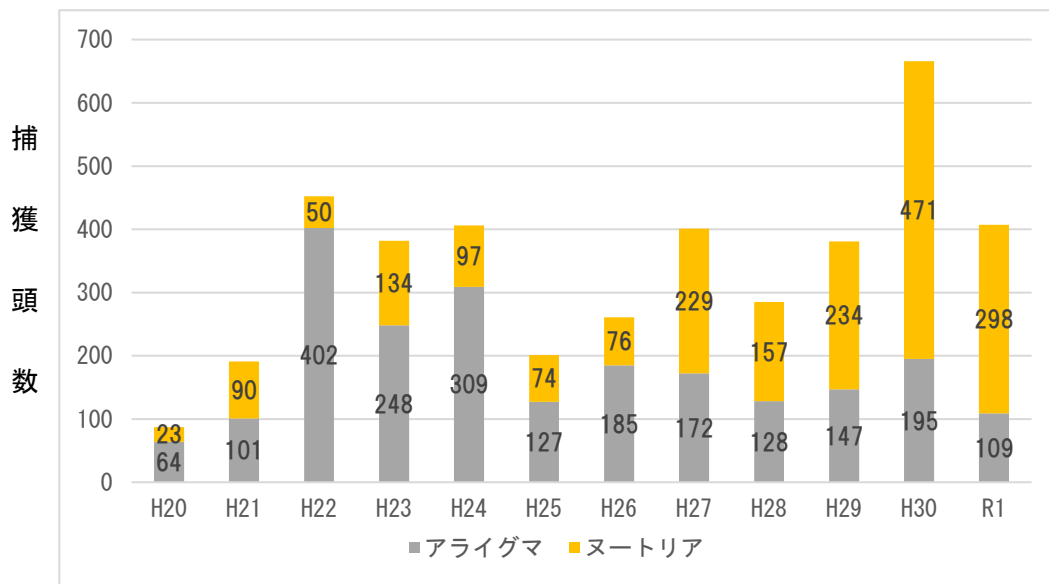
- イノシシなどの野生鳥獣による県内の農作物被害は、依然として、高い水準にあり、加えて、近年は、市街地等へのイノシシの出没により、人身被害が多発するなど、深刻な状況が続いていることから、引き続き、県主体の捕獲事業の実施や、市町が行う有害鳥獣捕獲等の支援、若手狩猟者の確保・育成のほか、市街地への出没経路等での重点的な捕獲や侵入防止等の緊急対策の実施など、被害の発生を未然に防止する取組みを進める必要があります。
- 外来種の中でも生態系や人の健康に大きな被害を及ぼす「侵略的外来種」の分布域の拡大により、農業被害や生活環境被害が増加しており、特に、アライグマやセアカゴケグモなど、令和3（2021）年に作成した「侵略的外来種リスト」に記載した種については、優先度を踏まえた適切な防除対策について検討を進めるなど、外来種対策を推進する必要があります。

図 4-1 イノシシの捕獲頭数の推移(香川県)

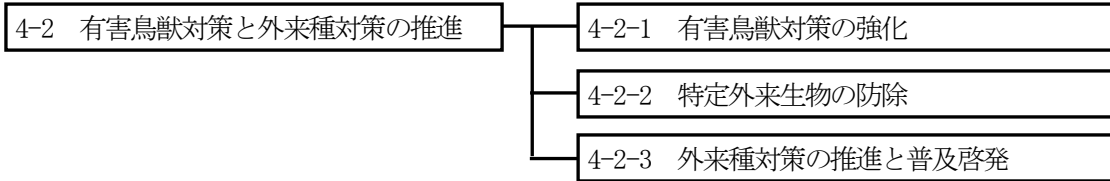


資料:香川県みどり保全課

図 4-2 アライグマ・ヌートリアの捕獲頭数の推移(香川県)



資料:香川県みどり保全課



4-2-1 有害鳥獣対策の強化

ア) 有害鳥獣対策の推進

- 野生鳥獣による生活環境や農林水産業への被害に総合的に対処するため、市街地に出没するイノシシや生息範囲が拡大しているニホンザルとニホンジカについて、市町が行う有害鳥獣捕獲を支援するとともに、捕獲が困難な市街地周辺や島しょ部において県主体の捕獲事業等を重点的に実施します。
- 市町と連携を図りながら、市街地へのイノシシの出没経路等を調査し、緊急性が高い箇所での侵入防止ネット等の設置や捕獲の実施など、被害の発生を未然に防止する取組みを進めます。

イ) 鳥獣被害に強い地域づくりと人材育成

- 市町が行う市街地周辺でのイノシシやニホンザル等の捕獲や地域住民等による侵入防止柵の設置などのほか、鳥獣被害対策の中心的な役割を担う「地域リーダー」の育成を支援するなど、獣害に強い集落づくりを推進します。
- 若者や女性を対象とした狩猟免許取得の入門講座や、狩猟初心者から捕獲経験者まで段階にあわせた捕獲技術講習会などの開催により、将来にわたって有害鳥獣対策を実践する担い手の確保・育成を図ります。
- ICTを活用した捕獲システムの導入により、わなの見回り活動の負担軽減や効率的な捕獲につながることで、若年層を中心とした、狩猟免許を取得しているものの、実際に捕獲活動を行っていない免許取得者による狩猟を促します。

ウ) 捕獲個体の資源化の推進

- 狩猟者等に対する講習会や講座において、県内にある捕獲個体の処理施設の状況やジビエ肉としての利用方法について情報提供を行うなど、捕獲したイノシシ等の食肉利用や皮革製品化など資源化や自家消費が促進されるよう努めます。

4-2-2 特定外来生物の防除

ア) 特定外来生物の防除の推進

- 外来生物法に基づきアライグマやヌートリアなど特定外来生物の防除を計画的に行う市町に対して支援を行うなど、特定外来生物による地域の生態系への影響を緩和するとともに、生活環境、農作物等への被害を防止するための対策を推進します。

イ) 新たな特定外来生物の侵入の防止と早期対策

- 新たな特定外来生物が県内に侵入することを防止するため、国や市町、民間団体等と連携し、情報収集や監視を行うなど、早期発見・早期防除に努めるほか、定着が確認された場合には、すみやかに状況を調査するとともに、関係機関等と連携し、集中的な防除に取り組みます。

4-2-3 外来種対策の推進と普及啓発

ア) 外来種対策の推進と普及啓発

- 侵略的外来種の防除についての基礎資料となる侵略的外来種リストの活用により、外来種対策を一層推進するとともに、外来種に対する正しい理解を深めてもらえるよう普及啓発に取り組みます。
- 外来種による生活環境被害や農林水産業被害の防止と、県内の生態系の保全を図るため、侵略的外来種リストに掲載された外来種を対象に、対策の必要性和実効性の観点からの優先度を踏まえ、国や市町、民間団体等と連携した適切な防除対策に取り組みます。

関連計画

- 香川県鳥獣保護管理事業計画
(鳥獣の個体数管理や生息環境管理、農林水産業及び生態系への被害の防止など、本県の鳥獣保護管理事業を実施するための基本的な計画)
- 香川県農業・農村基本計画
(農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画)
- 香川県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画
(イノシシの個体群を適正に管理し、農業被害及び生活環境被害の防止を図る計画)
- 香川県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画
(ニホンジカの個体群を適正に管理し、農林業被害及び森林植生への被害防止を図る計画)
- 香川県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画
(自然度の高い森林地域において、集落依存度の低いニホンザルの地域個体群を将来にわたって健全に維持し、農業被害及び生活環境被害の防止を図る計画)

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
4-2-1	イノシシの年間捕獲頭数	頭	12,583 (H28～R2 平均)	12,000
4-2-2	アライグマ・ヌートリアの年間防除頭数	頭	417 (H28～R2 平均)	400
4-2-3	地域が主体となって外来種対策に取り組む市町数	市町	0	全市町

各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに努める。 ・野外で繁殖している外来種を他の地域に拡げない。 ・地域住民が主体となって、外来種の防除に取り組む。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の追い払いや侵入防止柵の設置など、地域に有害鳥獣を寄せ付けない。 ・外来種被害予防三原則（入れない・捨てない・拡げない）を遵守する。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりや呼びかけを行う。 ・外来生物の防除や外来種被害予防三原則に基づいた普及啓発活動を実施する。

方向性を同じくするSDGsのゴール

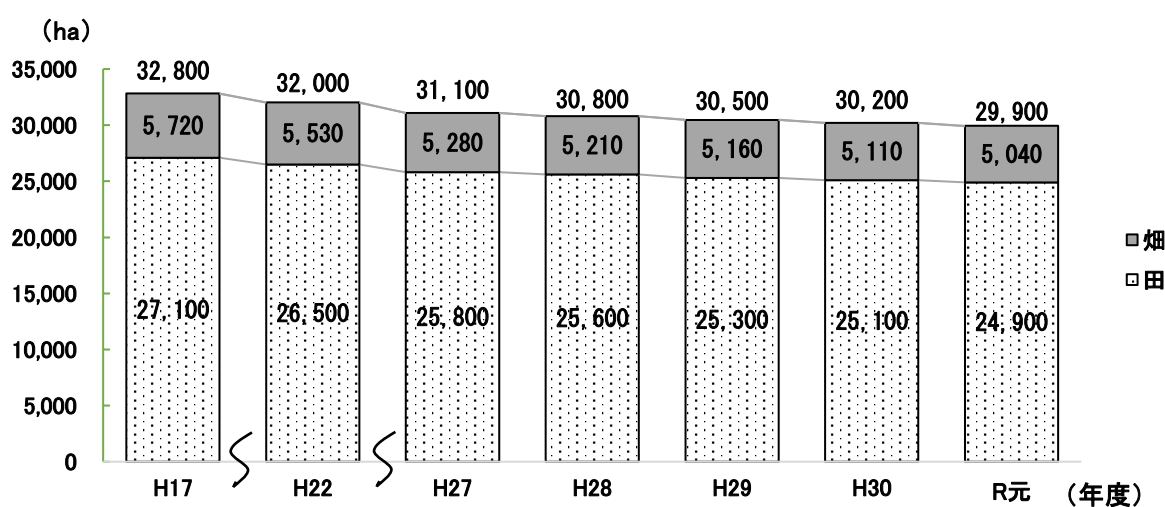


4-3 農地等の保全と持続的活用

現状と課題

- 農村地域は、農業生産活動を通じて、美しい自然環境や伝統文化の保全・継承、洪水の防止や水源の涵養など、多面的機能を有しており、生物多様性の観点からも重要な役割を果たしていますが、農業従事者の減少や高齢化などにより集落機能が低下するとともに、野生鳥獣による被害も拡大していることから、農業の担い手や多様な取組みを行う組織の確保・育成、農業者や地域住民等による農業用施設の保安全管理活動や農村環境の質的向上などにより、農業、農村の有する多面的機能が維持、発揮されるよう取り組んでいく必要があります。

図 4-3 耕地面積の推移（香川県）



資料:「耕地面積調査」(農林水産省)

施策の体系

4-3 農地等の保全と持続的活用

4-3-1 農地等の保全と持続的活用

施策展開

4-3-1 農地等の保全と持続的活用

ア) 農地集積と農地の確保

- 農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積を推進し、基盤整備とも連携して利用集積を加速化するとともに、農業振興地域制度や農地転用許可制度を的確に運用することにより、優良農地の確保・維持と有効利用の取組みを推進します。

イ) 環境保全型・資源循環型農業の推進

- 有機農業や化学肥料・化学合成農薬を低減した農業、家畜排せつ物の良質堆肥化など畜産や農業から出る廃棄物を地域の有機資源として有効に活用する農畜産業など、持続可能で環境に配慮した取組みを行う事業者に対する支援や技術的指導に努めます。

ウ) 農地の保全と協働活動による多面的機能の維持・発揮

- 農村地域において、農業生産活動の継続だけでなく、農業者をはじめ自治会など多様な主体が参画して協働で行う、水路やため池、農道など農業用施設の保安全管理や農村環境の保全、施設の長寿命化を図る活動を支援します。

エ) 鳥獣被害対策の推進

- 地域に寄せ付けない環境づくりや捕獲の奨励、侵入防止対策に加え、市町や猟友会など地域の関係者で組織される「鳥獣被害対策実施隊」の設置と活動の支援を行い、対策に効果を上げているモデル的な事例を紹介し、普及を図ることなどにより、野生鳥獣による被害の拡大防止に努めます。

関連計画

- 香川県農業・農村基本計画
(農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画)
- 家畜排せつ物の利用の促進を図るための香川県計画
(耕畜連携の強化やニーズに即したたい肥づくりなど家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画)

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
4-3-1	協働活動による多面的機能の維持発揮を行う農用地面積	ha	14,280	15,000

各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県民	・地域ぐるみでの農村地域の協働活動に参加する。
事業者	・化学肥料や農薬の適正に使用するなど環境への負荷を低減した農業を実践する。 ・イノシシ等による農林水産物等への被害対策を実施する。
民間団体	・堆肥需要者のニーズにあった堆肥の供給体制を確保する。

方向性を同じくするSDGsのゴール



第5節 安全で安心して暮らせる生活環境の保全

【基本目標における指標】

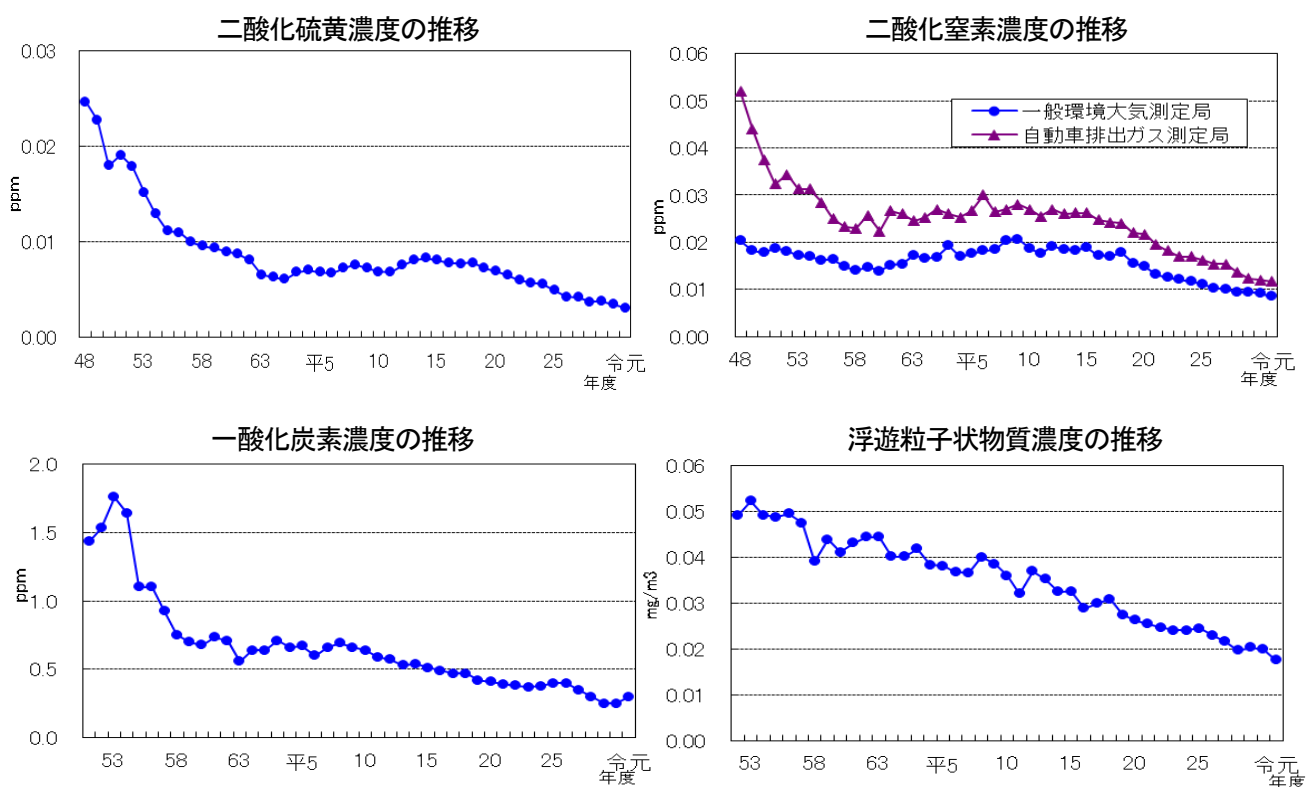
項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
各小項目の達成度（A評価の項目数）	項目	2（R元）	8
生活環境の向上（大気・水・騒音の満足度） （県政モニターアンケートで「現在の生活環境」に「満足している」、「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合）	%	52.6 （R3.6現在）	58.0

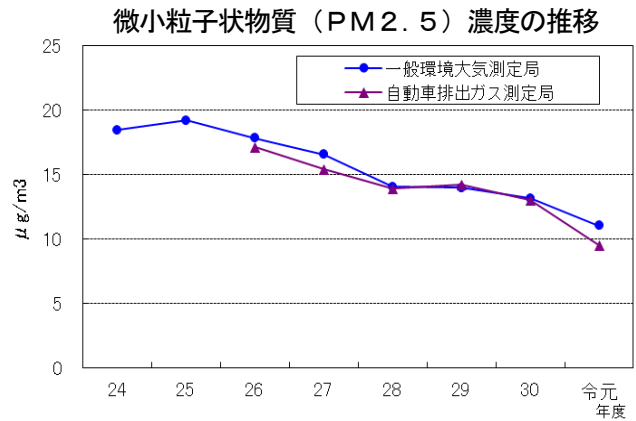
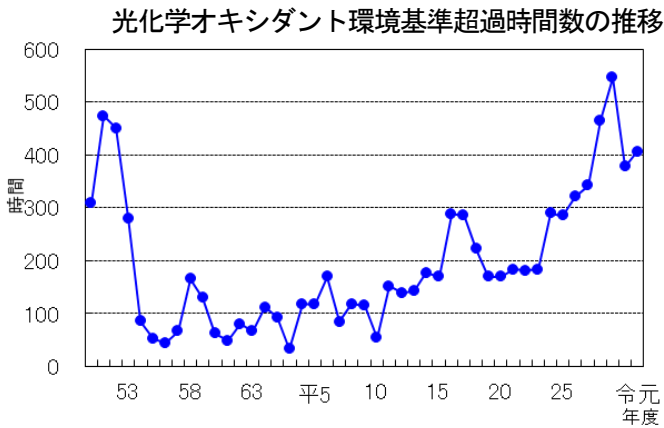
5-1 大気環境の保全

現状と課題

- 本県の大気環境は、公害問題が深刻化していた時代に比べてかなり改善されており、二酸化硫黄や二酸化窒素など、ほとんどの項目について環境基準を達成していますが、広域的な大気汚染の影響も指摘されている光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）については、濃度上昇が予測される場合には、県民の健康被害を未然に防止する観点から、迅速かつ的確に、光化学オキシダント注意報やPM2.5注意喚起情報を発令し、県民への注意喚起を行えるよう、引き続き、注意深く監視を行っていく必要があります。
- 石綿（アスベスト）については、「香川県石綿による健康被害の防止に関する条例」に基づき、国の規制を上回る取組みを行ってきましたが、今後、建材に石綿を使用した建築物の老朽化に伴う解体が増加していくことが見込まれており、また、近年の気象災害等の増加傾向から、災害時における石綿の飛散・ばく露防止対策の強化も求められるなど、飛散防止対策の徹底に向け、平常時から関係機関との連携を深めていく必要があります。

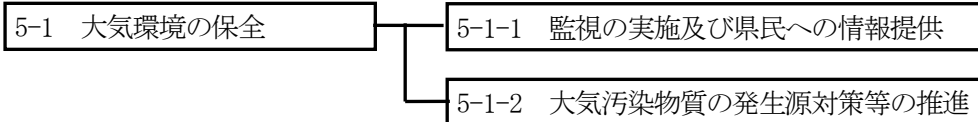
図5-1 大気環境の推移（香川県）





資料：香川県環境管理課

施策の体系



施策展開

5-1-1 監視の実施及び県民への情報提供

ア) 大気環境の監視

- 県内全域の大気環境を把握するため、香川県環境保健研究センター内の中央監視局を中心とした大気汚染常時監視システムにより、常時監視を行います。

イ) 有害大気汚染物質等のモニタリング

- ベンゼン等の有害大気汚染物質や大気中の石綿濃度の実態把握を行うため、モニタリングを実施します。

ウ) 県民への情報提供

- 大気汚染常時監視システムで収集した結果は、ホームページで迅速に情報提供するとともに、特に、県内全域を対象とした光化学オキシダントの注意報やPM_{2.5}の注意喚起情報については、学校・社会福祉施設等へのFAXや県民向けのメール配信などさまざまな方法で情報を提供します。

5-1-2 大気汚染物質の発生源対策等の推進

ア) 工場・事業場に対する排出規制の推進

- 大気汚染防止法や香川県生活環境の保全に関する条例、公害防止の覚書等に基づき、規制基準等を遵守するよう、工場・事業場に対する規制・指導を徹底します。

イ) 自動車排出ガス対策の推進

- 香川県生活環境の保全に関する条例に基づき一定規模以上の事業者に義務付けている自動車排出ガス対策計画の作成等を通じて、アイドリングストップの励行や低公害車の導入などを進めます。
- 交通流の円滑化により自動車排出ガスの排出を抑制するため、都市間の連絡道路や拠点へのアクセス道路、都市内の骨格となる道路、生活道路の整備とあわせて、交通管制システムの充実を図ります。

ウ) 光化学オキシダントの対策の推進

- 光化学オキシダント濃度が高くなる夏期に迅速な注意報等が発令できるよう監視体制を強化するとともに、原因物質であると考えられる窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）について、大気汚染防止法に基づき、工場・事業場に立入検査を実施するなど、排出基準遵守の取組みを徹底します。

エ) 微小粒子状物質（PM2.5）の対策の推進

- 大気汚染防止法に基づき、継続的な環境監視と微小粒子状物質（PM2.5）の成分の分析を行い、多岐にわたる発生源に対して効果的な対策が行えるよう、知見の集積に努めます。

オ) 石綿の飛散防止の推進

- 石綿の大気中への飛散を防止するため、大気汚染防止法に基づき、建築物の解体や補修作業時における特定粉じん排出作業の監視・指導を行うとともに、香川県石綿による健康被害の防止に関する条例に基づき、石綿吹付け材を使用している既存建築物について飛散防止措置などの指導を行います。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
5-1-1	大気に係る環境基準の達成度合【全4項目】	%	100（R元）	100
5-1-2	光化学オキシダント注意報・警報の発令回数	回	0	0

各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみなどの野外での焼却をしない。 ・公共交通機関や自転車などを利用し、マイカーの使用を控える。 ・自動車を購入するときは、電気自動車やハイブリッド車などの低公害車や低燃費車を選択する。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法等に定める基準を遵守し、大気汚染物質の排出を削減する。 ・共同輸配送など環境に配慮した物流システムの構築に努める。 ・自動車の使用をできるだけ控えるとともに、エコドライブを実践する。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全意識を高めるための啓発活動を実施する。

方向性を同じくするSDGsのゴール

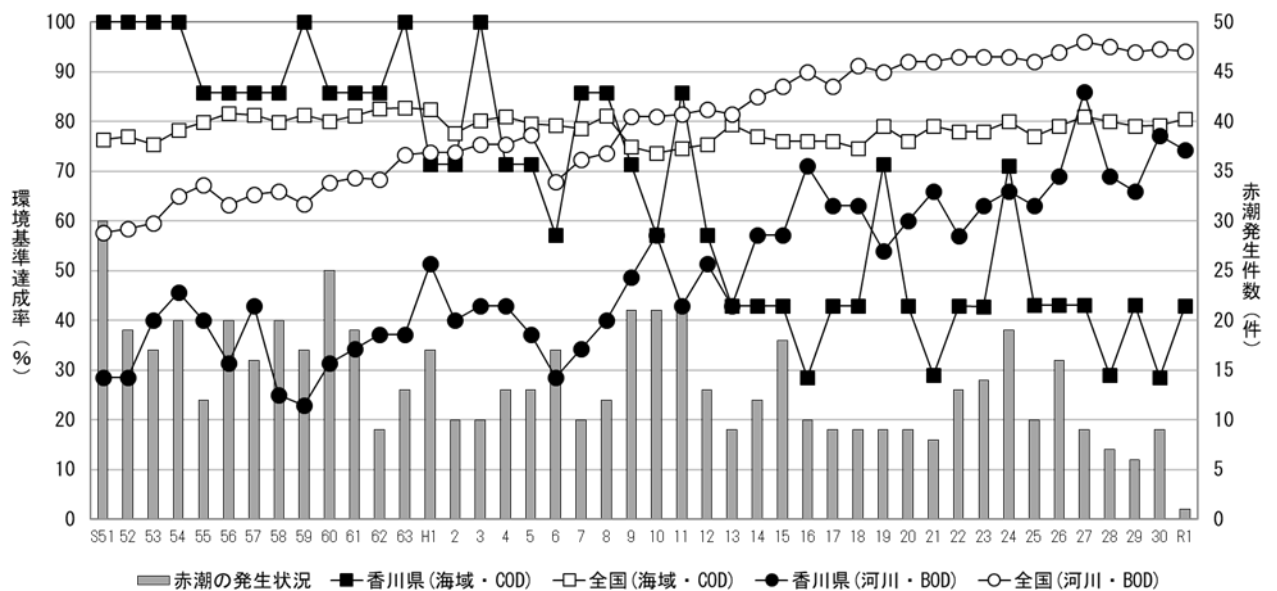


5-2 水環境、土壌・地盤環境の保全

現状と課題

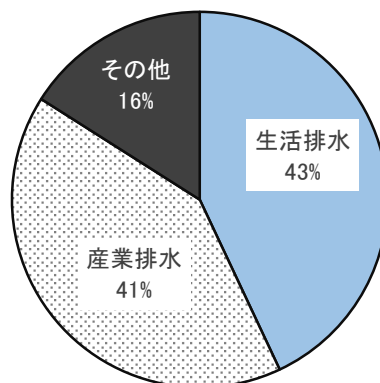
- 本県の河川や海域においては、カドミウム等の健康項目に関する環境基準は、すべての調査地点で達成していますが、生活環境項目に関する環境基準のうち、有機汚濁の指標である河川の生物化学的酸素要求量（BOD）や海域の化学的酸素要求量（COD）は、いずれも全国平均に比べ達成率が低くなっているため、水質汚濁の防止を図る観点から、引き続き、注意深く監視を行っていく必要があります。
- 近年、県内では、大規模な土壌汚染や地下水の過剰採取による地盤沈下は確認されていませんが、土壌汚染や地盤沈下は被害が発生するまで認識されにくく、また、被害が発生した場合、回復が容易でないことから、定期的な監視や適切な指導などにより、未然防止に努める必要があります。

図 5-2 公共用水域における環境基準（BOD・COD）達成率と赤潮発生件数の経年変化（全国・香川県）



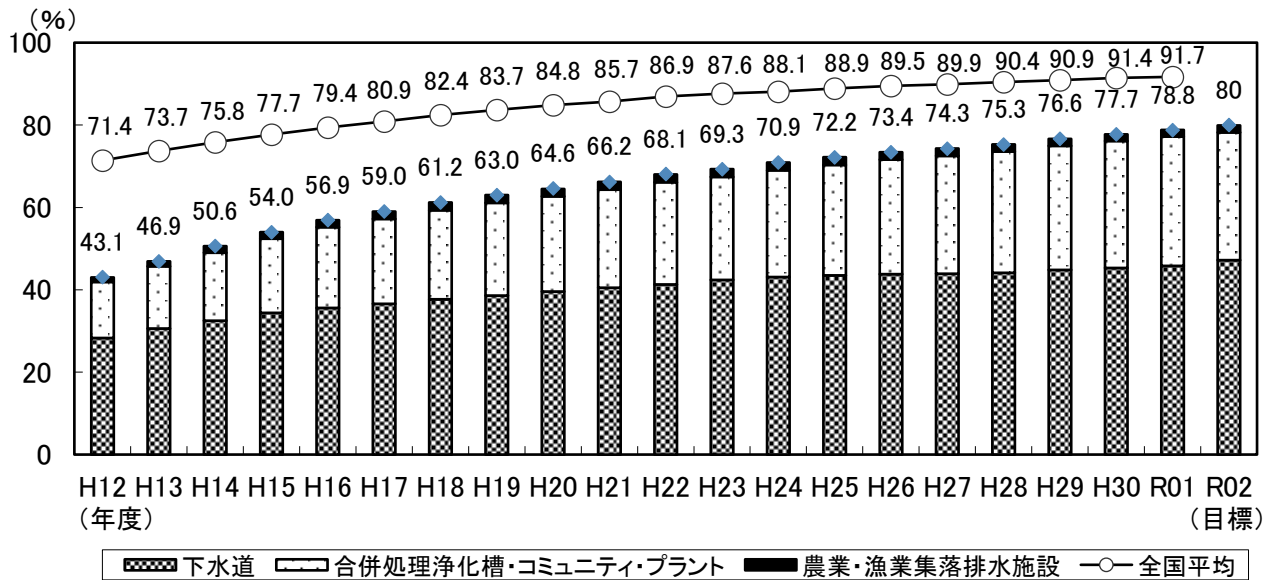
資料：香川県環境管理課

図 5-3 香川県の発生源別COD汚濁負荷量の割合（令和元年度）



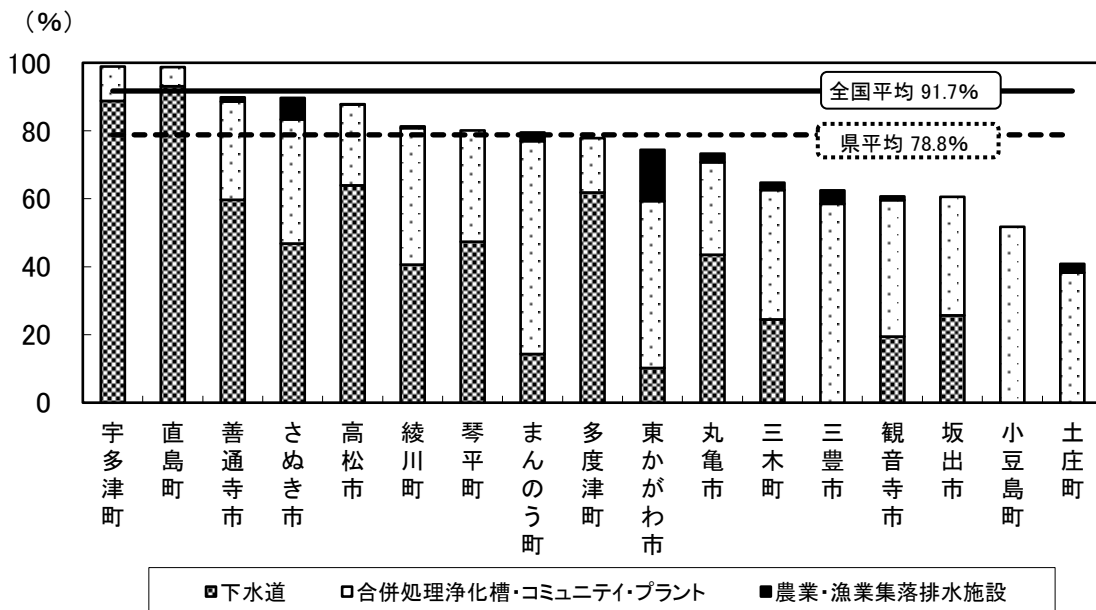
資料：香川県環境管理課

図 5-4 生活排水処理施設の普及状況（香川県）



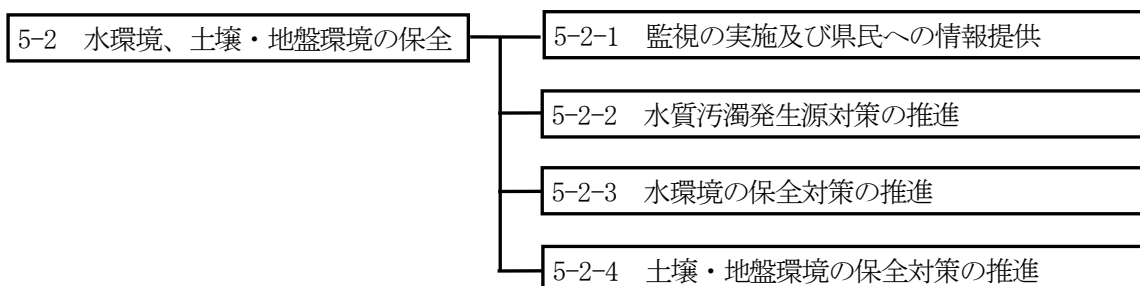
資料：香川県環境管理課

図 5-5 市町別の生活排水処理施設の普及状況（令和元年度普及率順）



資料：香川県環境管理課

施策の体系



5-2-1 監視の実施及び県民への情報提供

ア) 計画的な監視の実施

- 水質汚濁防止法に基づき、公共用水域や地下水の水質汚濁の状況を把握するため、水質測定計画を作成し、常時監視を行います。

イ) 水質汚濁事故時の連絡体制の整備

- 県内の公共用水域等において水質異常事故が発生した場合、香川県水質異常事故取扱マニュアルに基づき、国、市町、漁業関係団体等との通報連絡体制のもと、速やかに対処します。

5-2-2 水質汚濁発生源対策の推進

ア) 総量削減計画の推進

- 閉鎖性海域である瀬戸内海の水質保全対策を推進するため、総量削減計画に基づき、化学的酸素要求量（COD）や窒素、りん削減に総合的・計画的に取り組みます。

イ) 工場・事業場に対する排水規制の推進

- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可制度を適切に運用するとともに、水質汚濁防止法や香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、排水基準等を遵守するよう、工場・事業場に対する規制・指導を徹底します。

ウ) 生活排水処理施設の整備

- 生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、香川県全区域生活排水処理構想に基づき、下水道、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を計画的に進め、汚水処理人口普及率を高めるとともに、適正な維持管理を行い、汚泥の適正処理や有効利用を促進します。
- 浄化槽の機能が適正に維持されるよう、法定検査の制度の周知に努め、受検率の向上を図ります。

エ) 地下水の汚染防止対策の推進

- 地下水汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法や香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、有害物質を使用している特定事業場等に対して、排水基準の遵守や地下浸透の禁止について、規制・指導を徹底します。
- 地下水の水質状況の把握に努めるとともに、汚染が発見された箇所については、飲用井戸等衛生対策要領に基づき、井戸設置者等に衛生対策を指導します。

オ) 農畜水産業における水質汚濁負荷低減対策の推進

- 農業からの水質汚濁負荷を低減するため、化学肥料の施用低減につながる効果的な施肥方法について指導し、環境に配慮した農業を推進します。
- 畜産業からの水質汚濁負荷を低減するため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用に関する法律に基づく家畜排せつ物の処理・保管施設の管理基準等の遵守や適切な堆肥化を指導します。
- 魚類養殖業からの水質汚濁負荷を低減するため、適正な給餌方法等の指導を推進します。

カ) 開発事業等に係る排水対策の推進

- 開発事業等の実施に当たり、工事中の土砂や濁水の流出防止を図るため、環境影響評価制度やみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例に基づく事前協議等により、沈砂池の設置や森林の残置、施工時期の配慮など、水質汚濁未然防止対策を推進します。

5-2-3 水環境の保全対策の推進

ア) 瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画の推進（再掲）

- 瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画に基づき、沿岸域の環境の保全・再生・創出や、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保に努めるとともに、

栄養塩類の適切な管理の在り方に関する検討など、豊かな海の実現に向けた取組みを進めます。

イ) 香の川創生事業の促進

- ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例に基づき、住民・市町等と協働して、水質改善、水生生物の保全、水辺の美化活動などの取組みを促進します。

ウ) ため池の水質改善の促進

- 市町や土地改良区などため池の管理者に対し、水質改善の重要性の意識啓発を行うとともに、堆積土の浚渫や池干しの取組みを促進します。

5-2-4 土壌・地盤環境の保全対策の推進

ア) 土壌汚染防止対策の推進

- 一定規模以上の土地の形質変更時等において、土壌汚染が判明した場合には、土地の所有者等に対して、汚染の除去等の適切な措置を行うよう指導します。
- 農用地の適切な保全と有効利用のため、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき、農用地の土壌の重金属含有量の定点調査を行うとともに、汚染のおそれのある場合は、適宜、土壌分析を行い、汚染防止に努めます。

イ) 地盤環境の保全対策の推進

- 香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、継続的に地下水を採取する揚水施設の把握に努め、地下水位の観測を行うことにより、地下水の過剰な採取による塩水化や地盤沈下などの地下水障害を防止し、地下水の適正かつ合理的な利用を推進します。

関連計画

- 水質測定計画
(公共用水域や地下水の水質汚濁状況を常時監視するため行う水質測定について、測定すべき事項や測定の地点、その他必要な事項を定める計画)
- 水質総量削減計画
(閉鎖性海域である瀬戸内海の水質環境基準の確保を目的に、流入する汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する対策を総合的に推進する計画)
- 香川県全県域生活排水処理構想
(下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を推進する計画)
- 香川県水環境保全計画
(水環境を水質・水量・水生生物・水辺空間・水文化の5つの視点から捉え、県民・事業者・行政が協力して優れた水環境を保全・創出するための総合的な施策を推進する計画)
- 瀬戸内海の環境保全に関する香川県計画
(瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策を定めた計画)
- 香川県農業・農村基本計画
(農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画)
- 香川県水産業基本計画
(水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画)
- 家畜排せつ物の利用の促進を図るための香川県計画
(耕畜連携の強化やニーズに即したたい肥づくりなど家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画)

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
5-2-1	公共用水域に係る環境基準達成率 【健康項目（27項目）】	%	100（R元）	100
	【生活環境項目】 河川BOD	%	74（H27～R元平均）	改善
	海域COD	%	37（H27～R元平均）	改善
5-2-2	水質汚濁物質の発生負荷量 COD	t/日	22（R元）	第9次水質総量削減計画における目標値
5-2-2	汚水処理人口普及率	%	78.8（R元）	85.0
5-2-3	公共用水域に係る環境基準達成率 【生活環境項目】			
	河川BOD	%	74（H27～R元平均）	改善
	海域COD（再掲）	%	37（H27～R元平均）	改善
5-2-4	有害物質使用特定施設の年間立入 検査実施件数	件	1	12

各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済の油を流さないなど、家庭でできる生活排水対策を実行する。 ・単独浄化槽等から合併処理浄化槽への切替えなどの整備等を行う。 ・河川や海岸の清掃活動など地域で行われる環境美化、環境保全活動に参加する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法等に定める基準を遵守し、水質汚濁物質の排出を削減する。 ・浄化槽の適切な維持管理（法定検査、清掃、保守点検）を行う。 ・土壌汚染の未然防止のため、原材料や廃棄物などを適正に管理する。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全や雨水の地下浸透による地下水涵養の大切さを呼びかける。 ・肥料の適正使用を呼びかける。

方向性を同じくするSDGsのゴール



5-3 騒音・振動・悪臭・化学物質対策等の推進

現状と課題

- 騒音・振動・悪臭は、感覚公害と呼ばれるなど、私たちの日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、県内の行政機関に寄せられる公害苦情の4割程度を占めており、また、これらの苦情は発生源も多種多様で、近年では、都市・生活型の苦情が増加傾向にあることから、市町と連携して対応していく必要があります。
- 日常生活や事業活動を通じて、さまざまな化学物質が環境中に排出されていますが、なかには生活環境や人の健康、生態系等へ影響を与えるおそれがあるものもあることから、化学物質の排出抑制、管理の徹底を図るため、常時監視等により、県内の排出状況等の把握に努めるとともに、県民に対しても、化学物質に関する正しい情報をわかりやすく提供していく必要があります。

図5-6 公害苦情の受理件数の推移（香川県）

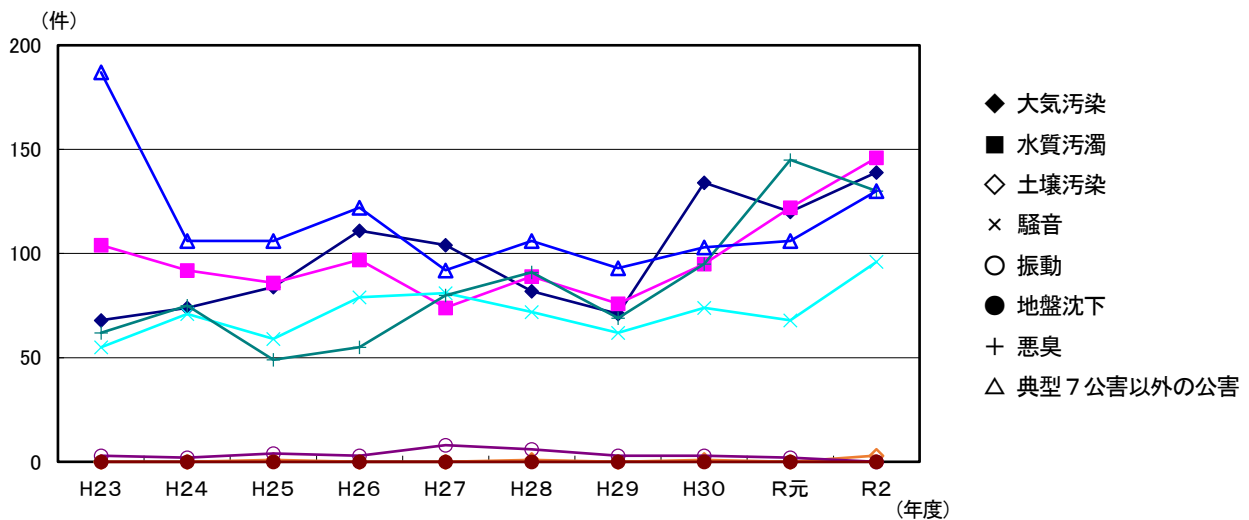
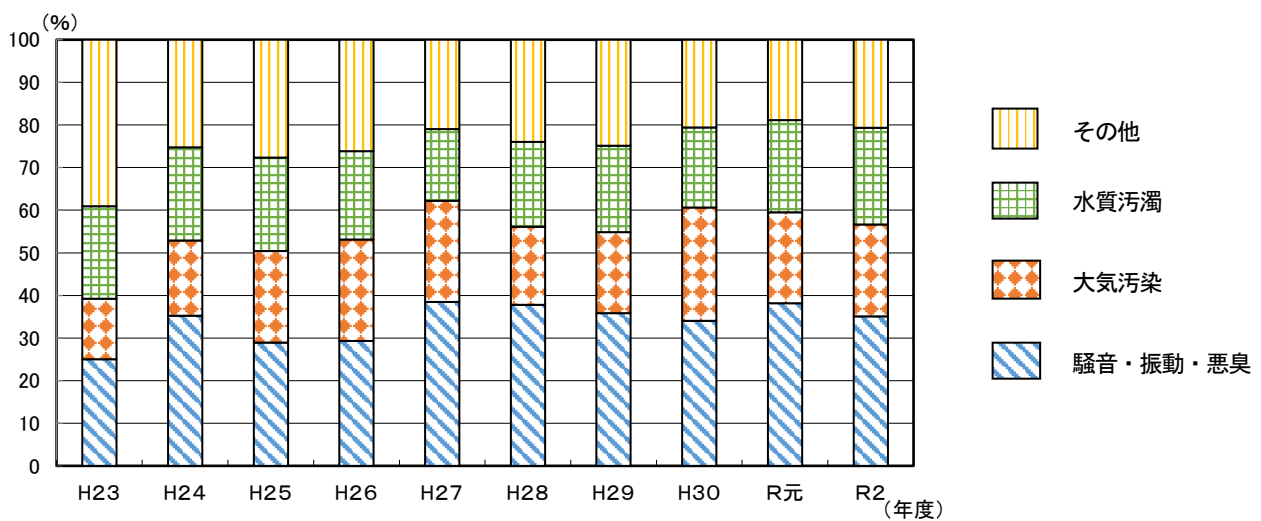


図5-7 公害苦情の種類別構成比の推移（香川県）



資料：香川県環境管理課

5-3 騒音・振動・悪臭・化学物質対策等の推進

5-3-1 騒音・振動・悪臭防止対策の推進

5-3-2 化学物質対策等の推進

5-3-1 騒音・振動・悪臭防止対策の推進

ア) 騒音・振動対策の推進

- 市町に対する騒音・振動対策に関する技術的助言に努めるとともに、騒音規制法や振動規制法に基づき、必要に応じて、騒音・振動規制地域の見直し（拡大）を行うなど、騒音・振動防止対策の推進を図ります。
- 香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、航空機による宣伝やカラオケなど騒音規制法の対象となっていない日常騒音を規制します。
- 自動車による交通騒音を監視するため、幹線交通道路に面する地域の面的評価を行うとともに、高松空港周辺地域における航空機騒音調査や本州四国連絡橋の鉄道騒音調査を実施し、必要に応じて、関係機関に対して騒音低減対策の要請等を行います。

イ) 悪臭防止対策の推進

- 市町に対する悪臭対策に関する技術的助言に努めるとともに、悪臭防止法に基づき、必要に応じて、悪臭規制地域の見直し（拡大）を行うなど、悪臭防止対策の推進を図ります。
- 畜産業からの悪臭防止のため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用に関する法律に基づく家畜排せつ物の処理・保管施設の管理基準等の遵守や適切な堆肥化を指導します。

5-3-2 化学物質対策等の推進

ア) 化学物質の使用実態の把握と適正管理の推進

- 化学物質を取り扱う事業者の自主的な管理の改善が促進されるよう、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律のP R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）に基づき、環境中への化学物質の排出量や移動量を公表し、化学物質の適正管理を促進します。
- 化学物質による環境汚染の実態を把握するため、環境省委託事業である化学物質環境実態調査を実施します。

イ) 化学物質（農薬）の安全管理、安全使用の推進

- 農薬による環境への汚染防止を図るため、農薬販売業者や生産者に対する立入検査、講習会等を通じて、安全管理や安全使用について指導します。
- 香川県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱や香川県ゴルフ場農薬安全使用指針に基づき、事業者のゴルフ場における農薬使用の指導を徹底します。

ウ) ダイオキシン類対策の推進

- ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、香川県ダイオキシン類環境監視計画を定め、大気、河川と海域の水質と底質、発生源周辺の土壌調査を実施するとともに、工場・事業場に対して、排出ガス・排出水及び燃焼灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の汚染状態の監視や指導などを行います。

エ) 環境放射能対策の推進

- 環境放射能の常時監視を継続的に行い、その結果を公表するとともに、原子力発電所等における災害が発生した際には、原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針に基づき、放射能調査の充実を図ります。

関連計画

- 家畜排せつ物の利用の促進を図るための香川県計画
 (耕畜連携の強化やニーズに即したたい肥づくりなど家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画)

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
5-3-1	生活環境に係る苦情件数(騒音・振動・悪臭)	件	183 (H28～R2 平均)	減少
5-3-2	ダイオキシン類の環境基準達成度合【全項目(4項目)について100をめざす】	%	100 (R元)	100

各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・楽器、ペットの鳴き声など日常生活の音が、騒音とならないよう配慮する。 ・自動車を運転するときは、急発進・急加速など騒音をみだりに発生させない。 ・悪臭の発生源となるごみなどを野外で焼却しない。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法等に定める規制基準を遵守し、騒音、振動、悪臭の発生を防止する。 ・低騒音、低振動型機械等を導入するなど、騒音や振動の発生の低減に努める。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣騒音への配慮など社会生活のマナーを呼びかける。

方向性を同じくするSDGsのゴール



第5章 計画の推進

1 推進体制

2 進行管理

第5章 計画の推進

1 推進体制

県は、計画を総合的に推進する体制の充実に努めるとともに、計画の推進主体として位置づけられる県民、事業者等の多様な主体との連携と協力のもとに計画を推進します。

(1) 県の推進体制の充実

- 本計画に基づく環境保全に関する施策の実効性を確保するため、関係部局が相互に緊密な連携と調整を行い、施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 多様な主体との連携

- 県民や事業者、民間団体等に対して、積極的に環境に関する情報の提供を行い、認識の共有化を図るとともに、多様な主体の参画と協働を促進します。
- 市町に対して、環境情報の提供や意見交換等を行うことにより、相互の連携を強化するとともに、本計画に沿って行われる市町の施策を支援することにより、施策の一層の推進を図ります。
- 広域的な環境問題や本県単独で解決できない問題については、国や他の地方公共団体との連携と調整に努めます。

2 進行管理

本計画の実効性を確保するため、進捗状況を客観的に評価し、課題を整理したうえで、施策を継続的に見直ししながら、計画の着実な推進を図ります。

(1) 進捗状況の評価

- 計画に掲げる指標の達成状況や施策の実施状況などをもとに、P D C A (PLAN → DO → CHECK → ACTION) サイクルを通じて、計画の進捗状況を評価し、適切な進行管理を行います。
- 社会情勢や財政状況等の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて、本計画の見直しを行います。

(2) 進捗状況の公表

- 県民や事業者等各主体の環境への理解と認識を深め、自主的・積極的な行動の促進を図るため、環境の状況、施策の実施状況等について、環境白書を作成し、公表します。

参考資料

- 1 環境指標一覧**
- 2 用語解説**
- 3 香川県環境基本条例**
- 4 令和元年度県政世論調査結果**
- 5 令和3年度県政モニターアンケート調査結果**
- 6 計画策定の経緯**
- 7 香川県環境審議会委員名簿**

1 環境指標一覧

No.	施策項目	指標	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)	単位	指標の選定理由	目標値設定の考え方
【各分野にまたがる基盤整備・地域づくり】環境を守り育てる地域づくりの推進							
1	大項目	県と連携した市町・事業者・民間団体数	69	94	団体	県が、あらゆる主体と連携して環境保全活動を推進することが重要であるため。	R元年度実績（78）から20%の増加をめざす。
2	大項目	環境保全活動や環境学習講座等への参加状況（県政モニターアンケートで「環境保全活動」や「環境学習」に「参加した」と回答した人の割合）	29.4 (R3.6現在)	40.0	%	県民の環境保全行動の状況を把握するため。	現況（R3.6現在）から10ポイント程度増加させ、40%をめざす。
3	1-1-1	エコアクション21登録件数	76	90	件	事業活動における自主的な環境配慮の取組みが重要であるため。	R元年度実績（81）から10%の増加をめざす。
1*	1-1-2	県と連携した市町・事業者・民間団体数（再掲）	69	94	団体	県が、あらゆる主体と連携して環境保全活動を推進することが重要であるため。	R元年度実績（78）から20%の増加をめざす。
4	1-2-1	県が実施する環境教育・環境学習参加者数（累計）	112,575 (H28～R2累計)	125,000 (R3～7累計)	人	環境を守り育てる地域づくりの基本となるのが環境教育・環境学習であるため。	前計画の目標(25,000人/年)を維持する。
5	1-2-2	県が開設している環境分野のSNSのフォロワー数	1,518	2,000	人	インターネットを使った効果的な情報発信が重要であるため。	R2年度実績から30%の増加をめざす。
6	1-3-1	県民参加の森づくり参加者数（累計）	40,906 (H28～R2累計)	45,000 (R3～7累計)	人	県民総参加のみどりづくりに向け、森づくり活動への参加を促進する必要があるため。	前計画の目標(9,000人/年)を維持する。
7	1-3-2	かがわ里海大学修了者数(累計)	2,308 (H28～R2累計)	3,000 (R3～7累計)	人	かがわ里海大学は、里海づくりを牽引する人材を育成する、本県の里海づくりの柱となる取組みであり、その修了者数を把握することで里海づくりの進捗を測ることができるため。	H28年度からR2年度の累計実績から30%の増加をめざす。
8	1-4-1	公園・緑地面積 ※都市公園や港湾緑地、森林公園を合わせたもの	1,838 (R元)	1,856 (R6)	ha	都市公園、港湾緑地、森林公園の面積の合計値を把握することで、県民がふれあうことのできるみどりの整備状況を測ることができるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、5年間で約18haの増加をめざす。

No.	施策項目	指 標	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)	単位	指標の選定理由	目標値設定の考え方
9	1-4-2	国県指定の文化財数 (累計)	14 (H28～R2年 度)	15 (R3～R7年度)	件	歴史的な価値を有するものを文化財として指定・登録し保存と活用を図る必要があるため。	毎年度3件の指定をめざす。
【地球環境分野】脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全							
10	大項目	温室効果ガス削減率	▲15.8 (H29)	▲33	%	地球温暖化の防止を図るためには、温室効果ガス排出量を削減する必要があり、国の地球温暖化対策計画も削減率を目標に置いた構成としているため。	2030年度の温室効果ガス排出量に関する国の削減目標（2013年度比で46%削減）に即して算定し、2013年度比で33%の削減をめざす。
11	大項目	「脱炭素に向けたライフスタイル等の転換」を意識した県民行動の定着度（県政モニターアンケートで「脱炭素」や「地球温暖化」を意識し行動している」と回答した人の割合	75.6 (R3.6現在)	90.0	%	脱炭素社会の実現には、県民一人一人が脱炭素を意識した行動への転換が必要であり、その行動の定着が重要であるため。	現況（R3.6現在）から14ポイント程度増加させ、90%をめざす。
12	2-1-1	最終エネルギー消費量削減率	▲7.4 (H29)	▲8.0	%	エネルギー消費量自体を削減することが重要であるため。	国の長期エネルギー需給見通しで示された内容に即して、H29年度統計データ等により算定し、2013年度比で8%の削減をめざす。
13	2-1-2	太陽光発電システム設置容量	821,728	1,240,000	kW	再生可能エネルギーで導入適性の高い太陽光発電の普及を図ることが重要であるため。	R2年度実績から50%の増加をめざす。
14	2-1-3	森林整備面積（累計）	4,536 (H28～R2累 計)	5,000 (R3～R7累 計)	ha	二酸化炭素の吸収源対策として、間伐や植林等の森林整備面積を増やすことが重要であるため。	前計画の目標(1,000ha/年)を維持する。
15	2-2-1	県内の気候変動影響に関する情報提供件数	0	10	件	気候変動影響に関する情報提供を充実することが重要であるため。	毎年度2件の提供をめざす。
16	2-2-2	県が実施する適応策の件数	7	10	件	気候変動によって生じる被害に対する適応策を推進していく必要があるため。	適応策の増加をめざす。
【資源循環分野】環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成							
17	大項目	一般廃棄物の最終処分量	3.1 (R元)	2.6	万t	県民の3Rの取組状況が反映されるため。	人口減を考慮したR7の将来予想2.9万tにリサイクル率の向上による再生利用量の増加を加味して、現況(R元)の3.1万tから0.5万tの削減をめざす。

No.	施策項目	指 標	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)	単位	指標の選定理由	目標値設定の考え方
18	大項目	産業廃棄物の最終処分量	17.2 (R元)	16.1	万t	事業者の3Rの取組状況が反映されるため。	国の第四次循環型社会形成推進基本計画の目標と同程度の総排出量の減少およびリサイクル率の上昇を見込んで算出。現況(R元)の17.2万tから1.1万tの削減をめざす。
19	大項目	3Rの推進に積極的に取り組んでいると答えた人の割合(県政モニターアンケートで4つ以上の項目に「取り組んでいる」と回答した人の割合)	47.9 (R3.6現在)	56.0	%	県民の3Rの取組状況を把握するため。	2Rを意識した3Rの普及啓発などにより、現況(R3.6現在)の47.9%から8.1ポイントの増加をめざす。
20	3-1-1	一般廃棄物(し尿を除く)の総排出量	31.2 (R元)	28.0	万t	県民のリデュースの取組状況が反映されるため。	人口減を考慮したR7の将来予想29.0万tに施策による削減量の上乗せ(食品ロス▲0.4万t、プラスチック等▲0.6万t)を加味し、現況(R元)の31.2万tから3.2万tの削減をめざす。
21	3-1-1	一般廃棄物(し尿を除く)の一人一日当たり排出量	868 (R元)	810	g	県民のリデュースの取組状況が反映され、また、県民に分かりやすい指標であるため。	上記理由により、県民1人1日当たり、現況(R元)の868gから58gの削減をめざす。
22	3-1-1	産業廃棄物の総排出量	244.9 (R元)	244.0	万t	事業者のリデュースの取組状況が反映されるため。	国の第四次循環型社会形成推進基本計画の目標と同程度の削減割合(H27から▲0.3%)を見込んで算出。現況(R元)の244.9万tから0.9万tの削減をめざす。
23	3-1-2	一般廃棄物のリサイクル率	18.2 (R元)	24.0	%	県民のリサイクルの取組状況が反映されるため。	前計画の目標値を引き継ぎ、現況(R元)の18.2%から5.8ポイントの増加をめざす。
24	3-1-2	産業廃棄物のリサイクル率	71.0 (R元)	72.5	%	事業者のリサイクルの取組状況が反映されるため。	全国平均を下回る排出量上位品目(がれき類、廃プラスチック類)のリサイクル率について、全国平均規模までの上昇を見込んで算出。現況(R元)の71.0%から1.5ポイントの増加をめざす。
25	3-2-1	廃棄物不適正処理苦情件数	124	減少	件	廃棄物が適正に処理されることで苦情件数が減少するため。	年によって増減はあるものの、近年減少傾向であることから、現況(R2)の124件からの減少をめざす。

No.	施策項目	指 標	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)	単位	指標の選定理由	目標値設定の考え方
26	3-2-2	災害廃棄物処理計画に風水害対策を加える見直しをした市町数	0	全市町	市町	市町の計画について、近年の風水害の状況を踏まえ、早急に見直しを図り、体制の充実・強化を図っていく必要があるため。	近年多発する風水害に対応した計画の見直しは全市町で行う必要がある。
27	3-3-1	普段の生活で節水している人の割合(水資源確保対策意識調査において普段の生活で「節水している」、「どちらかといえば節水している」と回答した人の割合)	80.6 (R元)	84.0以上	%	節水意識を高揚し、水の有効利用を推進する必要があるため	過去10年間(H21～R元年)で、5.8ポイント上昇していることから、今後も同程度の増加をめざす。
【自然環境分野】自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進							
28	大項目	生物多様性の保全に向けて県と連携した事業者・民間団体数	0	15	団体	県が様々な主体と連携して生物多様性の保全を推進することが重要であるため。	毎年度3団体の増加をめざす。
29	大項目	生物多様性に関する県民の認知度(県政モニターアンケートで「生物多様性」を「知っている」と回答した人の割合)	37.2 (R3.6現在)	50.0	%	生物多様性の保全を図るためには、県民の生物多様性に関する認知度を向上させる必要があるため。	アンケートを始めたH26.6(20.8%)からR3.6(37.2%)までの7年間で16.4ポイント上昇していることから、今後も同程度の増加をめざす。
28*	4-1-1	生物多様性の保全に向けて県と連携した事業者・民間団体数(再掲)	0	15	団体	県が様々な主体と連携して生物多様性の保全を推進することが重要であるため。	毎年度3団体の増加をめざす。
30	4-1-2	香川県希少野生生物の保護に関する条例に基づく指定希少野生生物の指定種数	16	20	種	希少野生生物の保護のためには、条例に基づく指定希少種を新たに追加する必要があるため。	レッドデータブックの改定に伴う調査内容を基に20種の指定をめざす。
31	4-1-3	愛鳥週間ポスター原画コンクール参加学校数	48	53	校	愛鳥週間の啓発活動であるポスター原画コンクールの参加学校数を増やすことで、一層の普及啓発を図る必要があるため。	毎年度1校の増加をめざす。
32	4-2-1	イノシシの年間捕獲頭数	12,583 (H28～R2平均)	12,000	頭	イノシシの生息頭数の減少と生息範囲の縮小を図る必要があるため。	第二種特定鳥獣管理計画の達成に向けた年間捕獲目標頭数12,000頭以上をめざす。

No.	施策項目	指 標	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)	単位	指標の選定理由	目標値設定の考え方
33	4-2-2	アライグマ・ヌートリアの年間防除頭数	417 (H28～R2平均)	400	頭	特定外来生物（アライグマ、ヌートリア）の防除を進める必要があるため。	H28年度からR2年度の年平均防除実績と同程度をめざす。
34	4-2-3	地域が主体となって外来種対策に取り組む市町数	0	全市町	市町	地域が主体となった外来種対策を進める必要があるため。	全市町において地域が主体となった外来種対策の取組みが広がることをめざす。
35	4-3-1	協働活動による多面的機能の維持発揮を行う農用地面積	14,280	15,000	ha	農地や農業用施設が適正に維持管理されることにより、多面的機能が維持・発揮されることから、協働活動による多面的機能の維持発揮を行う農用地面積を設定する必要があるため。	R2年度実績14,280haを基準に、R3年度から毎年約150haの増加をめざす。
【生活環境分野】安全で安心して暮らせる生活環境の保全							
36	大項目	各小項目の達成度 (A評価の項目数)	2 (R元)	8	項目	安全で安心して暮らせる生活環境のためには、小項目の環境指標の全項目達成が求められるため。	小項目全項目の達成をめざす。
37	大項目	生活環境の向上（大気・水・騒音の満足度）（県政モニターアンケートで「現在の生活環境」に「満足している」、「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合）	52.6 (R3.6現在)	58.0	%	県民の生活環境に対する満足度を把握するため。	毎年度、1ポイント程度の増加をめざす。
38	5-1-1	大気に係る環境基準の達成度合【全4項目】	100 (R元)	100	%	大気汚染物質（二酸化硫黄・二酸化窒素・一酸化炭素・浮遊粒子状物質）による汚染状況を把握し、工場・事業場に対する規制・指導を徹底するため。（越境汚染の影響の大きい光化学オキシダント、PM2.5を除く）	全項目（4項目）について100%をめざす
39	5-1-2	光化学オキシダント注意報・警報の発令回数	0	0	回	工場・事業場に対する規制・指導を徹底し、光化学オキシダントによる汚染を減らすため。	光化学オキシダントの注意報及び警報の発令なしをめざす。

No.	施策項目	指 標	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)	単位	指標の選定理由	目標値設定の考え方
40	5-2-1	公共用水域に係る環境基準の達成率 【健康項目(27項目)】 【生活環境項目】 河川BOD 海域COD	100 (R 元) 74 (H27～R 元平均) 37 (H27～R 元平均)	100 改善 改善	%	公共用水域の環境基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。	公共用水域の環境基準度合の改善をめざす。
41	5-2-2	水質汚濁物質発生負荷量 COD	22 (R元)	第9次水質総量削減計画における目標値	t / 日	汚濁物質の発生負荷量を把握し、水質保全に努める必要があるため。	R4年度に策定するR6年度を目標とする水質総量削減計画における目標値をめざす。
42	5-2-2	污水处理人口普及率	78.8 (R元)	85.0	%	県内の公共用水域の環境基準達成率に影響する生活排水の処理状況を測ることができるため。	第4次全県域生活排水処理構想に定める値をめざす。
40*	5-2-3	公共用水域に係る環境基準達成率 【生活環境項目】 (河川BOD) (海域COD) (再掲)	74 (H27～R 元平均) 37 (H27～R 元平均)	改善 改善	%	公共用水域の環境基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。	公共用水域の環境基準度合の改善をめざす。
43	5-2-4	有害物質使用特定施設の年間立入検査実施件数	1	12	件	有害物質使用特定施設の立入検査を実施し、土壌汚染の未然防止を図るため。	5年間で約60事業所の実施をめざす。 (県内該当事業所：約60事業所)
44	5-3-1	生活環境に係る苦情件数(騒音・振動・悪臭)	183 (H28～R2平均)	減少	件	騒音・振動・悪臭の状況を把握し、必要に応じ、市町に技術的助言を行うため。	苦情件数の減少をめざす。
45	5-3-2	ダイオキシン類の環境基準達成度合【全項目(4項目)について100をめざす】	100 (R元)	100	%	基準達成率を把握し、必要に応じ削減対策を講じるため。	全項目(4項目)について100%をめざす。

2 用語解説

【あ行】

アイ・シー・ティ
ICT

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術という。「IT (Information Technology)」が、ソフトウェアやハードウェアなどの情報技術そのものを意味することに対して、ICT はデジタル情報をやりとりする技術やその活用方法を指すことが一般的である。

イー・エム・エス
EMS (エネルギー管理システム)

最適なエネルギー活動をサポートする設備のことを言う。人の手だけでは把握が難しいエネルギー使用状況を、情報通信技術によって「見える化」することで、データ分析や効率的な機器の制御といった全般的な省エネルギー管理が可能となる。

イー・ビー
EV

Electric Vehicle の略で、電気自動車のことをいう。自宅や充電スタンドなどで車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する。

石綿 (アスベスト)

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物。丈夫で熱、酸やアルカリなどに強く、安価なことから、耐火被覆材、断熱材、保温材などに使用されてきた。しかし、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15~40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすおそれがある。

池干し

ため池の維持管理のため、冬季に農業用ため池の水を抜き底部を日干しすること。このとき水草の除草や、栄養分の多い底泥が除去され、水の入れ替えが行われるため、池の富栄養化や生態系の遷移が抑えられる。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物を指し、「ごみ」と「し尿」に分かれる。さらに、「ごみ」は主に家庭から発生する「家庭系ごみ (生活系ごみ)」と、事業活動に伴ってオフィスや飲食店から発生する「事業系ごみ」に分かれる。

エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組みを進めることができるよう、環境経営の仕組み、環境への取組み、環境報告を一つに統合した環境省が定める環境マネジメントシステム。

エコタウン事業

先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的として、平成9(1997)年度に国で創設された事業。本県では、直島町において、廃棄物の新たなリサイクルシステムを構築する環境産業の育成と住民主体の環境調和型まちづくりを展開し、循環型社会のモデル地域を形成するエコタウンプラン (エコアイランドなおしまプラン) が平成14(2002)年3月に国(経済産業省・環境省)の承認を受け、このプランに基づき、ハード事業(循環資源回収事業)とソフト事業(環境調和型まちづくり)に取り組んでいる。

エコ通勤

通勤によって発生する渋滞や地球温暖化問題に対して、各事業所が主体的に、より望ましい通勤交通のあり方を考える取り組み。

エフ・シー・ビー
FCV

Fuel Cell Vehicle。燃料となる水素と空気中の酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを用いてモーターを回して走る自動車。

屋上緑化、壁面緑化

建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上、建物の外壁に植物を植えて緑化すること。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類を定めている。

【か行】

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種をいい、このうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものについては、国が「特定外来生物」に指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止される。

外来種被害予防三原則

侵略的な外来生物（海外起源の外来種）による被害を予防するため、①悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」、②飼養・栽培している外来種を適切に管理し「捨てない」（逃がさない・放さない・逸失させないことを含む）、③既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」（増やさないことを含む）ことを原則とする考え。

かがわ里海大学

里海づくりをけん引する人材の育成を目的に、本県と香川大学が共同で設立した「学びと交流の場」。里海づくりに必要なスキルや知識を高める講座から、広く里海への理解を深める一般向けワークショップや体験ツアーまで、様々な講座を開講している。

拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的または財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が含まれる。

環境影響評価制度

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を実施するに当たり、事業者が事前に環境への影響を調査、予測、評価するとともに、環境を守るための対策を検討し、開発事業をより環境負荷の小さいものにしようとする制度。法律と条例に定められた一定規模以上の道路や空港、宅地の造成などについて環境影響評価の実施が義務付けられている。

環境基準

環境基本法に基づき定められている大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。

環境キャラバン隊事業

小中学校を中心に、学校や地域などで環境学習を行う、出前講座。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標をみずから設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組み。

間伐

成長の過程で過密になった森林の立木の一部を抜き伐りして、立木の密度を調整し、樹木の成長や下層植生の生育を図る作業。

揮発性有機化合物（^{フイ・オー・シー}VOC）

インキ、ガソリン及び溶剤（シンナー等）等に含まれるトルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの生成の原因物質の一つと考えられている。

健康項目

水質の環境基準のうち、水環境の汚染を通じて、人の健康に影響が及ぼすおそれがある項目。カドミウムなどの有害物質が選定されている。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質の総称で、光化学スモッグの原因物質とされる。粘膜を刺激し、目やのどに影響を与え、植物を枯らしたり、ゴムの損傷を早めたりする。日差しの強い夏期に高濃度になりやすい。

【さ行】

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

里海（さとうみ）

人が自然と適切に関わることで、多様な生物が生息できる健全な海の状態を保ち、多くの恵みをもたらす豊かな海のこと。本県では、「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」をめざし

て、全国初となる「全県域」を対象に、県民みんなで山・川・里（まち）・海を一体的に捉えて保全・活用していく里海づくりに取り組んでいる。

里地・里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

さぬきっ子環境スタディ

地球温暖化やエネルギー問題など地球規模の環境問題について、子どもたちが主体的に行動できるよう開発された本県独自の環境学習教材。本県の特徴やデータを活用し、写真やイラストを多用したパネル式教材及び動画・スライド教材で構成されている。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥など廃棄物処理法で定める20種類のことをいい、全ての事業活動に共通するもの（燃え殻、汚泥など）と特定の事業活動に限定されるもの（紙くず、木くずなど）がある。

シー・エス・アール C S R

Corporate Social Responsibilityの略称で、企業の社会的責任のこと。企業が利益を追求し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献など企業が果たすべき責任のこと。

シー・オー・ディー C O D

Chemical Oxygen Demandの略称で化学的酸素要求量という。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

指定希少野生生物

香川県希少野生生物の保護に関する条例により、県内の希少野生生物（絶滅のおそれがある野生生物）のうち、特に保護を必要とする種を指定し、生きた個体の捕獲、採取、殺傷または損傷が原則禁止されている。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、売れ残りや食べ残しなど、さまざまな理由で捨てられている。

る食品のことで、食品の生産、製造、流通、販売、消費等の各段階において日常的に発生し、日本全体で年間約600万トン（平成30（2018）年度）と推計されている。

親水護岸

海岸、河岸等において、護岸としての機能を持ちつつ、水にふれあうことが容易にできるようにしている護岸。たとえば、階段護岸や緩傾斜護岸等がある。

侵略的外来種

「外来種」のうち、我が国の生態系、人の生命または身体、農林水産業などへの被害を及ぼすおそれがあるもの。

生活環境項目

水質の環境基準のうち、健康項目以外で、人の生活に密接な関係のある項目。財産や動植物とその生息環境などの保全を目的に、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）などが選定されている。

生物多様性

たくさんの種類の生き物すべてが複雑に関わりあって存在していること。

ゼッチ Z E H

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス。快適な室内環境を維持しつつ、年間の1次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅。

【た行】

ダイオキシン類

燃焼や化学反応などの過程で非意図的に生成する物質で、環境中に広く存在しているが、量は非常に少ない。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフランおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。

地域新電力

地方自治体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者のこと。

地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表や大気の温度が追加的に上昇する現象。

デマンド監視装置

24 時間、30 分単位の電気使用量を監視し、予め設定した電力量を超過予想時に警報発報する。使用電力の低減等、省エネの取組みに活用する。

特定外来生物

「外来生物」参照。

特定非営利活動法人みんなでつくる自然史博物館・香川

自然関係の研究者や各分野の専門家、自然保護活動団体、環境保全に関心のある県民、企業等によって構成された団体（平成 20（2008）年 6 月設立）。平成 27（2015）年 4 月からは、特定非営利活動法人として本県の自然保護に関するセンター的な役割を担うことを目的に活動を行っている。

どんぐり銀行

どんぐりを集めて苗木として払い戻すといった緑化活動のほか、県民参加による森づくり活動や、自然観察等を通じた森林体験により、県民に積極的に森づくりに携わってもらおうという活動。

【な行】

農地中間管理事業

農用地の利用の効率化・高度化の促進を図ることを目的とする法人として、知事の指定を受けた農地中間管理機構（（公財）香川県農地機構）が、離農や規模を縮小する農家から農地を借り入れて、その農地を担い手の農家に貸付けることで、担い手への農地集積・集約化を促進する事業。

【は行】

廃棄物

占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった固形状又は液状のものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。

排出事業者責任

廃棄物等を排出する事業者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者は、その廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考

え方の根本は、汚染者負担の原則にある。

ピー・アール・ティー・アール P R T R 制度

Pollutant Release and Transfer Register の略称で、化学物質排出移動量届出制度をいう。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量や廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組みをいう。

ピー・エイチ・ファイ P H V

Plug-in Hybrid Vehicle の略で、プラグインハイブリッド自動車のことをいう。外部の電源から充電可能なハイブリッド自動車。

ビー・オー・ディー B O D

Biochemical Oxygen Demand の略称で生物化学的酸素要求量という。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

ピー・シー・ビー P C B（ポリ塩化ビフェニル）

Polychlorinated biphenyl の略称。熱で分解しにくく電気絶縁性に優れていたため、熱交換器の熱媒体やトランス・コンデンサ等の電気機器の絶縁油として広く使用されていた。昭和 43（1968）年に健康被害（カネミ油症事件）が発生したことでその有害性が判明し、昭和 47（1972）年以降、製造や使用が禁止された。PCB が含まれる廃棄物は、国が定める期限までの適正処理が求められている。

干潟

潮の満ち引きにより、干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達する。浅海域生態系のひとつであり、多様な水生生物の生育・生息場所となるほか、水質浄化など重要な役割を果たしている。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している 2.5 μm （1 μm は 1mm の千分の 1）以下の小さな粒子のことで、非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、

海洋、火山等の自然起源のものもある。

フォレストマッチング

森づくりに関心のある企業・団体と県、地元市町等が協働の森づくり協定を締結し、企業等の社員等の参加と経費負担により、森林整備を進める取組み。

フロン排出抑制法

オゾン層を破壊したり地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の製造から製品への使用、回収、再生・破壊に至るまで、フロン類のライフサイクル全体における抜本的な排出抑制措置について定めた法律。平成 25 (2013) 年 6 月、旧フロン回収・破壊法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律）を改正し、平成 27 (2015) 年 4 月から施行された。

この法律では、クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)、代替フロンであるハイドロフルオロカーボン(HFC)が対象となっている。

閉鎖性海域

入口の狭い湾、内海など、海水交換が悪く水の滞留が著しい海域のこと。栄養塩類の流入などが多い場合には富栄養化が促進されやすい。

BEMS (ビルエネルギー管理システム)

Building Energy Management System の略。

IT 技術の活用により、業務ビルにおいて、室温や人が室内にいるか否かなどの室内状況をセンサー等によりリアルタイムに把握し、室内状況に対応した照明・空調等の最適な運転を可能にする等、業務ビルの省エネルギー管理を支援するシステム。

保安林

公益上の目的を達成するため、森林法に基づいて、農林水産大臣または知事が指定した森林。

水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健、風致の 17 種類があり、森林の施業や開発行為に一定の制限が課せられている。

みどりの学校

みどりとふれあいを通して、みどりに対する理解を深めてもらうため、子どもから大人までのあらゆる世代を対象に、みどりに関する「体験」、「学習」、「実践」ができる多様な講座を実施するもの。

緑の少年団

緑を愛し、緑を守り、育てる心を養うことを目的に活動する少年たちの自主的団体。

緑の募金

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、毎年、農林水産大臣の定める期間内に限って行う寄附金の募集。寄附金は森林整備等の推進に用いる。

藻場造成

水産物にとって、重要な餌場、産卵場、生育場等になる、内湾や浅瀬に海藻等が群落を形成する場所を、人の手によって創り出すこと。藻場には水質浄化や水中への酸素供給などの副次効果もある。

【や行】

有害大気汚染物質

大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間にわたってばく露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質。

【ま行】

3 香川県環境基本条例（H7.4.1 施行）

平成7年3月22日
香川県条例第4号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等（第8条—第10条）

第2節 環境の保全のための施策等（第11条—第20条）

第3節 地球環境の保全の推進等（第21条）

第3章 環境の保全に関する施策の推進（第22条・第23条）

附則

私たちのふるさと香川は、「玉藻よし讃岐の国は国柄か見れども飽かぬ」と万葉集にも詠まれたように、白砂青松と多島美を誇る瀬戸内海をはじめ、緑の山々が連なる讃岐山脈、ため池や鎮守の杜などが点在する讃岐平野など、豊かな環境に恵まれ、また温暖で少雨という瀬戸内海沿岸に特有の気候を有している。このような自然条件の下、特色ある産業や文化がはぐくまれ、私たちは、生活を営んできた。

しかしながら、資源やエネルギーの大量消費などを伴う都市化の進展や生活様式の変化は、生活の利便性を高める一方で、環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球全体の環境までも影響を及ぼすに至っている。

もとより、私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、その環境を守り、より質の高いものとして将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

このため、私たちは、狭あいな県土において高度な土地利用が行われているという本県の特性を考慮しながら、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築に向け、互いに協力し、不断の努力により、自主的かつ積極的に環境の保全に取り組む必要がある。

ここに、県下すべての人々の参加により、人と自然とが共生する田園都市にふさわしい潤いと安らぎに満ちた快適な環境を創造するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又

は水底の底質が悪化することを含む。) 、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。) 及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。) に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が守られ、かつ、より質の高いものとして将来の世代へ継承され、及びその恵沢を県民が享受することができるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように積極的に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止その他の環境への負荷の低減又は自然環境の適正な保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市町との連携)

第7条 県は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町との連携を図るものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第8条 県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、多様な自然環境の保全、緑の創出等を図ることにより、県民が自然と共生する豊かな環境を創造すること。
- (3) 身近な緑、水辺地等を保全し、及び歴史的文化的遺産と一体をなす環境を保全するとともに、地域の特性を生かした美しい田園都市の形成を推進することにより、人と自然との豊かな触れ合いが保たれる潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等の推進を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図ることにより、地球環境の保全に資すること。

(香川県環境基本計画)

第9条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、香川県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、本県の自然的社会的文化的な環境の特性を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たり、あらかじめ、香川県環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(香川県環境白書)

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するとともに、県民に環境の状況及び県が環境の保全に関して講じた施策の状況等を明らかにするため、毎年度、香川県環境白書を作成し、公表しなければならない。

第2節 環境の保全のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について十分配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置等)

第13条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 公害の原因となる行為その他の人の健康の保護又は生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- (3) 公害を防止するために必要な土地利用に関する合理的な利用の調整を図る措置

- 2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(技術的助言その他の必要な措置)

第 14 条 県は、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は県民に対し、技術的助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第 15 条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び希少な野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、前 2 項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第 16 条 県は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等が推進されるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 県は、本県の気候等の自然的条件にかんがみ、前項の必要な措置のうち、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の循環的又は有効的な利用のための措置について、積極的な推進に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第 17 条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第 18 条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、環境美化に関する活動、生活排水の浄化に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 県は、第 17 条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施等)

第20条 県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制を整備するものとする。

3 県は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に資するため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進等の必要な措置を講ずるものとする。

第3節 地球環境の保全の推進等

第21条 県は、県及び民間団体等がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための指針を定め、その推進を図るものとする。

2 県は、国等と連携し、環境の保全に関する技術及び情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境の保全に関する施策の推進

(環境の保全に関する施策の調整等)

第22条 県は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な実施に当たっては、これを調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(市町及び民間団体等との協力体制の整備)

第23条 県は、市町及び民間団体等と共に、環境の保全に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

附 則

[省略]

4 令和元年度県政世論調査結果

1 調査の概要

(1) 目的

次期香川県環境基本計画策定に関する基礎調査の一環として、県民の環境に対する評価や関心、環境問題に関する考え方及び環境配慮の取組状況などを把握することによって、本県の環境保全における課題や施策の方向を明らかにし、新たに計画に反映させるため、県民を対象としたアンケート調査を実施したものです。

(2) 調査方法

- ①調査地域 香川県全域
- ②調査対象 層化二段無作為抽出 3,000人（満18歳以上の県民）
- ③調査期間 令和元年5月27日～6月17日

(3) 環境施策についての調査項目

- ①環境に関する満足度・重要度
- ②環境に配慮した日常生活の行動
- ③行政に期待する取組み
 - ア 地球温暖化防止のための取組み
 - イ 森林整備と都市緑化のための取組み
 - ウ ごみの減量化・リサイクルの推進のための取組み
 - エ 生物多様性の保全のための取組み
 - オ 瀬戸内海の環境の保全のための取組み
- ④自由意見

(4) 回答結果

回答率 51.0%（回答者数：1,530人）

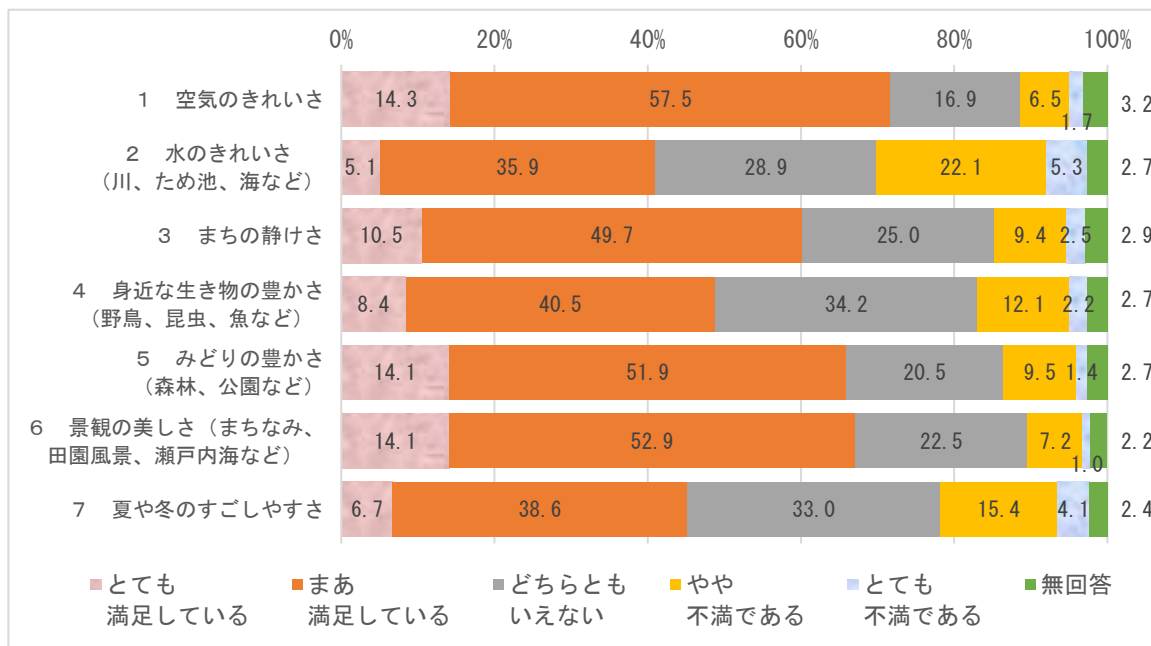
2 調査結果

(1) 環境に関する満足度・重要度

①環境の満足度について

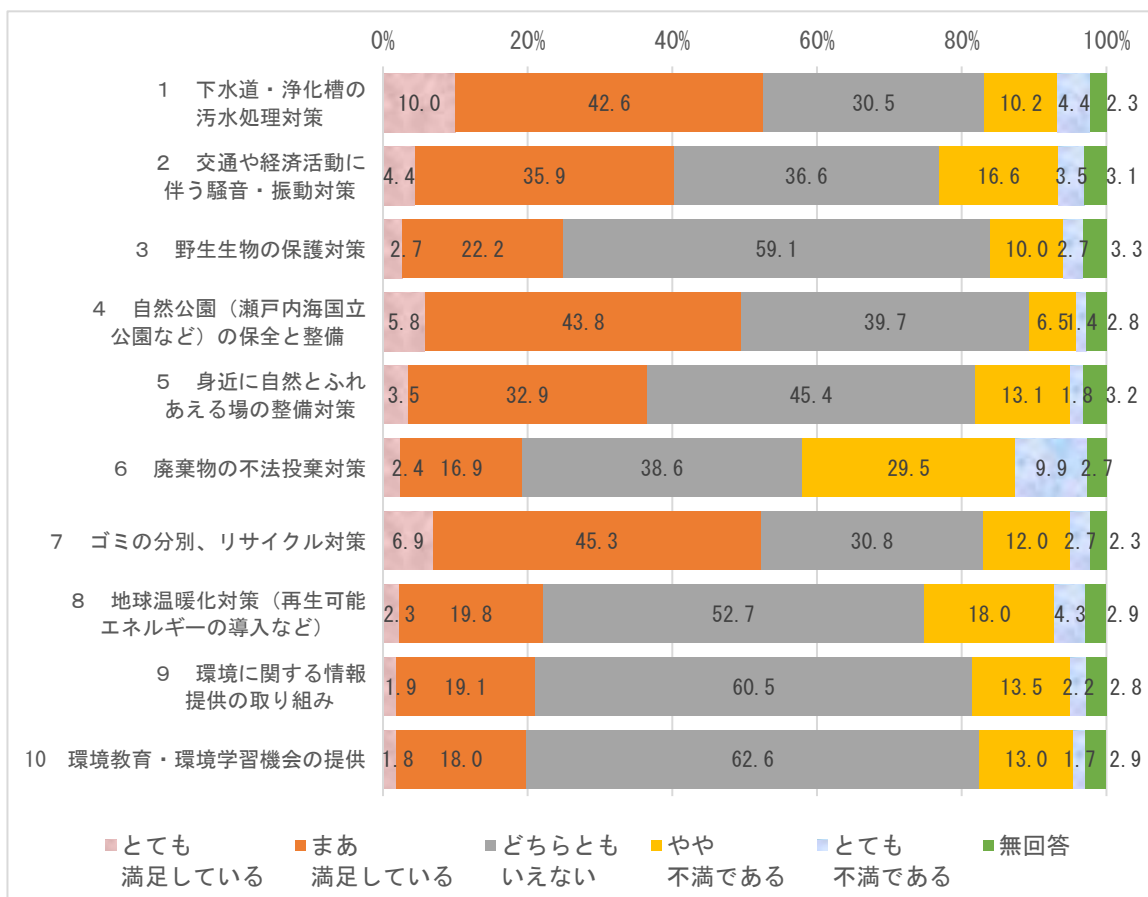
身のまわりの環境について現在の満足度をみると、「とても満足している」と「まあ満足している」を合わせた【満足している】の割合は、「空気のきれいさ」71.8%が最も高く、次いで「景観の美しさ」67.0%、「みどりの豊かさ」66.0%などとなっている。

図 1-1 環境への満足度



行政の環境への取組みの現在の満足度について、「とても満足している」と「まあ満足している」を合わせた【満足している】の割合は、「下水道・浄化槽の汚水処理対策」52.6%が最も高く、次いで「ゴミの分別、リサイクル対策」52.2%、「自然公園の保全と整備」49.6%などとなっている。

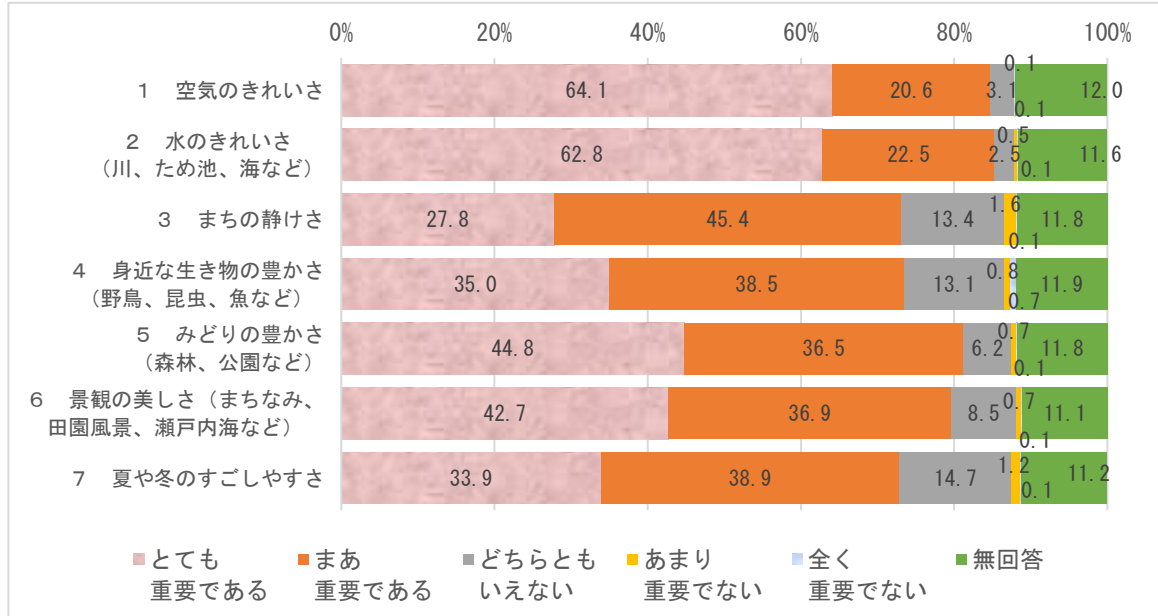
図 1-2 行政の環境への取組みに対する満足度



②環境の重要度について

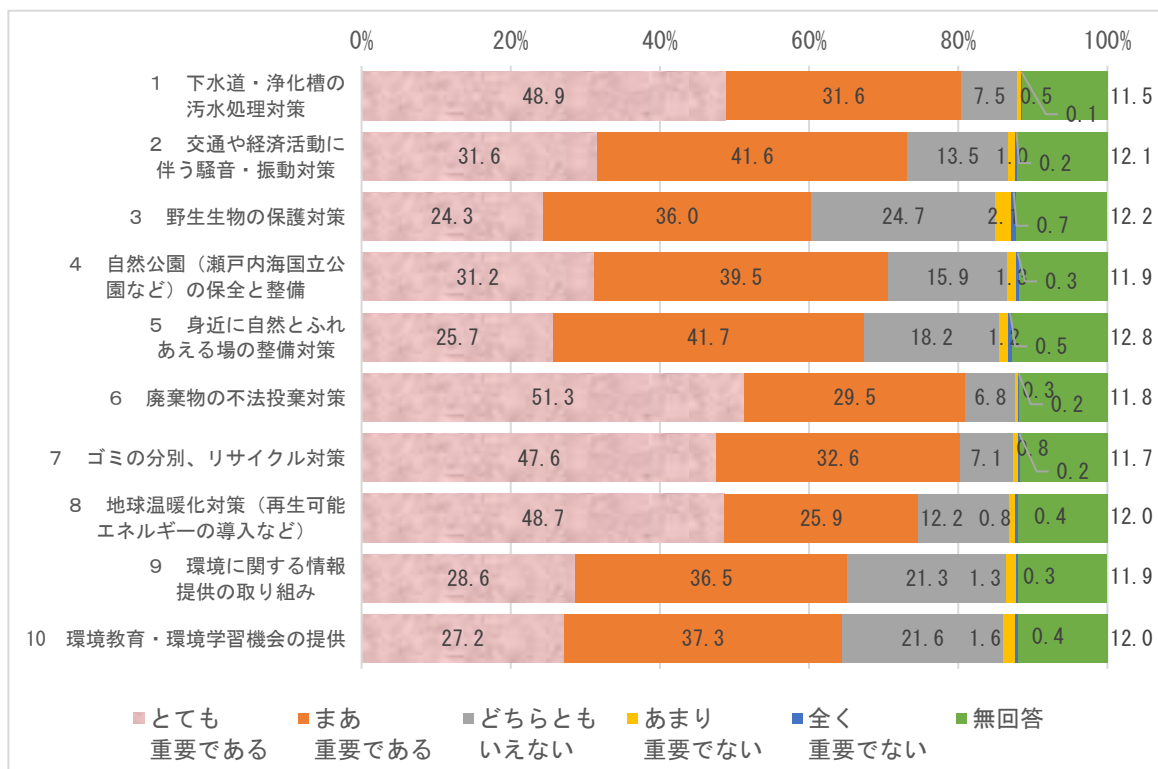
身のまわりの環境について将来の重要度をみると、「とても重要である」と「まあ重要である」を合わせた【重要である】の割合は、「水のきれいさ」85.3%が最も高く、次いで「空気のきれいさ」84.7%、「みどりの豊かさ」81.3%などとなっている。

図 2-1 環境の重要度



行政の環境への取組みの将来の重要度について、「とても重要である」と「まあ重要である」を合わせた【重要である】の割合は、「廃棄物の不法投棄対策」80.8%が最も高く、次いで「下水道・浄化槽の汚水処理対策」80.5%、「ゴミの分別、リサイクル対策」80.2%などとなっている。

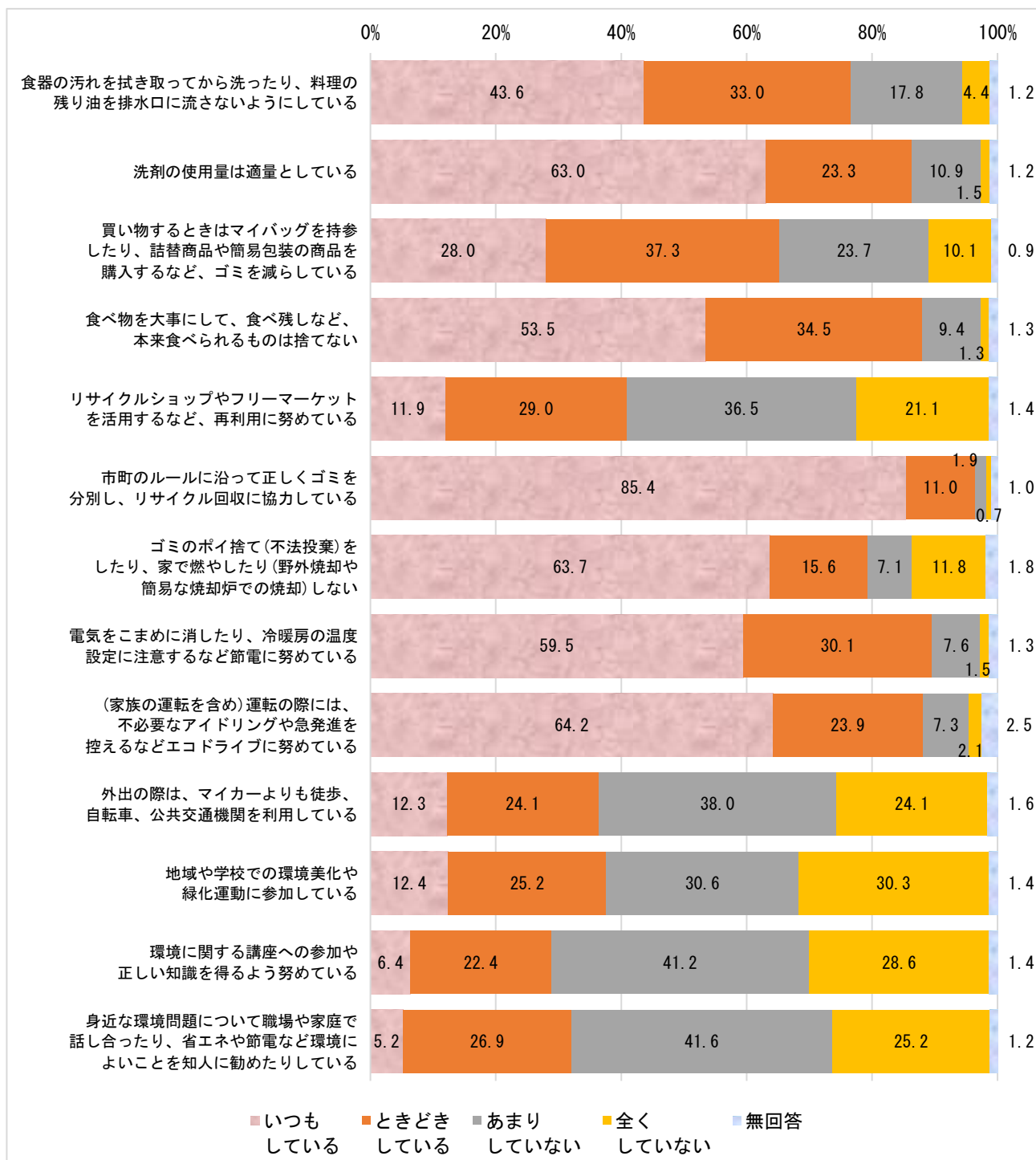
図 2-2 行政の環境への取組みに対する重要度



(2) 環境に配慮した日常生活の行動

環境に配慮した日常生活の行動について、「いつもしている」と「ときどきしている」を合わせた【している】の割合は、「市町のルールに沿って正しくゴミを分別し、リサイクル回収に協力している」96.4%が最も高く、次いで「電気をこまめに消したり、冷暖房の温度設定に注意するなど節電に努めている」89.6%、「(家族の運転を含め) 運転の際には、 unnecessaryなアイドリングや急発進を控えるなどエコドライブに努めている」88.1%、「食べ物を大事にして、食べ残しなど、本来食べられるものは捨てない」88.0%、「洗剤の使用量は適量としている」86.3%などとなっている。

図3 環境に優しい行動への取組み



(3) 行政に期待する取組み（実施に賛成し、効果の高いと思われる取組みを3つ選択）

ア 地球温暖化防止のための取組みについて

地球温暖化防止のための取組みについて、「再生可能エネルギー設備の導入促進」58.8%が最も高く、次いで「省エネ・節電行動の一層の促進」51.2%、「電気自動車や省エネルギー設備などの導入促進」50.2%などとなっている。

図 4-1 地球温暖化防止のための取組みについて

	割合 (%)	回答数
全体	100.0	1,530 人
(1) 再生可能エネルギー設備の導入促進	58.8	900 人
(2) 省エネ・節電行動の一層の促進	51.2	783 人
(3) 電気自動車や省エネルギー設備などの導入促進	50.2	768 人
(4) CO2(二酸化炭素)吸収源対策としての植栽や間伐など森林整備の推進	49.5	757 人
(5) 地球温暖化に関するわかりやすい情報の提供	37.2	569 人
(6) 地球温暖化防止に関する環境学習の充実	21.6	330 人
(7) その他	1.1	17 人
無回答	1.7	26 人

グラフ単位：(%)

イ 森林整備と都市緑化のための取組みについて

森林整備と都市緑化のための取組みについて、「間伐など森林を守り育てる森林整備の推進」62.7%が最も高く、次いで「手入れが行き届いていない竹林や広葉樹林などの里山の整備と資源活用の推進」60.8%、「森林整備の担い手の育成・確保」40.6%などとなっている。

図 4-2 森林整備と都市緑化のための取組みについて

	割合 (%)	回答数
全体	100.0	1,530 人
(1) 間伐など森林を守り育てる森林整備の推進	62.7	960 人
(2) 手入れが行き届いていない竹林や広葉樹林などの里山の整備と資源活用の推進	60.8	931 人
(3) 森林整備の担い手の育成・確保	40.6	621 人
(4) 都市公園や森林公園などの適切な整備・管理	27.6	423 人
(5) 公共施設などにおける県産木材の利用促進	19.1	292 人
(6) 保安林(水源かん養機能などが指定されている森林)などの適切な管理・保全	18.2	278 人
(7) ボランティア・企業などの参加による県民総参加の森づくりの推進	16.5	252 人
(8) 建物の屋上や壁面に植物を植えるなど緑化の推進	14.4	220 人
(9) 県産木材で作った製品などの積極的なPRと情報の提供	11.6	178 人
(10) その他	0.4	6 人
無回答	2.5	39 人

グラフ単位：(%)

ウ ごみの減量化・リサイクルの推進のための取組みについて

ごみの減量化・リサイクルの推進のための取組みについて、「ごみの多くを占める食品廃棄物の削減などに重点化した取組み」60.3%が最も高く、次いで「スーパーでの買い物袋持参の協力呼びかけや包装の簡素化」40.7%、「学校や地域における環境学習の充実」36.0%などとなっている。

図 4-3 ごみの減量化・リサイクルの推進のための取組みについて

	割合 (%)	回答数
全体	100.0	1,530 人
(1) ごみの多くを占める食品廃棄物の削減などに重点化した取組み	60.3	923 人
(2) スーパーでの買い物袋持参の協力呼びかけや包装の簡素化	40.7	622 人
(3) 学校や地域における環境学習の充実	36.0	551 人
(4) 不法投棄の監視・通報体制の充実	32.5	497 人
(5) 市町でのごみの分別方法や処理方法の見直し(可燃ごみから資源ごみへの変更など)	32.1	491 人
(6) 広報の充実など県民全体への意識啓発や情報提供の強化	27.9	427 人
(7) デポジット制度の導入など生産者による積極的資源回収の仕組みづくり	21.3	326 人
(8) 地域による環境美化(クリーン作戦など)	18.3	280 人
(9) その他	1.3	20 人
無回答	1.9	29 人

グラフ単位: (%)

エ 生物多様性の保全の取組みについて

生物多様性の保全の取組みについて、「身近な自然(里地・里山・里海)の保全」69.4%が最も高く、次いで「農業被害を発生させるイノシシなどの野生鳥獣の適切な管理」67.3%、「絶滅のおそれのある野生動植物の保護」46.7%などとなっている。

図 4-4 生物多様性の保全の取組みについて

	割合 (%)	回答数
全体	100.0	1,530 人
(1) 身近な自然(里地・里山・里海)の保全	69.4	1,062 人
(2) 農業被害を発生させるイノシシなどの野生鳥獣の適切な管理	67.3	1,029 人
(3) 絶滅のおそれのある野生動植物の保護	46.7	715 人
(4) アライグマやヌートリアなど生態系や人間生活に影響を与える外来生物の防除	44.8	686 人
(5) 自然観察会など生物多様性について理解を深めるための普及啓発活動	17.5	268 人
(6) 生物多様性に関する活動を行っている団体などへの支援	16.5	252 人
(7) その他	0.5	8 人
無回答	2.4	36 人

グラフ単位: (%)

オ 瀬戸内海の環境の保全に関する取組みについて

瀬戸内海の環境の保全に関する取組みについて、「水質の保全・管理（産業排水の規制、下水道の整備、有害化学物質の対策など）」66.8%が最も高く、次いで「沿岸域の環境（藻場・干潟・自然海浜など）の保全・再生・創出」48.8%、「自然景観・文化的景観の保全（自然公園、緑地、史跡の保全、海ごみ対策など）」48.4%などとなっている。

図 4-5 瀬戸内海の環境の保全に関する取組みについて

		回答数
全体	100.0	1,530 人
(1) 水質の保全・管理（産業排水の規制、下水道の整備、有害化学物質の対策など）	66.8	1,022 人
(2) 沿岸域の環境（藻場・干潟・自然海浜など）の保全・再生・創出	48.8	746 人
(3) 自然景観・文化的景観の保全（自然公園、緑地、史跡の保全、海ごみ対策など）	48.4	740 人
(4) 瀬戸内海に面した府県などとの連携の強化	31.2	478 人
(5) 持続可能な水産資源の維持・管理の推進	25.3	387 人
(6) 水質などの監視測定や調査研究	22.9	351 人
(7) 健全な物質（栄養塩など）の循環機能の維持・回復	11.0	169 人
(8) 環境学習の推進	8.5	130 人
(9) 情報提供、広報の充実	5.5	84 人
(10) その他	0.6	9 人
無回答	2.7	42 人

グラフ単位：(%)

5 令和3年度県政モニターアンケート調査結果

1 調査概要

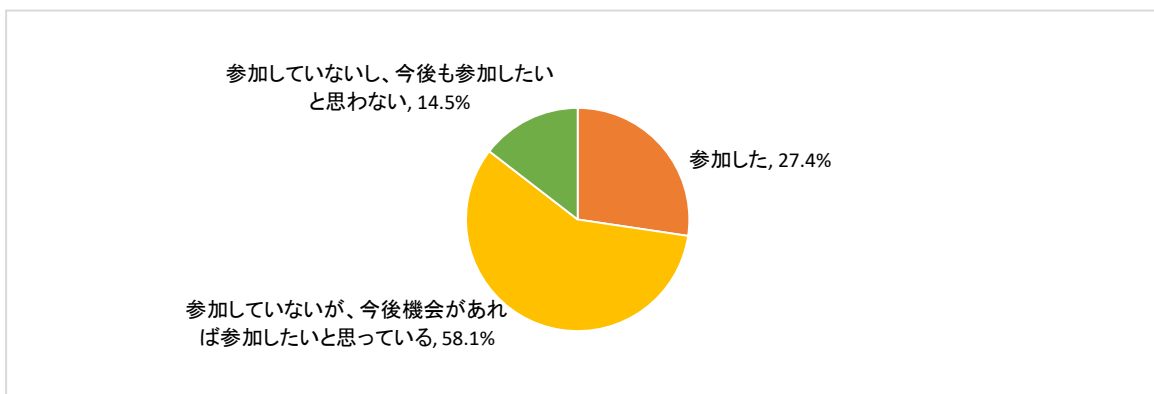
- (1) 調査の目的 香川県環境基本計画をはじめ、環境に関する4つの計画（香川県環境基本計画、香川県地球温暖化対策推進計画、香川県廃棄物処理計画、香川県みどりの基本計画）について、次期計画策定の基礎調査の一環として、県民の環境保全に関する意識や取組みを把握し、計画の推進や各施策の実施に反映させるため、アンケート調査を実施したものです。
- (2) 調査名称 環境の保全、みどりの保全についてのアンケート
- (3) 調査時期 令和3年6月7日～令和3年6月20日
- (4) 調査対象 県内在住の15歳以上の県政モニター259名
- (5) 調査方法 インターネット及び郵送
- (6) 回収状況 234名/259名=90.3%
- (7) 調査内容

問	アンケート内容
1～6	環境を守り育てる地域づくりの推進について
7～9	脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全について
10～11	環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成について
12～14	自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進について
15～16	安全で安心して暮らせる生活環境の保全について
17～19	森林整備と森林資源循環利用の推進について
20～21	暮らしを守るみどりの充実について
22～23	県民総参加のみどりづくりについて

2 調査結果

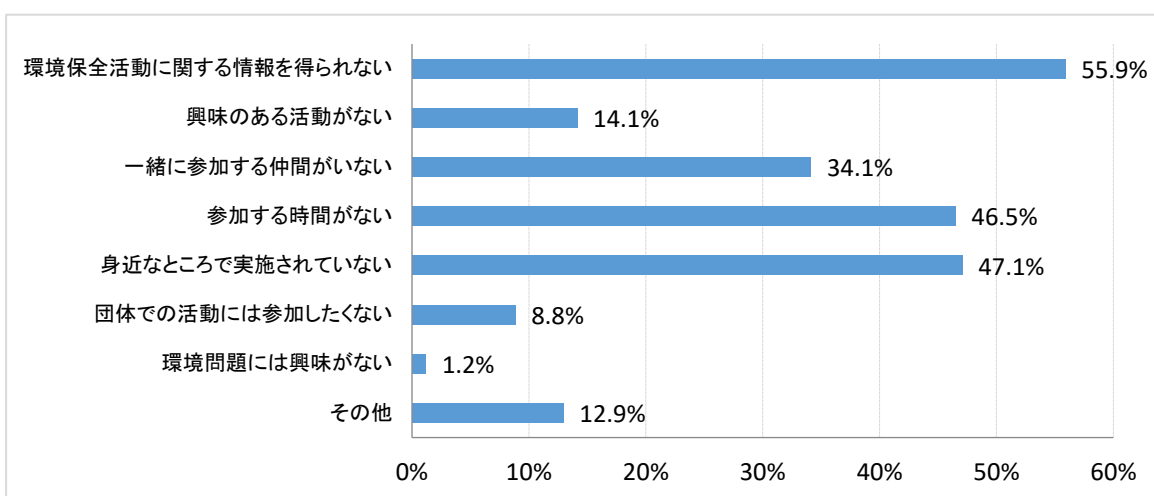
〔問1〕あなたは、この1年間で、地域で実施される環境保全活動に参加しましたか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
1 参加した	64	27.4%
2 参加していないが、今後機会があれば参加したいと思っている	136	58.1%
3 参加していないし、今後も参加したいと思わない	34	14.5%
計	234	100.0%



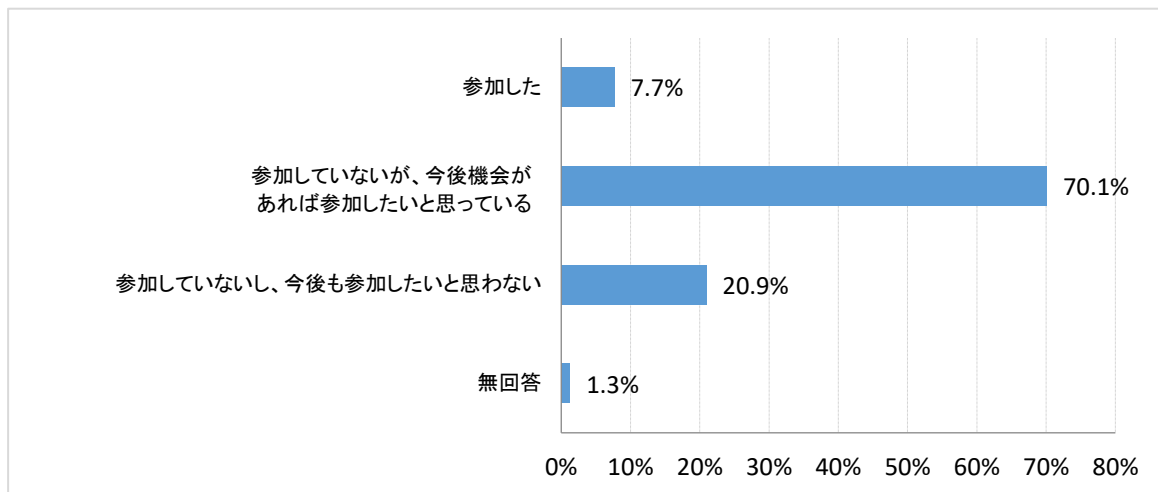
〔問2〕問1において「2」又は「3」と答えた方にお聞きします。参加していない理由は何ですか。3つまで選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
1 環境保全活動に関する情報を得られない	95	55.9%
2 興味のある活動がない	24	14.1%
3 一緒に参加する仲間がない	58	34.1%
4 参加する時間がない	79	46.5%
5 身近なところで実施されていない	80	47.1%
6 団体での活動には参加したくない	15	8.8%
7 環境問題には興味がない	2	1.2%
8 その他	22	12.9%
9 無回答	2	1.2%



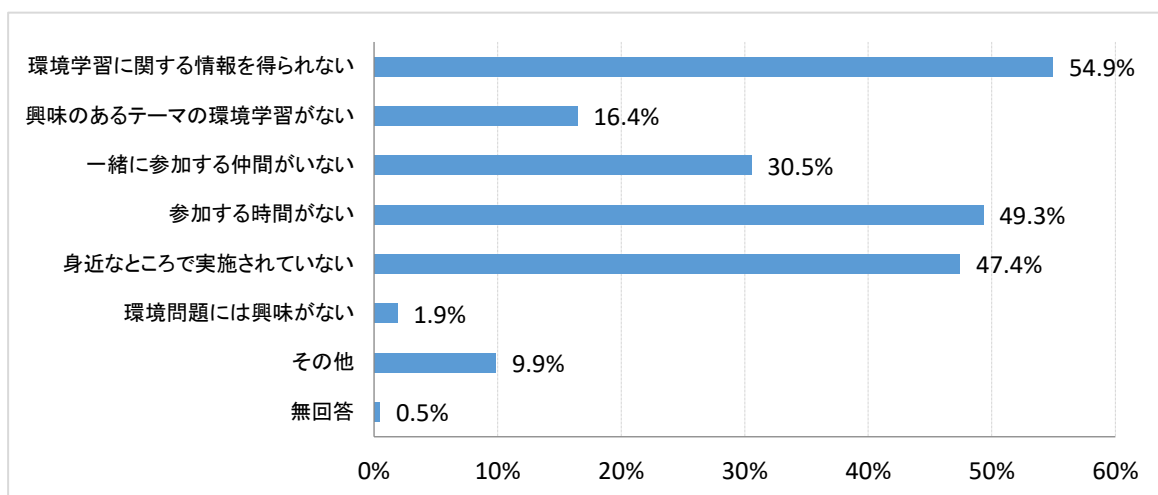
〔問3〕あなたは、この1年間で、地域で実施される環境学習に参加しましたか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
1 参加した	18	7.7%
2 参加していないが、今後機会があれば参加したいと思っている	164	70.1%
3 参加していないし、今後も参加したいと思わない	49	20.9%
4 無回答	3	1.3%
計	234	100.0%



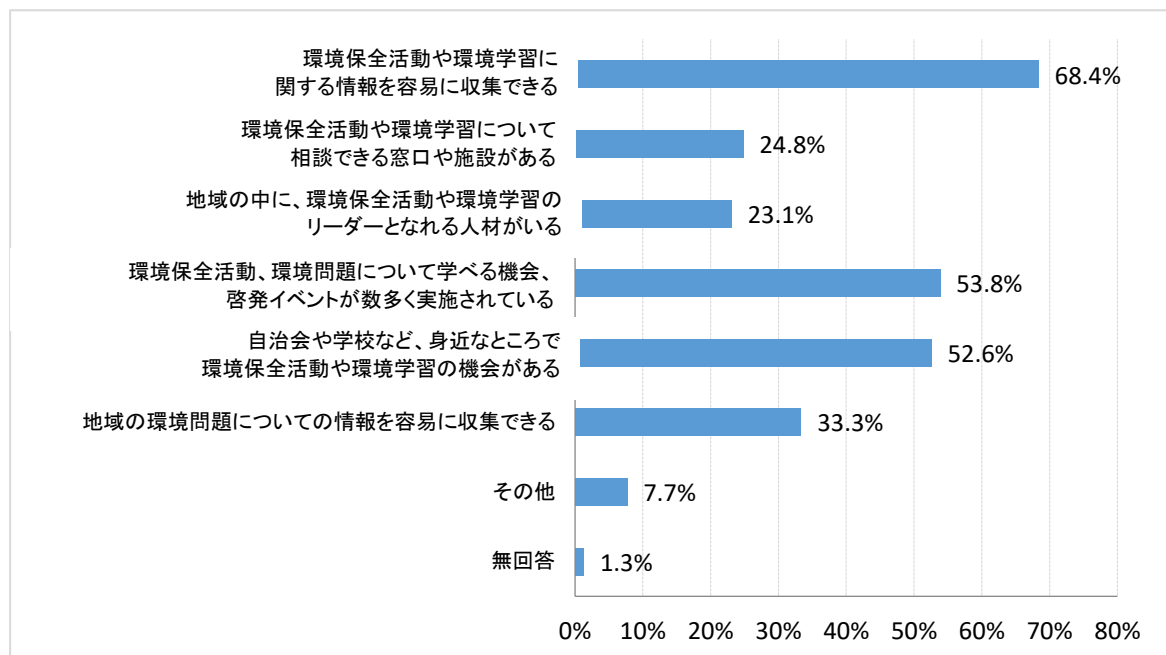
〔問4〕問3において「2」又は「3」と答えた方にお聞きします。参加していない理由は何ですか。3つまで選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
1 環境学習に関する情報を得られない	117	54.9%
2 興味のあるテーマの環境学習がない	35	16.4%
3 一緒に参加する仲間がない	65	30.5%
4 参加する時間がない	105	49.3%
5 身近なところで実施されていない	101	47.4%
6 環境問題には興味がない	4	1.9%
7 その他	21	9.9%
8 無回答	1	0.5%



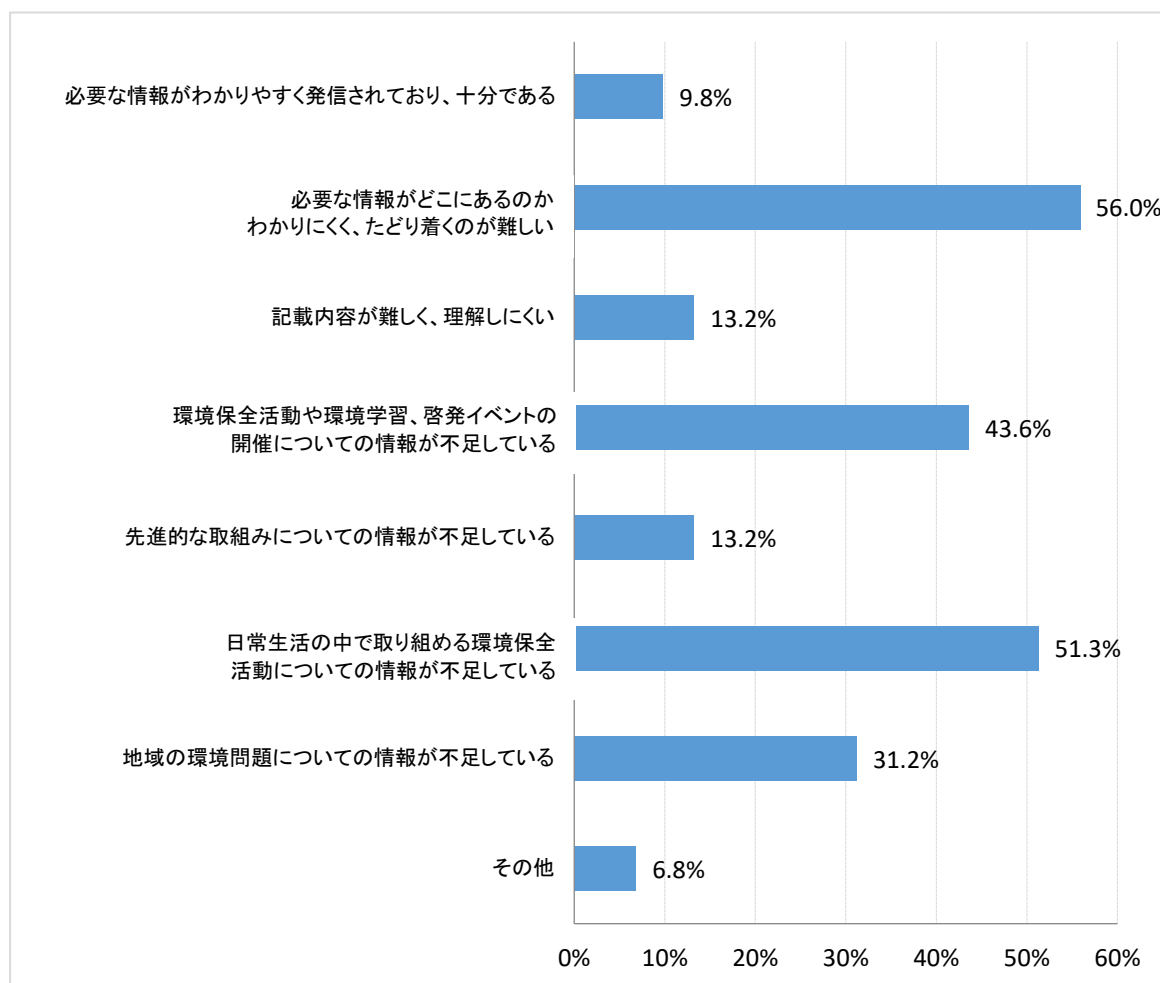
〔問5〕あなた、あるいは多くの人が環境保全活動や環境学習など環境を守り育てる地域づくりに参加するためには何が重要だと思いますか。3つまで選んでください。

選択肢	回答者数	
	回答者数	構成比
1 環境保全活動や環境学習に関する情報を容易に収集できる	160	68.4%
2 環境保全活動や環境学習について相談できる窓口や施設がある	58	24.8%
3 地域の中に、環境保全活動や環境学習のリーダーとなれる人材がいる	54	23.1%
4 環境保全活動、環境問題について学べる機会、啓発イベントが数多く実施されている	126	53.8%
5 自治会や学校など、身近なところで環境保全活動や環境学習の機会がある	123	52.6%
6 地域の環境問題についての情報を容易に収集できる	78	33.3%
7 その他	18	7.7%
8 無回答	3	1.3%



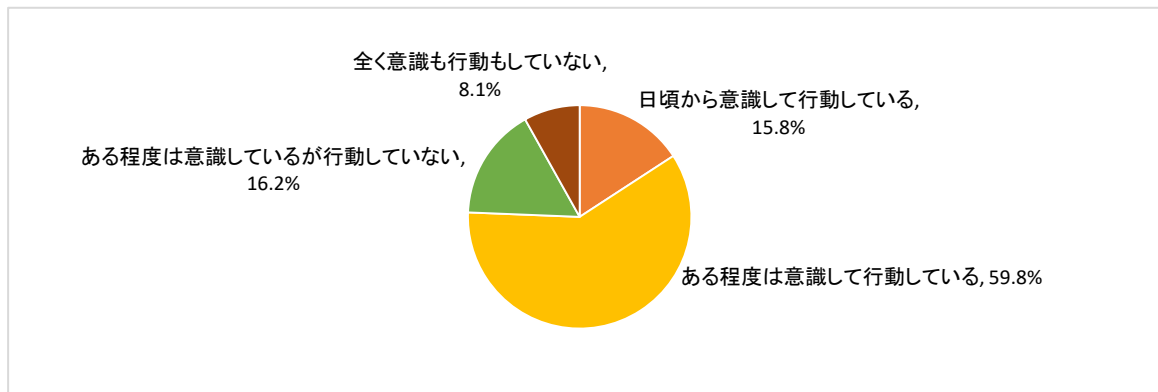
〔問6〕県や市町では広報誌、ホームページ、新聞やSNSなどにより、環境に関する情報発信をしていますが、現在の発信状況についてどのように感じていますか。3つまで選んでください。

選択肢	回答者数	
	回答者数	構成比
1 必要な情報がわかりやすく発信されており、十分である	23	9.8%
2 必要な情報がどこにあるのかわかりにくく、たどり着くのが難しい	131	56.0%
3 記載内容が難しく、理解しにくい	31	13.2%
4 環境保全活動や環境学習、啓発イベントの開催についての情報が不足している	102	43.6%
5 先進的な取り組みについての情報が不足している	31	13.2%
6 日常生活の中で取り組める環境保全活動についての情報が不足している	120	51.3%
7 地域の環境問題についての情報が不足している	73	31.2%
8 その他	16	6.8%



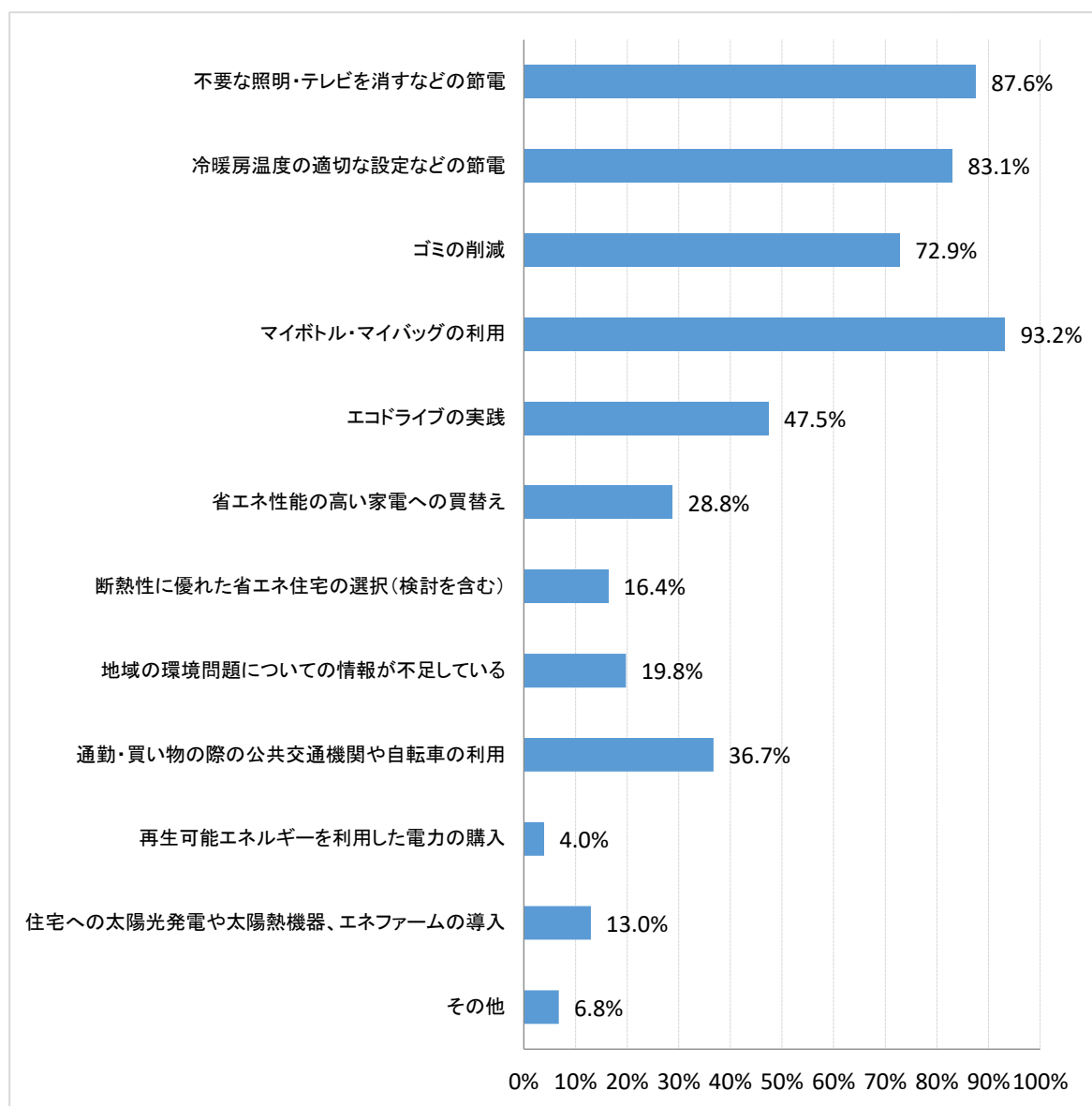
〔問7〕あなたは、「脱炭素」や「地球温暖化」を意識し、二酸化炭素の排出削減に向けた行動をしていますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
1 日頃から意識して行動している	37	15.8%
2 ある程度は意識して行動している	140	59.8%
3 ある程度は意識しているが行動していない	38	16.2%
4 全く意識も行動もしていない	19	8.1%
計	234	100.0%



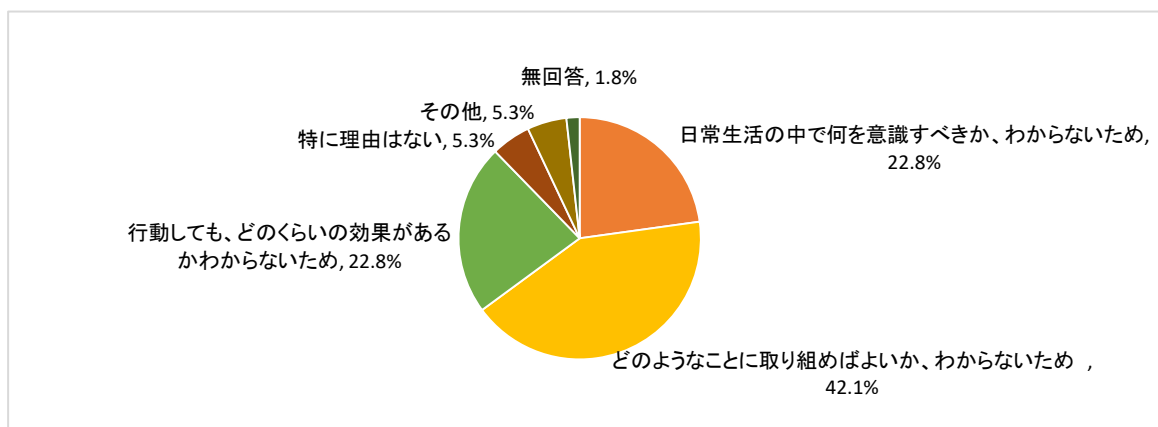
〔問8〕問7で「1」または「2」と答えた方にお聞きします。あなたが行動している内容はどのような内容ですか。あてはまるものをすべて選んで○をつけてください。

選択肢	回答者数	
	回答者数	構成比
1 不要な照明・テレビを消すなどの節電	155	87.6%
2 冷暖房温度の適切な設定などの節電	147	83.1%
3 ゴミの削減	129	72.9%
4 マイボトル・マイバッグの利用	165	93.2%
5 エコドライブの実践	84	47.5%
6 省エネ性能の高い家電への買替え	51	28.8%
7 断熱性に優れた省エネ住宅の選択（検討を含む）	29	16.4%
8 地域の環境問題についての情報が不足している	35	19.8%
9 通勤・買い物の際の公共交通機関や自転車の利用	65	36.7%
10 再生可能エネルギーを利用した電力の購入	7	4.0%
11 住宅への太陽光発電や太陽熱機器、エネファームの導入	23	13.0%
12 その他	12	6.8%



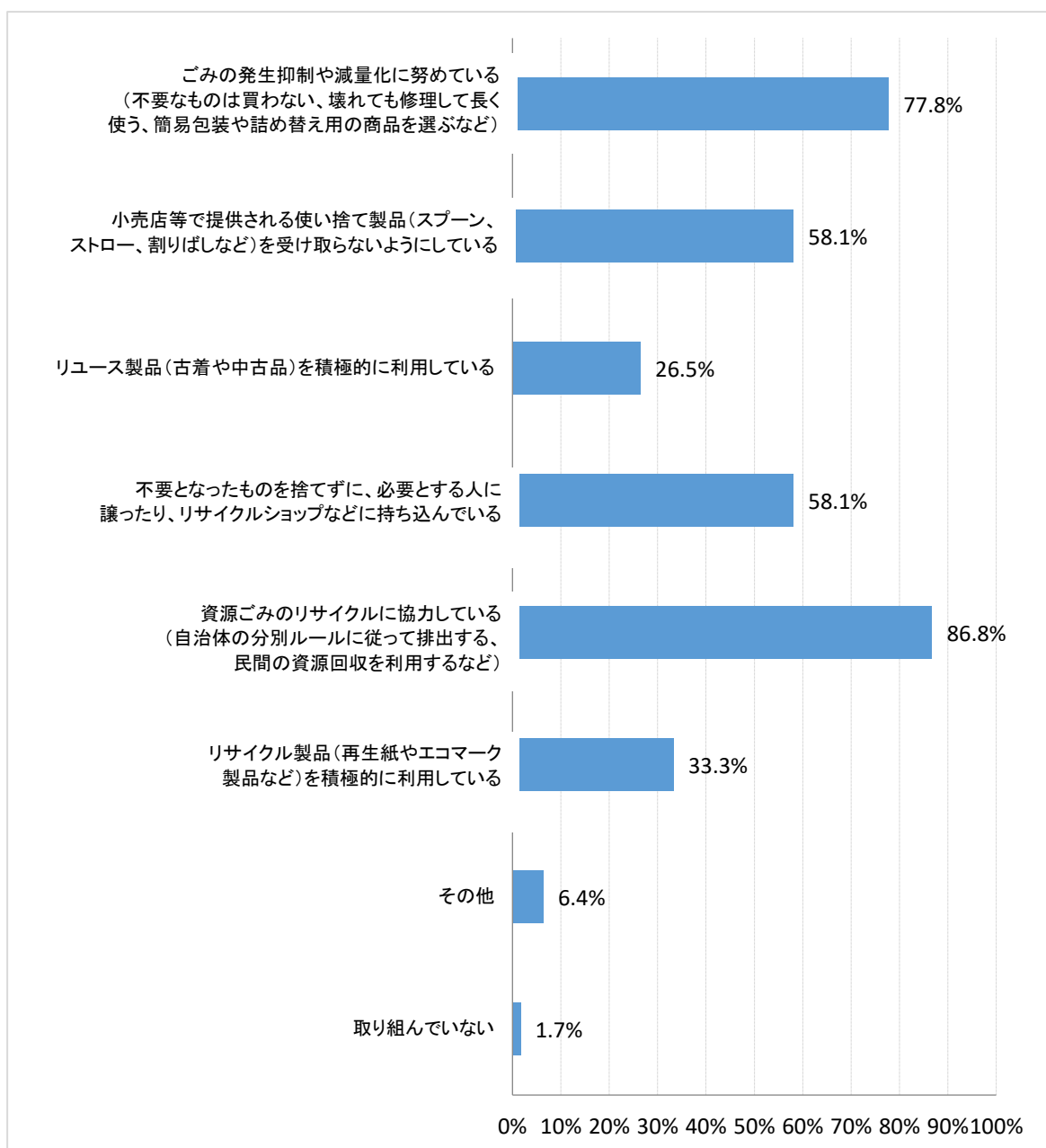
〔問9〕問7で「3」又は「4」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
1 日常生活の中で何を意識すべきか、わからないため	13	22.8%
2 どのようなことに取り組みばよいか、わからないため	24	42.1%
3 行動しても、どのくらいの効果があるかわからないため	13	22.8%
4 特に理由はない	3	5.3%
5 その他	3	5.3%
6 無回答	1	1.8%
計	57	100.0%



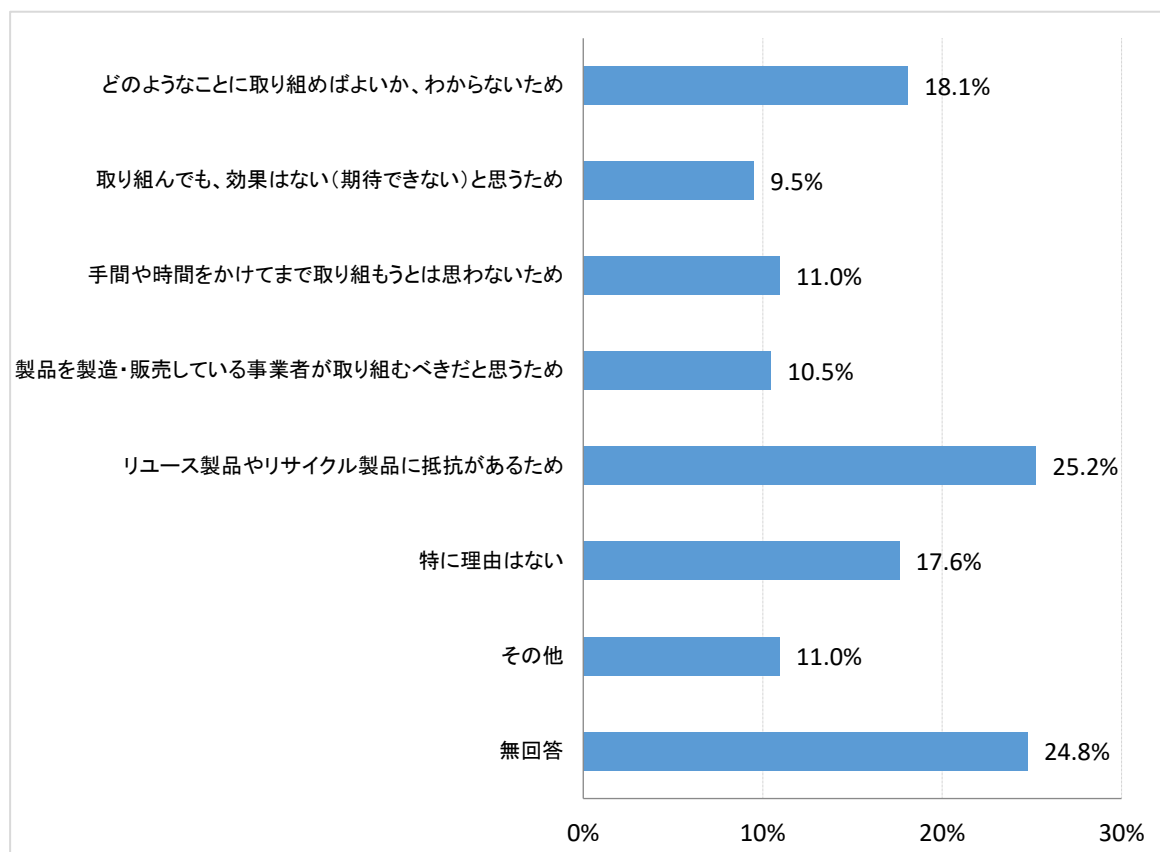
〔問10〕あなたが3Rの推進について、積極的に取り組んでいると思う内容はどのような内容ですか。あてはまるものをすべて選んで○をつけてください。

選択肢	回答者数	
	回答者数	構成比
1 ごみの発生抑制や減量化に努めている (不要なものを買わない、壊れても修理して長く使う、簡易包装や詰め替え用の商品を選ぶなど)	182	77.8%
2 小売店等で提供される使い捨て製品(スプーン、ストロー、割りばしなど)を受け取らないようにしている	136	58.1%
3 リユース製品(古着や中古品)を積極的に利用している	62	26.5%
4 不要となったものを捨てずに、必要とする人に譲ったり、リサイクルショップなどに持ち込んでいる	136	58.1%
5 資源ごみのリサイクルに協力している (自治体の分別ルールに従って排出する、民間の資源回収を利用するなど)	203	86.8%
6 リサイクル製品(再生紙やエコマーク製品など)を積極的に利用している	78	33.3%
7 その他	15	6.4%
8 取り組んでいない	4	1.7%



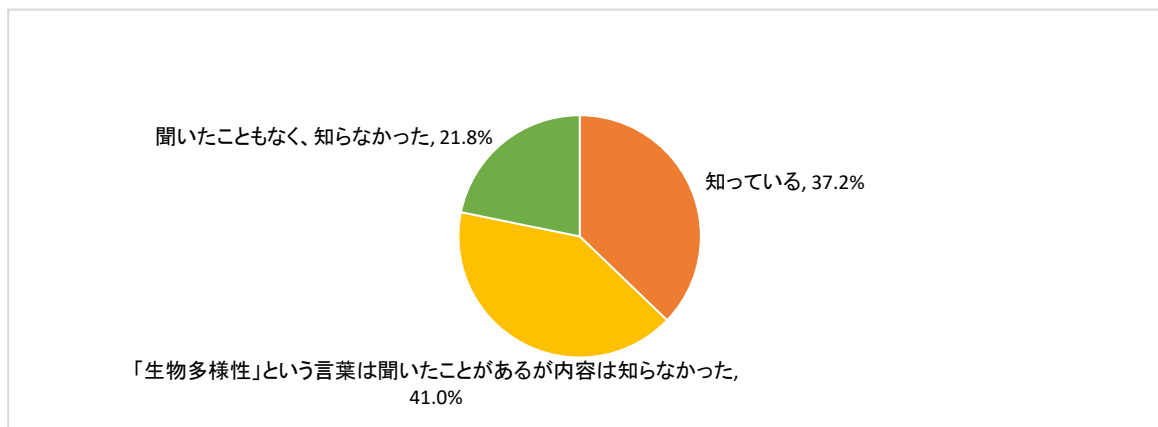
〔問11〕 問10で1つでも積極的に取り組めていないものがあつた方にお聞きします。その理由は何ですか。2つまで選んでください。

選択肢	回答者数 210	
	回答者数	構成比
1 どのようなことに取り組めばよいか、わからないため	38	18.1%
2 取り組んでも、効果はない(期待できない)と思うため	20	9.5%
3 手間や時間をかけてまで取り組もうとは思わないため	23	11.0%
4 製品を製造・販売している事業者が取り組むべきだと思うため	22	10.5%
5 リユース製品やリサイクル製品に抵抗があるため	53	25.2%
6 特に理由はない	37	17.6%
7 その他	23	11.0%
8 無回答	52	24.8%



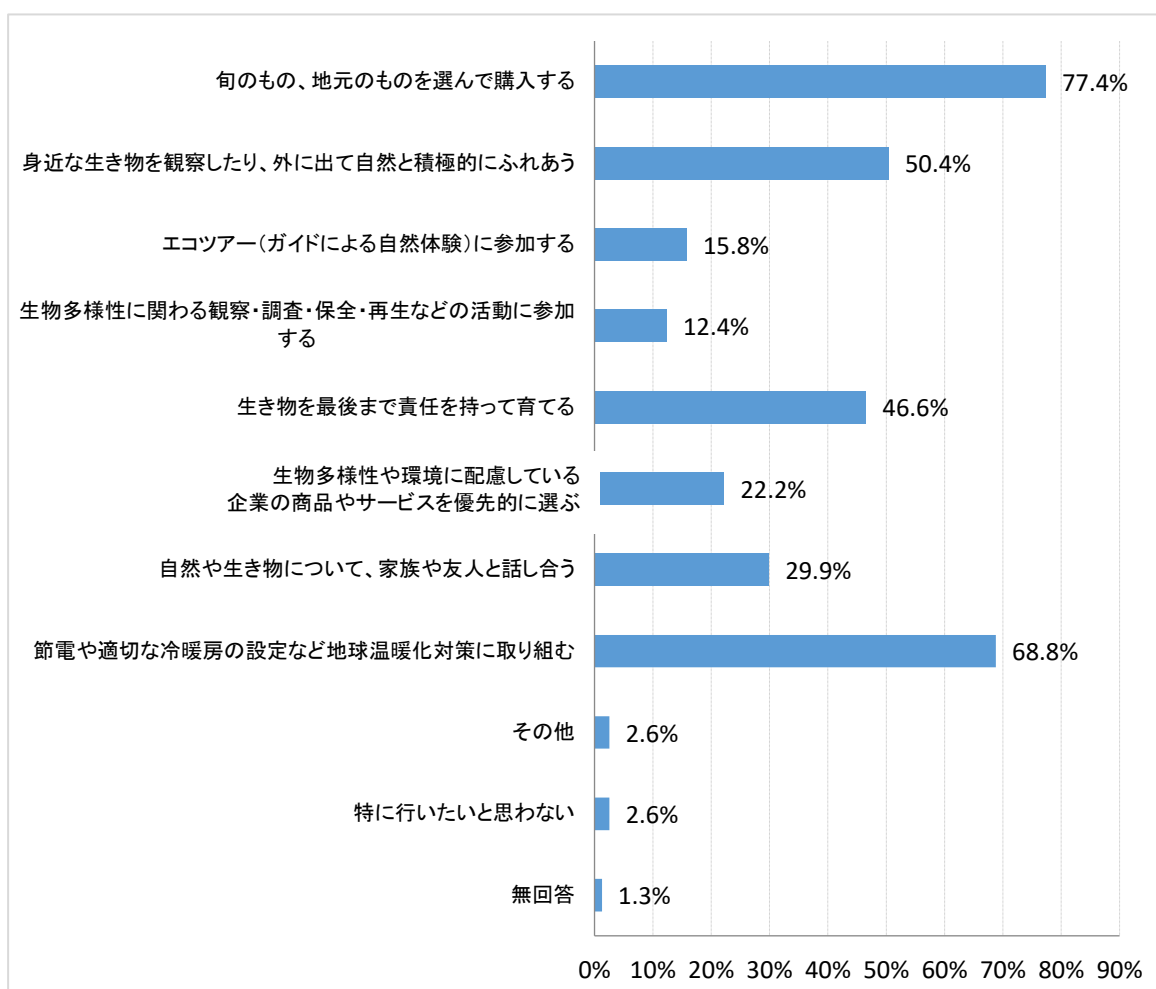
〔問12〕あなたは、「生物多様性」について知っていますか。次の中から1つだけ選んでください。

	選択肢	回答者数	構成比
1	知っている	87	37.2%
2	「生物多様性」という言葉は聞いたことがあるが内容は知らなかった	96	41.0%
3	聞いたこともなく、知らなかった	51	21.8%
	計	234	100.0%



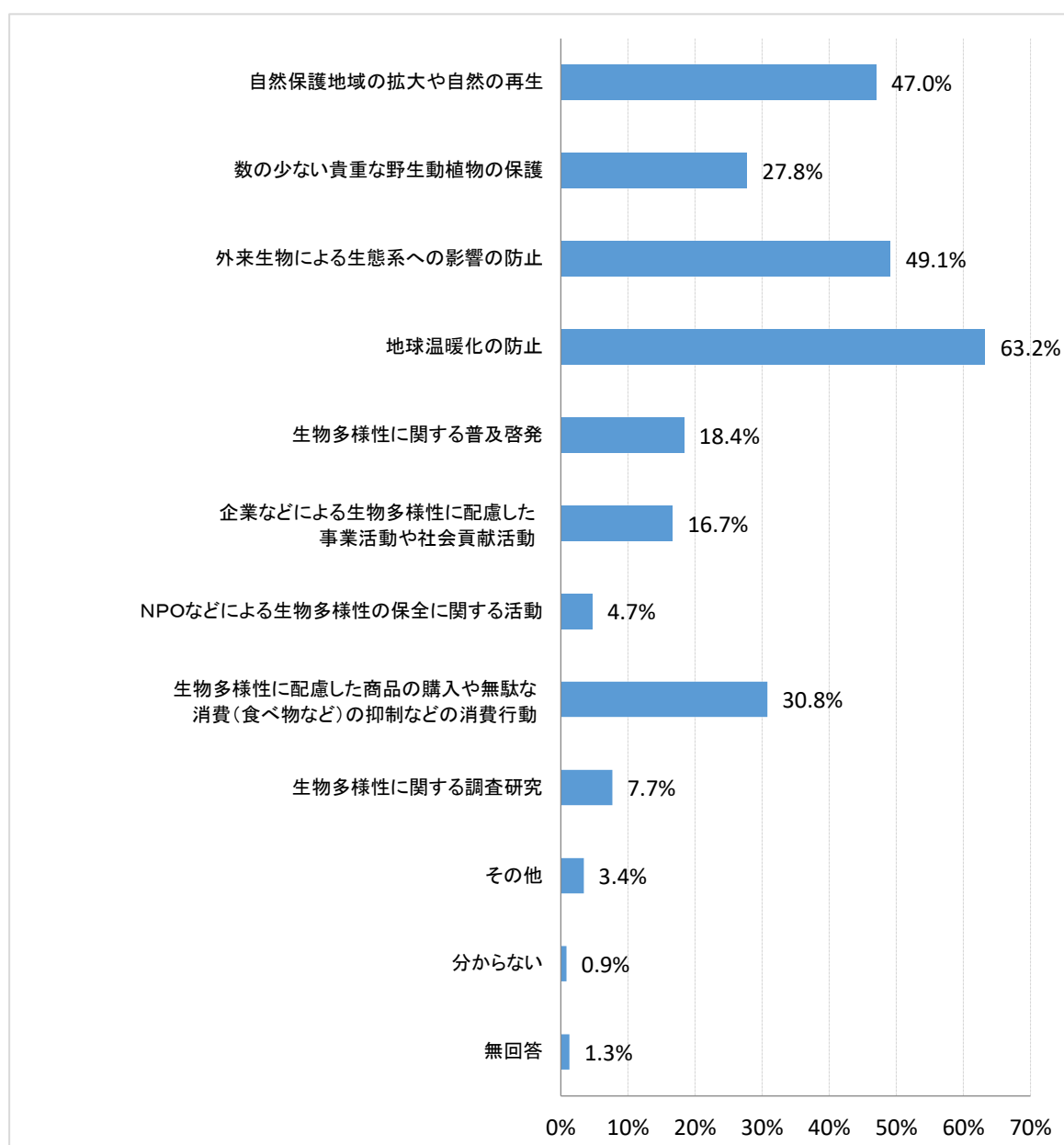
〔問13〕あなたは、生物多様性に配慮した次の行動で既に取り組んでいる、または取り組んでみたいと思うことはありますか。あてはまるものをすべて選んで○をつけてください。

選択肢	回答者数	
	回答者数	構成比
1 旬のもの、地元のものを選んで購入する	181	77.4%
2 身近な生き物を観察したり、外に出て自然と積極的にふれあう	118	50.4%
3 エコツアー（ガイドによる自然体験）に参加する	37	15.8%
4 生物多様性に関わる観察・調査・保全・再生などの活動に参加する	29	12.4%
5 生き物を最後まで責任を持って育てる	109	46.6%
6 生物多様性や環境に配慮している企業の商品やサービスを優先的に選ぶ	52	22.2%
7 自然や生き物について、家族や友人と話し合う	70	29.9%
8 節電や適切な冷暖房の設定など地球温暖化対策に取り組む	161	68.8%
9 その他	6	2.6%
10 特に行いたいと思わない	6	2.6%
11 無回答	3	1.3%



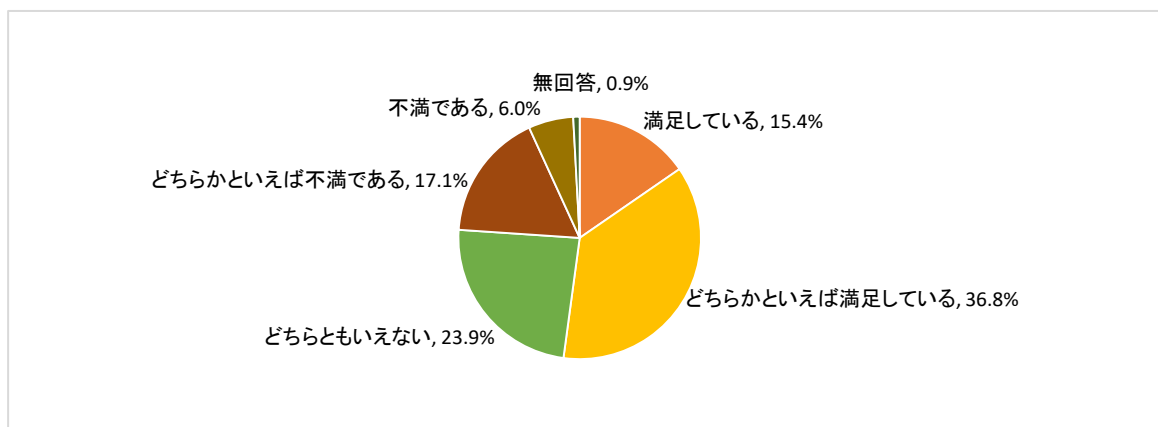
〔問14〕あなたは、生物多様性を保全するために、どのようなことが重要だと考えますか。3つまで選んでください。

選択肢	回答者数	
	回答者数	構成比
1 自然保護地域の拡大や自然の再生	110	47.0%
2 数の少ない貴重な野生動植物の保護	65	27.8%
3 外来生物による生態系への影響の防止	115	49.1%
4 地球温暖化の防止	148	63.2%
5 生物多様性に関する普及啓発	43	18.4%
6 企業などによる生物多様性に配慮した事業活動や社会貢献活動	39	16.7%
7 NPOなどによる生物多様性の保全に関する活動	11	4.7%
8 生物多様性に配慮した商品の購入や無駄な消費（食べ物など）の抑制などの消費行動	72	30.8%
9 生物多様性に関する調査研究	18	7.7%
10 その他	8	3.4%
11 分からない	2	0.9%
無回答	3	1.3%



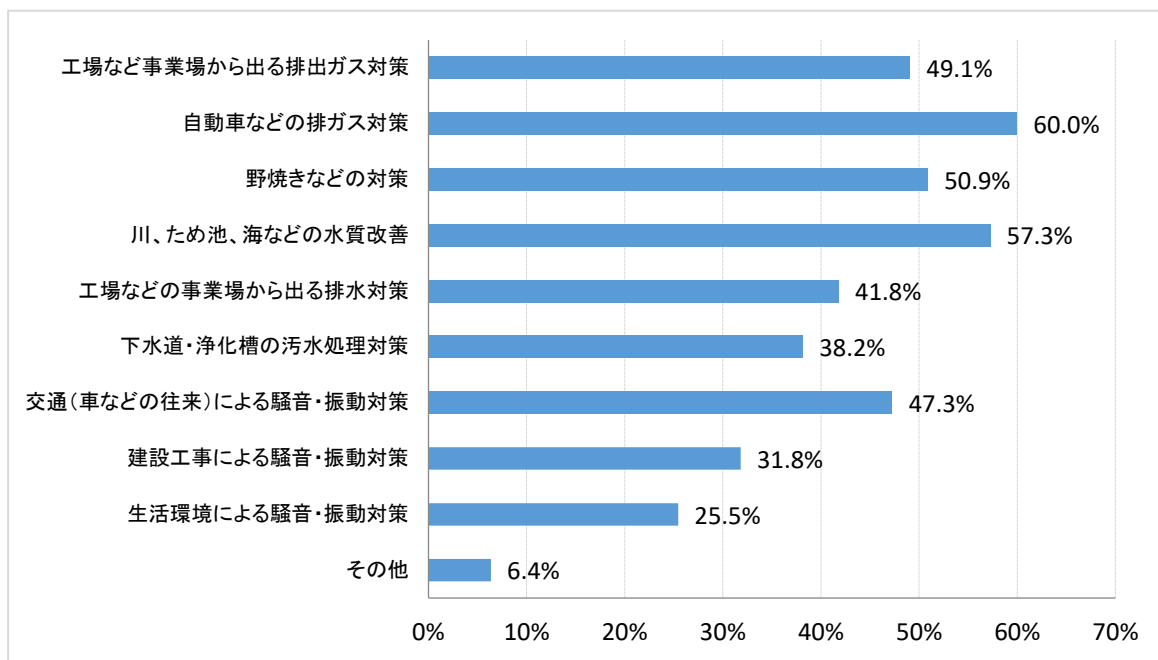
〔問15〕あなたは、現在の生活環境（大気のきれいさ・水のきれいさ・騒音の少なさ）について満足していますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
1 満足している	36	15.4%
2 どちらかといえば満足している	86	36.8%
3 どちらともいえない	56	23.9%
4 どちらかといえば不満である	40	17.1%
5 不満である	14	6.0%
6 無回答	2	0.9%
計	234	100.0%



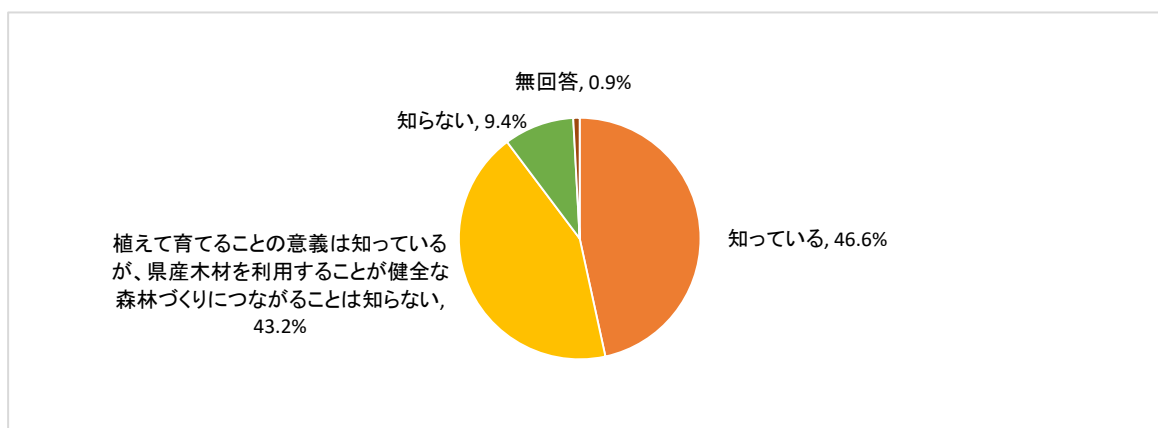
〔問16〕 問15で「3」、「4」、「5」と答えた方にお聞きします。生活環境の向上のため、今後、どのような施策が必要だと思いますか。あてはまるものをすべて選んで○をつけてください。

		回答者数	110
	選択肢	回答者数	構成比
1	工場など事業場から出る排出ガス対策	54	49.1%
2	自動車などの排ガス対策	66	60.0%
3	野焼きなどの対策	56	50.9%
4	川、ため池、海などの水質改善	63	57.3%
5	工場などの事業場から出る排水対策	46	41.8%
6	下水道・浄化槽の汚水処理対策	42	38.2%
7	交通（車などの往来）による騒音・振動対策	52	47.3%
8	建設工事による騒音・振動対策	35	31.8%
9	生活環境による騒音・振動対策	28	25.5%
10	その他	7	6.4%



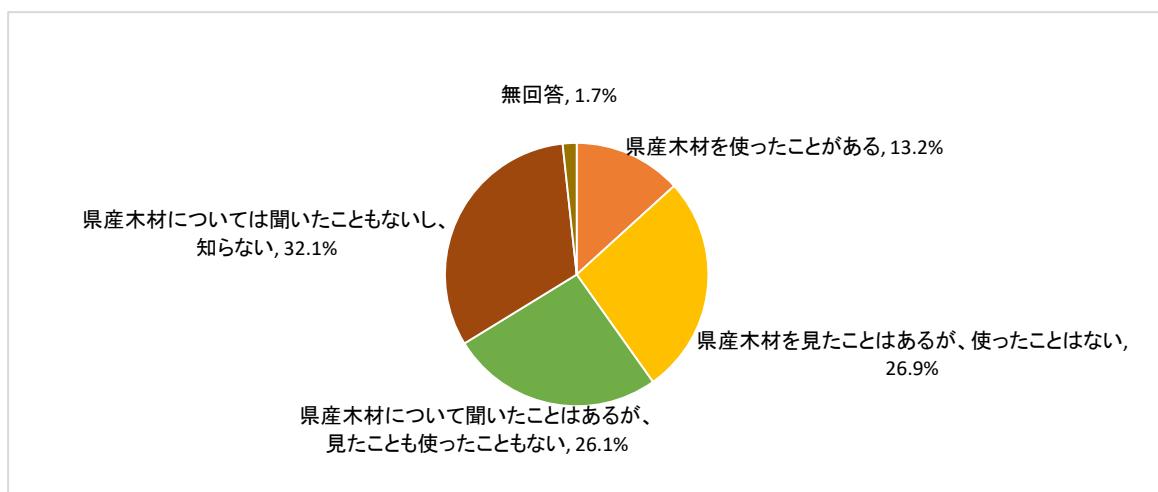
〔問17〕あなたは、計画的に植林して育てるだけでなく、県内の森林から生産される木材を利用することが、循環が保たれた健全な森林づくりにつながることを知っていますか。次の中から1つだけ選んでください。

	選択肢	回答者数	構成比
1	知っている	109	46.6%
2	植えて育てることの意義は知っているが、県産木材を利用することが健全な森林づくりにつながることは知らない	101	43.2%
3	知らない	22	9.4%
4	無回答	2	0.9%
	計	234	100.0%



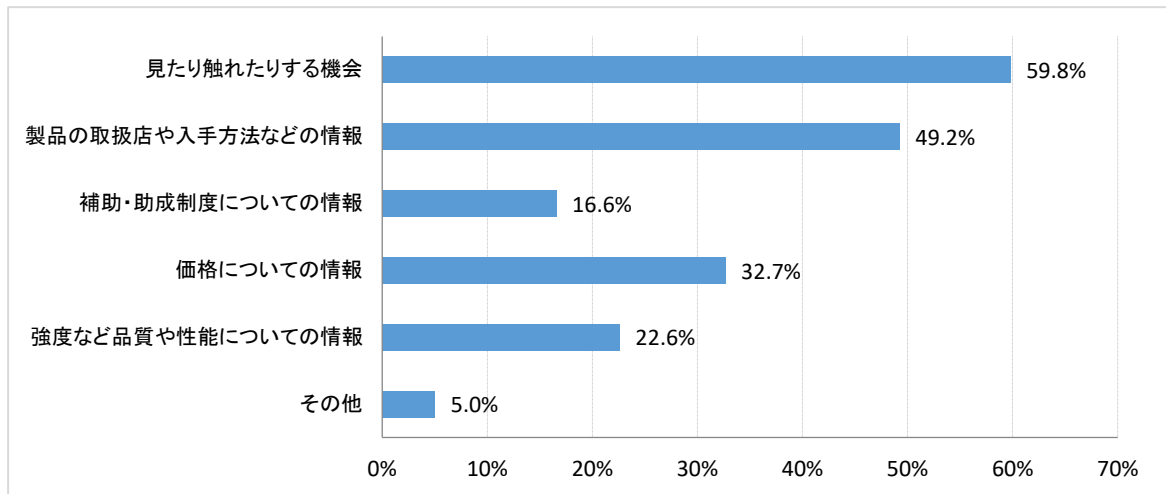
〔問18〕香川県では、県産木材（県産ヒノキなど）の認知度を高めるため、香川県産木材認証制度により、産地・品質を認証して県産木材のブランド化を推進するとともに、県産木材製品のPR活動を行っています。あなたは、県産木材を見たり使ったりしたことがありますか。次の中から1つだけ選んでください。

	選択肢	回答者数	構成比
1	県産木材を使ったことがある	31	13.2%
2	県産木材を見たことはあるが、使ったことはない	63	26.9%
3	県産木材について聞いたことはあるが、見たことも使ったこともない	61	26.1%
4	県産木材については聞いたこともないし、知らない	75	32.1%
5	無回答	4	1.7%
	計	234	100.0%



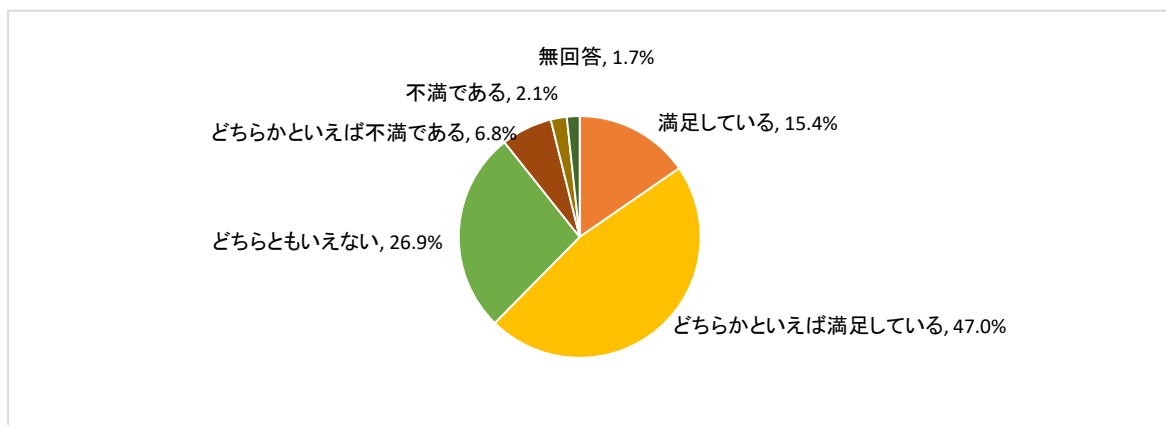
〔問19〕 問18で「2」、「3」、「4」と答えた方にお聞きします。県産木材について、どのような機会や情報があれば使ってみたいと思いますか。2つまで選んでください。

		回答者数	199
選択肢		回答者数	構成比
1	見たり触れたりする機会	119	59.8%
2	製品の取扱店や入手方法などの情報	98	49.2%
3	補助・助成制度についての情報	33	16.6%
4	価格についての情報	65	32.7%
5	強度など品質や性能についての情報	45	22.6%
6	その他	10	5.0%



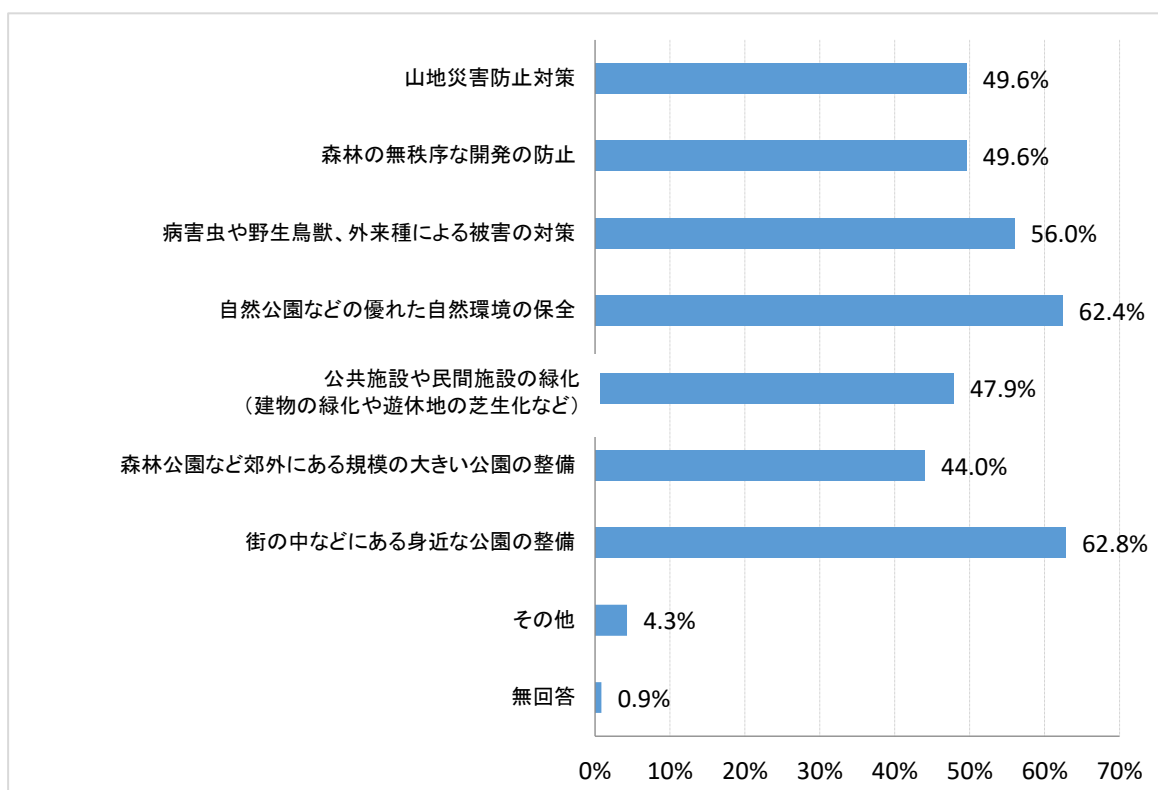
〔問20〕 香川県のみどり（森林・公園など）について、満足していますか。次の中から1つだけ選んでください。

		回答者数	構成比
選択肢		回答者数	構成比
1	満足している	36	15.4%
2	どちらかといえば満足している	110	47.0%
3	どちらともいえない	63	26.9%
4	どちらかといえば不満である	16	6.8%
5	不満である	5	2.1%
6	無回答	4	1.7%
計		234	100.0%



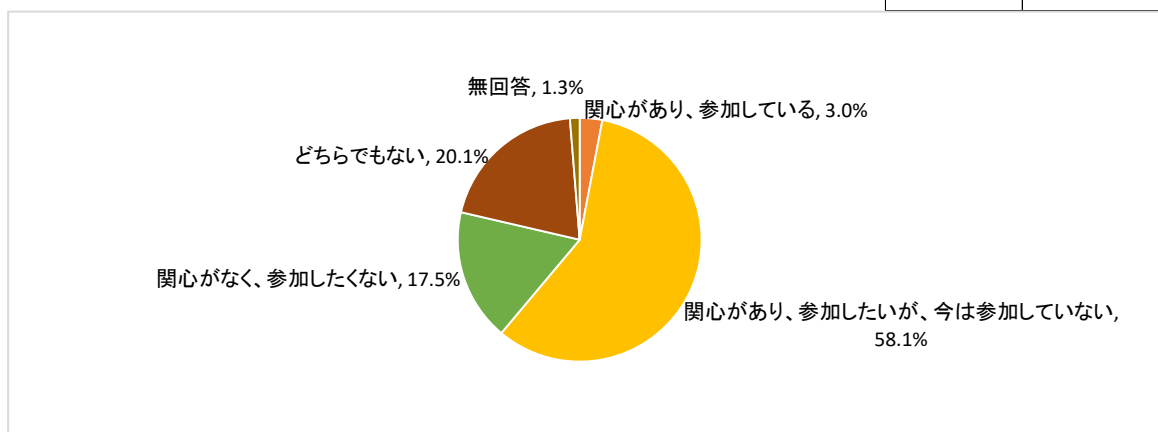
〔問21〕あなたは、香川県のみどり（森林・公園など）の充実に向け、県が行う次の施策のうち期待するものをすべて選んで○をつけてください。

選択肢	回答者数	
	回答者数	構成比
1 山地災害防止対策	116	49.6%
2 森林の無秩序な開発の防止	116	49.6%
3 病虫害や野生鳥獣、外来種による被害の対策	131	56.0%
4 自然公園などの優れた自然環境の保全	146	62.4%
5 公共施設や民間施設の緑化（建物の緑化や遊休地の芝生化など）	112	47.9%
6 森林公園など郊外にある規模の大きい公園の整備	103	44.0%
7 街の中などにある身近な公園の整備	147	62.8%
8 その他	10	4.3%
9 無回答	2	0.9%



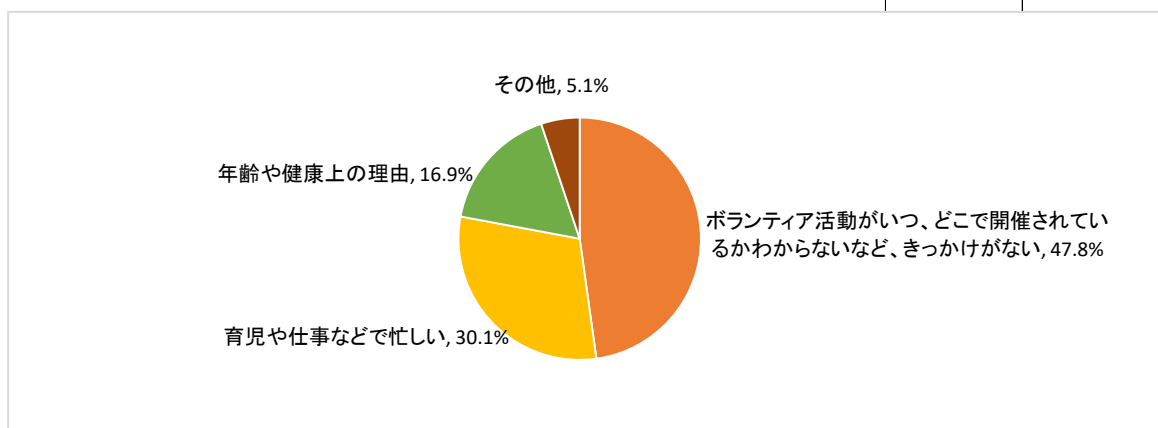
〔問22〕あなたは、森林ボランティア活動に関心がありますか。また、参加したいと思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
1 関心があり、参加している	7	3.0%
2 関心があり、参加したいが、今は参加していない	136	58.1%
3 関心がなく、参加したくない	41	17.5%
4 どちらでもない	47	20.1%
5 無回答	3	1.3%
計	234	100.0%



〔問23〕問22で「2」と答えた方にお聞きします。その理由を次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
1 ボランティア活動がいつ、どこで開催されているかわからないなど、きっかけがない	65	47.8%
2 育児や仕事などで忙しい	41	30.1%
3 年齢や健康上の理由	23	16.9%
4 その他	7	5.1%
計	136	100.0%



6 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
令和元年 5 月 27 日 ～令和元年 6 月 17 日	県政世論調査（調査項目：環境施策について）
令和 2 年 1 月 16 日	知事から香川県環境審議会に諮問 ・香川県環境基本計画の策定について
令和 2 年 1 月 17 日	環境審議会から環境審議会計画部会への付託 ・香川県環境基本計画の策定について
令和 2 年 1 月 22 日	第 45 回 香川県環境審議会 計画部会 ・次期計画の策定方針と現行計画の評価について審議
令和 2 年 3 月 25 日	第 46 回 香川県環境審議会 計画部会 ・次期計画の基本目標および施策体系について審議
令和 2 年 11 月 24 日	第 47 回 香川県環境審議会 計画部会 ・次期計画の基本目標・施策体系の見直しについて審議
令和 3 年 1 月 19 日	第 48 回 香川県環境審議会 計画部会 ・計画の骨子（案）について審議
令和 3 年 2 月	令和 3 年 2 月定例県議会 ・計画の骨子（案）を報告
令和 3 年 5 月	第 49 回 香川県環境審議会 計画部会（書面開催） ・計画（素案）について審議
令和 3 年 6 月	令和 3 年 6 月定例県議会 ・計画（素案）を報告
令和 3 年 6 月 7 日 ～令和 3 年 6 月 20 日	環境の保全、みどりの保全に関するアンケート調査 （調査対象：県政モニター）
令和 3 年 6 月 29 日 ～令和 3 年 7 月 28 日	パブリック・コメント（意見公募）の実施 ・計画（素案）について意見募集
令和 3 年 8 月	第 50 回 香川県環境審議会 計画部会（書面開催） ・計画（案）について審議
令和 3 年 9 月	令和 3 年 9 月定例県議会 ・香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例に基づき、香川県環境基本計画（案）を議案提出

7 香川県環境審議会委員名簿

諮問日（令和2年1月16日）から答申日（令和3年 月 日）まで

氏名	職名
○ 猪熊 由利子	JA 香川県女性部副部長（～令和2年4月28日）
○ 上川 祥代	JA 香川県女性部副部長（令和2年5月22日～）
奥村 栄朗	元国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所四国支所研究専門員
梶 正治	香川県市長会会長（丸亀市長）（～令和3年4月23日）
平岡 政典	香川県市長会会長（善通寺市長）（令和3年4月28日～）
○ 勝浦 敬子	NPO グリーンコンシューマー高松代表（～令和2年7月14日）
○ 片山 仁子	おたがいさま高松代表（令和2年7月15日～）
会長代理 ○ 金子 之史	香川大学名誉教授
○ 鎌田 佳子	ビジネス香川副編集長
木村 昭代	香川県薬剤師会常務理事
木村 薫	香川県森林組合連合会代表理事会長（～令和2年7月14日）
道久 工	香川県森林組合連合会代表理事専務（令和2年7月15日～）
○ 久米川 啓	香川県医師会会長
小林 剛	香川大学農学部准教授
齋藤 正人	香川県公衆浴場業生活衛生同業組合副理事長
○ 新川 伸子	香川県公立小・中学校女性校長会長（～令和2年5月18日）
○ 濱崎 良重	元香川県公立小・中学校女性校長会長（令和2年5月19日～）
末永 慶寛	香川大学創造工学部教授
須那 滋	元香川県立保健医療大学教授（～令和2年7月14日）
平尾 智広	香川大学医学部教授（令和2年7月15日～）
○ 妹尾 理子	香川大学教育学部教授（～令和3年3月31日）
○ 大西 えい子	香川大学教育学部特命教授（令和3年4月1日～）
○ 竹内 麗子	香川県各種女性団体協議会会長（～令和2年5月15日）
○ 吉岡 和子	香川県各種女性団体協議会会長（令和2年5月16日～）
○ 谷川 俊博	香川県町村会会長（宇多津町長）
常川 真由美	環境省四国環境パートナーシップオフィス所長
○ 寺林 優	香川大学創造工学部教授
土手 美恵	NPO 法人どんぐりネットワーク理事 副会長
永島 浩一郎	香川県漁業協同組合連合会常務理事
新見 治	香川大学名誉教授（～令和2年7月14日）
寺尾 徹	香川大学教育学部教授（令和2年7月15日～）
野崎 正博	香川県猟友会会長（～令和2年7月14日）
土井 清三	香川県猟友会代表理事（令和2年7月15日～）
原 直行	香川大学経済学部教授
○ 藤本 智子	弁護士
会長 ◎ 増田 拓朗	香川大学名誉教授
三野 八重子	県 PTA 連絡協議会事務局長
矢本 賢	日本野鳥の会香川県支部 支部長（～令和2年4月11日）
川南 勉	日本野鳥の会香川県支部 支部長（令和2年4月12日～）
○ 吉田 英子	香川県商工会議所女性会連合会副会長

◎は計画部会長、○は計画部会委員

計 29 名（50 音順）

香川県環境基本計画

令和 年 月

香川県環境森林部 環境政策課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL 087-832-3213



この冊子は古紙配合率100%
再生紙を使用しています。